

地 研 年 報

第25号

論 説

地域社会を担う人材育成を目指した本学栄養教諭課程の
学内養成および教育実習の取り組み

..... 阿部 稚里 (1)

1970年代の大都市部における政治意識の変容

－美濃部東京都政の支持基盤を事例として－

..... 川上 哲 (13)

金融的収益の重要化と格差の変動の関係

－資本収益率均等化の観点から

..... 田添 篤史 (37)

調 査

クラウド型ERPの拡張

..... 大畑 智史 (53)

短期大学生のアイデンティティ発達と進路選択時の母親との

コミュニケーション

..... 高橋 彩 (61)

研究報告

地域包括支援センターにおける「地域課題の政策提言」に関する研究

－2019年度「三重短期大学政策研究・研修」の成果報告－

..... 武田 誠一・松田 佳浩・川岸 健太郎

上村 博一・工藤 暢久 (73)

実践報告

「津ぶらんど化推進品目を使用した大量調理向けの献立の考案」

..... 駒田 亜衣・中井 晴美 (93)

2019年度地域問題研究所活動記録

地域問題研究所概要

研究活動

地域問題研究所刊行物

2020年9月

三重短期大学地域問題研究所

地域社会を担う人材育成を目指した 本学栄養教諭課程の学内養成および教育実習の取り組み

阿部 稚里

I. はじめに

栄養教諭制度は、学校における食に関する指導の推進に中核的な役割を担うことを期待され、2005 年度に創設された¹⁾。その職務は(1)食に関する指導と(2)学校給食の管理があり¹⁾、免許を受けるためには、教育職員免許法別表第2の2第2欄に定める基礎資格(栄養士法²⁾の規定により管理栄養士または栄養士の免許を受けていること)を有し、同表第4欄に定める単位を修得する必要がある³⁾。従って、大学や短期大学における栄養教諭の養成は栄養士または管理栄養士養成校のみで行われており^{註1)}、本学も2005年度(54期生)から2018年度(66期生)まで栄養教諭(二種免許)の養成を行っていた。

栄養教諭養成は、上記の教育職員免許法³⁾と学習指導要領等⁴⁾で求められている内容を踏まえ、各大学の特性を考慮して行われている。本学は地域社会を担う人材育成を目的の1つにしており、栄養教諭養成においても、本学が設置されている津市や三重県の子どもの姿や地域の実情を踏まえた食育が行えることを目指した。主に栄養教諭養成に携わっていたのは、各年度教職科目担当教員2名および食物栄養学専攻所属の教員1名の合計3名(以下教職担当教員)のみであり、詳細な養成内容については学内でもあまり知られていなかった。そこで本稿では、地域社会を担う人材育成を目指した栄養教諭課程の学内養成および教育実習の取り組みをまとめ、本学における栄養教諭養成の資料の一つとした。

II. 学内養成課程の取り組み

1. 栄養教諭課程履修の必修科目

栄養教諭課程の履修ができるのは、生活科学科食物栄養学専攻の学生のみだった。栄養教諭二種の資格を取得するためには、本学の卒業要件に加え、栄養士法²⁾および同法施行規則⁵⁾に規定する所定の単位を修得し、かつ、教育職員免許法³⁾および同法施行規則⁶⁾で定められた所定の単位を修得する必要があった。本学における栄養教諭課程履修の教職必修科目を表1に示した。

表1 教育職員免許法施行規則^①に規定する科目のうち、本学の栄養教諭課程履修の必須科目一覧

	本学での開設講座名	単位数
栄養に係る教育に関する科目	学校栄養指導論	2
教職の意義等に関する科目	教師論	2
教育の基礎理論に関する科目	教育の基礎理論	2
	発達と学習	2
教育課程に関する科目	道德教育の研究	2
	特別活動指導論	2
	教育方法論	1
生徒指導及び教育相談に関する科目	生徒指導論	1
	教育相談(カウンセリングを含む)	2
教育実践演習	教職実践演習(栄養教諭)	2
栄養教育実習	事前・事後指導	1
	栄養教育実習	1
日本国憲法	日本国憲法Ⅰまたは日本国憲法Ⅱ	2
体育	体育講義	2
	体育実技	1
外国語コミュニケーション	英語Ⅰ、独語Ⅰ、仏語Ⅰ、中国語Ⅰのいずれか	2
情報機器の操作	情報処理実習Ⅰまたは情報処理実習Ⅱ	1

*その他教育職員免許法^③別表第2の2第2欄に定める基礎資格を有する必要がある。

2. 1年次の栄養教諭養成課程の取り組み

(1) 教職オリエンテーション

入学当初のオリエンテーション時に、栄養教諭課程の履修を希望する学生に対し、教職担当教員が養成課程の内容について説明後、質疑応答を行った。学生から出た主な質問内容は、「栄養士必修科目と教職必修科目の両立は可能か」だった。本学のカリキュラム構成は、栄養士必修科目と教職必修科目両方の履修を可能としていたが、科目数が多くなる分学生の負担は増える。しかし、両立している学生もいることなどを丁寧に説明し、学生の不安を取り除くよう努めた。オリエンテーション終了後、栄養教諭課程の履修を希望する学生には、教職課程を希望する理由について1,000文字程度でレポート提出を求めた。このレポートは内容で選別するものではなく、栄養教諭課程を履修する意思表示として扱い、期限までにレポートを提出した学生全員の栄養教諭の履修を認めた。

(2) 1年次に履修すべき科目

栄養教諭免許を取得するために1年次に履修すべき科目は、学校栄養指導論、教師論、教育の基礎理論または発達と学習、道德教育の研究または特別活動指導論、教育相談(カウンセリングを含む)または教育方法論・生徒指導論、日本国憲法Ⅰまたは日本国憲法Ⅱおよび1年次に開講されている栄養士免許必修科目だった。これらの科目の単位が取得できなかったり、総合評価が良に達しなかったりした学生は教職担当教員と話し合い、これ以上の教職関連科目の履修が負担であると判断した場合は、栄養教諭課程の履修をやめることもあった。

（３） 学校栄養指導論

学校栄養指導論は、教育職員免許法施行規則^⑥に規定された栄養に係る教育に関する科目として本学が開講した科目である。１年次後期に開講され、津市および三重県内小学校の校長、学校栄養職員、栄養教諭として長年活躍された先生方に担当していただいた。その内容は、栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項、幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項、食生活に関する歴史的及び文化的事項、食に関する指導の方法に関する事項である。いずれも津市や三重県の子どもの姿や地域の実情を踏まえた内容だった。学生からは、「実際にやっている地産地消の食育の内容を学べてよかった」、「栄養教諭の実際の職務内容が分かった」、「小学校時代に学校給食で食べた津ぎょうざを考案した先生に会えて感激した」などの意見が出た。

３． ２年次の栄養教諭養成課程の取り組み

（１） 事前事後の指導

事前事後の指導は、教育職員免許法施行規則^⑥に規定された栄養教育実習として学内で開講した科目である。２年次通年に開講され、学内の教職担当教員３名が担当した。前期分のスケジュールの１事例を表２に示した。第１回「オリエンテーション」では、学生部の教職担当者から本学の栄養教育実習の事務的手続きの説明や教育実習ノートの配布が行われた。第１回「栄養教育実習の充実に向けて」では、教職担当教員から栄養教諭制度、昨年度の栄養教育実習の内容や実習を終えて後輩に伝えたいことなどを教授した。第２回「食と栄養に関する知識の確認」では、これまでに学んできた教科内容の中で、小学校の食育に必要な知識について小テストを行い、学習内容の復習や知識の定着に努めた。第２回から４回「給食一言指導」では、児童の発達や食に関する指導の全体計画例を考慮しながら発表学年を決め、給食一言指導案および媒体を作成して１・３分内で終わる給食一言指導を行い、お互いに評価しあった。評価対象は、学年に対応した内容、声の大きさ、媒体の分かりやすさ・見やすさなどだった。第５回以降「学習指導案検討」では概ね１人２回学習指導案を作成し、第８回以降「模擬授業」を行った。対象学年や内容は、学習指導案作成時までに教育実習先から提示されていればその内容を、まだ提示されていない場合は学生が昨年度の模擬授業例を参考に決めた。学年と内容は学生間で被らないように調整した。学習指導案検討では毎回全員が指導案を提出し、学生全員と教職担当教員で検討を行った。学生からは、「自分が行わない授業でも詳細が分かり勉強になった」、「他の学生の指導案で自分が授業できるか考えることが自分の指導案の分かりやすさにも繋がった」などの意見が出た。指導案の形式は、題材名、題材設定の理由、題材（本時）の指導目標、媒体・準備物リスト、本時の指導案（主な学習内容と活動、指導上の留意点、媒体・準備物、時間配分を導入・展開・まとめに分けて記載）、評価だった。

２年次の後期は教育実習のレポート作成、教育実習発表会準備、教育実習発表会と評価、総合討論とまとめを行なった。教育実習発表会では、各自パワーポイント１０枚前後で資料を作成し、１０・１５分程度のプレゼンテーションを行った。その内容は、事前訪問の内容、担当クラ

スの概要、教育実習中のスケジュール、研究授業の内容、研究授業の反省、実習中の課題、実習全体の反省・感想、後輩へのアドバイス等だった。

表2 事前・事後指導のスケジュール(前期分の1事例)

	内容
第1回	オリエンテーション、栄養教育実習の充実に向けて
第2回	食と栄養に関する知識の確認、給食一言指導案作成1(各自2回分)
第3回	給食一言指導案作成2(各自2回分)、指導案の学年と内容決定(各自2回分)
第4回	給食一言指導案発表(各自2回分)、指導案検討1
第5回	学習指導案検討2
第6回	学習指導案検討3
第7回	学習指導案検討4
第8回	模擬授業(学生A:1回目)・指導案検討5
第9回	模擬授業(学生B:1回目)・指導案検討6
第10回	模擬授業(学生C:1回目)・指導案検討7
第11回	学習指導案検討8
第12回	模擬授業(学生A:2回目)
第13回	模擬授業(学生B:2回目)
第14回	模擬授業(学生C:2回目)
第15回	模擬授業の全体評価、まとめ

*指導案検討では毎回全員が指導案を提出し、学生全員と教員で検討を行った。

(2) 教職実践演習(栄養教諭)

教職実践演習(栄養教諭)(以下、教職実践演習)は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令⁶⁾(施行日2009年4月)により2010年度入学生から導入された教職に関する科目であり、教職実践演習の扱う内容および方法が例示されている⁷⁾(表3)。本学では2年次後期に開講され、学内の教職担当教員1-2名が担当し、上記の例示内容を網羅するため特別講師の講演なども取り入れた。スケジュールの1事例を表4に示し、表3の対応も追記した。第2回「児童の実際に関する意見交換」、第3回「教育実習中の学級運営に関する事例研究」および第9回「教育実習中の給食運営に関する事例研究」では、教育実習中の体験を元に、学生が資料の説明を行ったり、学校の実際についてグループディスカッションを行ったりした。第4回から6回「模擬授業、給食指導発表と評価」では、教育実習中に行った研究授業を基本とし、実際の児童の反応や実習校内での反省会などで指摘を受けた箇所についても議論を行った。第7回から8回「教科の指導力に関する振り返り」および第14回「教科の指導力についての意見交換」では、学校栄養指導論のみならず、教科に関わる卒業必修科目および栄養士必修科目で学んできたことや栄養教諭としての活動に活かせる場面について、まずは各個人で履修カルテを作成して振り返った後、意見交換を行った。第10回「今後の教育職員の方向性について」では、学習指導要領、教員職員免許法および同施行規則、現職教員に対する研修制度について解説し、それぞれの項目についてグループディスカッションを行った。第11回「三重県学校給食会の見学」では、同施設で三重県内の特徴的な給食や歴代の給食のフードモデルや食育で使用する媒体を見せていただき、栄養教諭として使用する場面についてグループディスカッションを行った。第12回「スクールカウンセラーの講演」では、実際に津市内でスクールカウ

ンセラーとして活躍されている講師から最近の小・中学生が抱える問題について講演していただき、子どもが心を開ける関係づくりについてグループディスカッションを行った。第 13 回「教育支援センターの見学」では、津市教育支援センターに伺い、主に不登校の子どもに対する支援や事例について講演していただき、施設の見学も行った。第 15 回「教員になることについての意見交換」では、これまでの教職に関わる講義や学外実習を踏まえ、どのような栄養教諭を目指すのかグループディスカッションを行った。表 4 に示すように、教職実践演習で取り扱う内容および方法例⁷⁾の事項はすべて網羅していた。

表3 教職実践演習で取り扱う内容・方法例⁷⁾

内容・方法例
A インTRODクシヨン・これまでの学修の振り返りについての講義・グループ討論
B 教職の意義や教員の役割、職務内容、子どもに対する責任等についてのグループ討論・ロールプレイング
C 社会性や対人関係能力(組織の一員としての自覚、保護者や地域の関係者との人間関係の構築等)についての講義・グループ討論
D 幼児児童生徒理解や学級経営についての講義・グループ討論
E 学級経営案の作成・グループ討論
F 学校現場の見学・調査
G 社会性、対人関係能力、幼児児童生徒理解、学級経営についてのグループ討論
H 教科・保育内容等の指導力についての講義・グループ討議
I 模擬授業
J 教科・保育内容等の指導力についてのグループ討論
K 資質能力の確認、まとめ

表4 教職実践演習(栄養教諭)のスケジュール(1事例)

内容	表3対応
1回目 オリエンテーション、模擬授業準備	A, I
2回目 児童の実際に関する意見交換	D
3回目 教育実習中の学級運営に関する事例研究	E
4回目 模擬授業、給食指導発表と評価(学生A)	I, J
5回目 模擬授業、給食指導発表と評価(学生B)	I, J
6回目 模擬授業、給食指導発表と評価(学生C)	I, J
7回目 教科の指導力に関する振り返り1	H
8回目 教科の指導力に関する振り返り2	H
9回目 教育実習中の給食運営に関する事例研究	H
10回目 今後の教育職員の方向性について	B
11回目 三重県学校給食会の見学	H
12回目 スクールカウンセラーの講演	B, C
13回目 教育支援センターの見学	B, F
14回目 教科の指導力についての意見交換	J
15回目 教員になることについての意見交換	K

Ⅲ. 教育実習の取り組み

1. 教育実習校決定の過程

1 年次の成績が出た時点で栄養教諭履修希望者の単位取得状況や成績状況を確認し、特に問題がなければ名簿一覧を津市教育委員会に送付して実習校の割り当て依頼を行った。前述のように、1 年次の成績に問題がある学生は教職担当教員と話し合い、今後の履修について決定した。例年 5 月中旬から下旬にかけて津市教育委員会から実習校の決定通知があった。津市以外の在住者で、特に栄養士実習と連携して教育実習を行いたい学生は 1 年次に教職担当教員に申し出て、母校等に栄養士実習と教育実習の依頼を行なった。歴代母校等で教育実習を行った学生は 76 名中 9 名であり、その全員の実習校は三重県内だった。

2. 事前訪問

実習校が決定したら本学から実習校への依頼連絡を行い、その後学生が実習校へ受け入れのお礼と事前訪問の依頼を電話で行った。大半の学生は6月または7月に事前訪問を行った。夏休みに2回目の事前訪問がある実習校もあった。事前訪問の内容は、実習校の特徴、教育実習のオリエンテーション、持ち物確認、学習指導案検討などだった。学習指導案検討はメールやFAXなどで複数回行う実習校もあった。

3. 教育実習内容

(1) 教育実習中のスケジュール

教育実習は9月または10月に実施する実習校が大半だった。教育実習中のスケジュールの例を表5に示した。教育実習は5日間しかないので、主に学級運営および児童との関わりを重視した実習が大半だったが、1部給食実習を取り入れた実習校もあった。基本的に学生は配置されたクラスにおいて様々な学級運営から児童との関わりを増やし、そのクラス特性に合わせた研究授業を行った。担任の先生からは児童との関わり方を、栄養教諭の先生からは食育授業の方法を教授していただいた。その他、栄養教諭の職務をはじめ学校運営に関わる講話がある実習校が大半だった。

表5 教育実習中のスケジュール(1事例)

	実習1日目	実習2日目	実習3日目	実習4日目	実習5日目
授業前	職員会議参加	職員会議参加	職員会議参加	職員会議参加	職員会議参加
1限目	授業参観	給食指導準備	授業参観	授業参観	研究授業準備
2限目	教材研究	授業参観	授業参観	授業参観	研究授業
3限目	授業参観	養護教諭講話	授業参観	指導案の検討	研究授業反省会
4限目	授業参観	教材研究	授業参観	指導案の検討	授業準備
給食・昼休み	給食指導	給食指導	給食指導・他学年	給食指導・他学年	給食指導
5限目	給食だより作成	授業参観	授業参観	授業参観	栄養教諭講話
6限目	指導案検討	教材研究	教材研究	養護教諭講話	授業参観
授業後	教材研究	部活動見学	教材研究	指導案の検討	教育実習反省会

(2) 研究授業内容

歴代76名の研究授業の学年とタイトル一覧を表6に示した。研究授業の学年とタイトルは、学生自身が希望して実現したものと、実習校が指定したものがあつた。最も多かった学年は4年生(23人、30.3%)であり、最も少なかった学年は1年生(5人、6.6%)だった。ある栄養教諭の先生によると、「3・5年生は教育実習生の受け入れや研究授業を行った経験があるクラスが多く、児童の反応も大きいので、教育実習生の研究授業が行いやすい。1・2年生は教育実習に慣れておらず、6年生は行事が多いため研究授業の受け入れは難しいことがある」とのことだった。

表6 研究授業の各学年とタイトル一覧

学年	人数	(%)	タイトル
1年生	5	(6.6%)	すききらいなくたべよう しょくじのマナーはかせになろう きゅうしょくについて考えよう ばななうんちをだそう よくかんで食べよう
2年生	10	(13.2%)	楽しくごはんを食べるために出来ることを考えよう どんなおやつがいいのか じょうずなおやつのとりにかたをかかんがえよう×2 しゅんのやさいとその良さを知ろう 野菜を食べよう 野さいとなかよくならう！！ 朝食の大切さをしろう 朝ごはんをしっかり食べよう おいしいご飯をありがとう
3年生	14	(18.4%)	バイキングにチャレンジ 1日に必要な野菜の量を知ろう 野菜をしろう おやつの食べ方を考えよう！×5 すききらいしないで食べよう！×2 よくかんで食べよう！×2 食品のはたらきを知ろう～あか・き・みどり～ ご飯が口に入るまで
4年生	23	(30.3%)	育ちざかりに大切な栄養がとれる食品を知る 野さいを食べよう×4 季節の野菜を知ろう×2 にんじんはかせになろう！ すくすく育て私の体 よりよいからだの育ち 朝食で体にスイッチオン 元気な一日のスタートは、よい朝ごはんから おやつの取り方に気を付けよう おやつはかせになろう！ おやつの食べ方を考えよう 強い骨をつくろう！ 好き嫌いせずに食べよう よくかんで食べよう！～かむかむレッスン～ よくかんで食べよう 清涼飲料水の飲みすぎにきをつけよう 牛乳のひみつ ジュースの飲みすぎに注意しよう！ 魚を食べよう
5年生	16	(21.1%)	バランスの良い朝ごはんを考えよう 朝ごはんを食べて元気になろう 元気いっぱい朝ごはん～笑顔あふれる毎日に～ 朝ごはんの大切さを知ろう バランスの良い食事をしよう！×3 野菜博士になろう！ 野菜マスターになろう 旬の野菜を食べよう 変身する大豆 清涼飲料水について考えよう 飲み物について考えよう カルシウムをとって丈夫な骨を作ろう 塩分について アイスについて
6年生	8	(10.5%)	感謝して食べよう しっかり食べよう！朝ごはん みんなでつくろう元気な朝ごはん！ 行事食で日本の四季を味わおう！ 旬の食べ物を知ろう！～野菜・いも・果物～ 旬の野菜 バランスの良い食事をしよう！ カルシウムを摂って骨を強くしよう！！

研究授業の内容と食に関する指導における分類を表7に示した。多かった研究授業の内容は、野菜について（17人、22.4%）、おやつについて（16人、21.1%）、朝ごはんについて（10人、13.2%）だった。野菜についての研究授業を行った学生からは「給食の野菜残食を減らしたい」、「自分が小学校の時の食育で野菜を食べるように頑張ったため」、「児童が買い物に行く機会が減って旬の野菜も分からなくなっているから」などの選択した意見が聞かれた。社会科と連動し、三重県でよく収穫される野菜を教材に出す学生もいた。食に関する指導の目標にある6つの目標の分類^{8), 注2)}では、複数の目標を目指した研究授業もあったが、その授業内容から主な目標を1つ選択した。最も多かった目標は②心身の健康（52人、68.4%）であり、他の目標は少数だった。心身の健康の目標は“心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける”である⁸⁾。授業の導入部分で児童自身あるいはモデルの食事摂取状況を振り返り、展開部分でどのような食事が良いか班行動や媒体を使って考えさせ、まとめて今後の食事摂取について目標を立てさせるといった形式は、経験不足な教育実習生にとって取り組みやすかったのかもしれない。

研究授業を終えた学生の感想は、「児童に楽しいと言ってもらえてよかった」、「児童からの野菜を頑張って食べるという感想が嬉しかった」などがあつた。反省点として、時間配分、声の大きさ、準備不足などが挙げた。

表7 研究授業内容と食に関する指導の分類

	項目	人数	%
研究授業内容の分類	野菜について	17	(22.4)
	おやつについて(清涼飲料水を含む)	16	(21.1)
	朝ごはんについて	10	(13.2)
	食事のバランスについて	7	(9.2)
	体と食事の関係について	6	(7.9)
	よく噛むことについて	5	(6.6)
	好ききらいについて	4	(5.3)
	その他	11	(14.5)
食に関する指導の分類	①食事の重要性	13	(17.1)
	②心身の健康	52	(68.4)
	③食品を選択する能力	3	(3.9)
	④感謝の心	4	(5.3)
	⑤社会性	2	(2.6)
	⑥食文化	2	(2.6)

注) 食に関する分類はその授業内容から主な目標を1つ選択した。

(3) 給食指導内容

給食指導を行った実習校が大半だったが、給食指導は全校放送や児童の給食当番が行うため、実習生が行わなかった実習校もあった。給食指導の内容は、その日の献立で使用されている食材や旬の食材の紹介、学年に合わせたクイズが多かった。また、社会科などの他の教科と連動し、その時児童が学んでいた歴史や世界の国と食材を組み合わせた内容も見られた（例：かぼちゃの名前の元の国はどこでしょうか？ 1. イタリア、2. カンボジア、3. カナダ

*それぞれの国の形に名前を書いた媒体を見せた)。給食指導に使用した媒体を教室や掲示板上に貼ってもらえる実習校もあった。

(4) その他

全学年に配布する給食だよりや給食室前の掲示板上に貼る掲示物の作成をした実習校もあった。献立作成の課題提出や給食残食調査を行った実習校もあった。外国籍の児童の在籍が多い実習校では、外国語での挨拶を行うこともあった。

(5) 後輩へのアドバイス

多かった後輩へのアドバイスとして、「5分前行動をする」、「積極的に行動し、分からないことはきちんと質問する」、「体力をつけておく」、「事前準備・課題は早めに取り組み、準備万端にしておく」、「児童の名前を覚え、積極的に関わる」、「校内で出会った人全員に挨拶をする」などが挙げられた。

おわりに

本稿では、地域社会を担う人材育成を目指した栄養教諭課程の学内養成および教育実習の取り組みをまとめた。特に地域の児童に対する食育の実態を学ぶ科目として、1年次後期の学校栄養指導論、2年次後期の教職実践演習および2年次の教育実習が挙げられた。いずれの科目も、栄養教諭の実際を聞いたり見学したりする科目であり、深い学びが得られたようである。特に最終学年の最終期に開講される教職実践演習は、栄養教諭課程の総まとめの科目に位置づけられるため、各大学でその特性に応じた内容を展開している。地域連携に関する教育活動として実際に学生が地域で食育や栄養教育（カフェも含む）を行った大学⁹⁾、¹⁰⁾や、他の教職養成課程の学生との多職種連携を主眼とした演習を行った大学¹¹⁾の報告もある。本学では栄養教諭履修生が比較的少人数（教職実践演習を始めた2010年以降：最小人数1名、最大人数10名、平均人数5.2名）だったこと、短期大学という特性上2年次後期にも学生は栄養士免許必修科目を多く履修しており、時間的な余裕があまりなかったことなどから、見学を除き学内での演習に留まっていた。家庭科および社会科教諭履修生と一部合同でグループディスカッションも行ったが、それぞれの立場からの意見をまとめるに留まり、多職種連携を目指した演習等は行えなかった。今後の教職課程では、さらに地域連携や多職種連携を養成時点から積極的に学んでいくことが必要になると考えられる。

現在までに本学が把握している範囲で、実際に栄養教諭として働いている学生は、新卒採用に合格した1名、他大学に編入学をして栄養教諭一種免許状を取得後に新卒採用に合格した1名、講師として働いた後に採用された2名である。この中には栄養教諭として文部科学省委託事業のつながる食育推進事業に参加し、学校と地域における食育の推進を進めている卒業生もいた。その他、講師として働いた3名、他大学に編入学をして家庭科教員免許も取得し、家庭

科教員として採用された2名がいる。また、その他の学生も大半が栄養士として就職し、栄養教諭履修課程で学んだことも職務に活かしている。給食調理員を勤めていた1名は科目等履修生として栄養教諭課程を履修し、職務に繋げて活躍をしている。栄養教諭履修者は合計76名と多くはなかったが、本学の目標の1つである地域社会を担う人材育成はある程度達成できたと考えられる。

教育実習を引き受けてくださった栄養教諭の先生方の中には、本学食物栄養学専攻を卒業した方が多くいた。栄養教諭制度のない時代に栄養士免許を取得し、学校栄養職員から栄養教諭に配置転換された先生、病院栄養士を勤めた後学校栄養職員を経て栄養教諭になった先生など、多様な職歴だった。本学の栄養教諭養成課程は終了したが、編入学後や栄養士を経て学校栄養職員や栄養教諭になる可能性はある。今後は栄養教育論などにおいて、栄養士の職場の一つとして栄養教諭の職務を紹介するとともに、学童期に対する栄養教育・栄養指導の一つとして、栄養教諭履修生が教育実習で行った研究授業内容なども伝えていきたい。

謝辞

教育実習をお引き受けいただきました各実習校の栄養教諭の先生方並びに校長先生をはじめとする教職員の方に厚く御礼申し上げます。栄養教諭課程に携わっていただきました本学教職員の皆さん、栄養教諭課程を履修した歴代の学生の皆さんに感謝申し上げます。

注

- 1) 栄養士または管理栄養士の資格を持ち、現に学校栄養職員として勤務している者は、一定の在職経験と都道府県教育委員会が実施する講習等において所定の単位を修得することにより、栄養教諭免許状を取得できる¹⁾。
- 2) 2019年3月に公表された食に関する指導の手引き―第二次改定版―（文部科学省）では、本稿で示した「食に関する指導の目標」は「食育の視点」に再整理された。

引用文献

- 1) 文部科学省：栄養教諭制度の概要
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/eiyou/04111101/003.htm（2020 5/18 アクセス）
- 2) 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）
https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?openerCode=1&lawId=322AC0000000245_20150801_0000000000000000（2020 5/18 アクセス）
- 3) 教育職員免許法（昭和二十四年第四百七十七号；平成二十九年法律第四十一号 改正）
https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=324AC0000000147（2020 5/18 アクセス）

- 4) 文部科学省：小学校 学習指導要領（平成 29 年告示）
https://www.mext.go.jp/content/1413522_001.pdf（2020 5/26 アクセス）
- 5) 栄養士法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二号；令和元年厚生労働省令第八十号）
https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=323M40000100002（2020 5/18 アクセス）
- 6) 教員職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号；平成三十年文部科学省令第十二号）
https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=329M50000080026（2020 5/18 アクセス）
- 7) 文部科学省：資料 8-2 教職実践演習の進め方及びカリキュラムの例
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/002/siryo/attach/1303555.htm（2020 5/26 アクセス）
- 8) 文部科学省：食に関する指導の手引きー第一次改訂版一、（東山書房）、（2010）.
- 9) 菊地 和美、村田 まり子、隈元 晴子：「教職実践演習（栄養教諭）」における地域連携に関する研究、藤女子大学 QOL 研究所紀要、13 巻、1 号、73-85 頁（2018）.
- 10) 新井 英志、百々瀬 いづみ、山部 秀子：「教職実践演習（栄養教諭）」の実践と「履修カルテ」活用の効果、天使大学紀要、18 巻、1 号、13-28 頁（2018）.
- 11) 水津 久美子、丹 佳子：養護教諭・栄養教諭養成教育における多職種連携を主眼とした演習プログラムの開発に関する研究、山口県立大学学術情報、10 号、103-113 頁（2017）.

1970年代の大都市部における政治意識の変容 —— 美濃部東京都政の支持基盤を事例として ——

川上 哲

I なぜ美濃部都政の支持構造を分析するのか—課題と視角

1 本論文の目的・課題

本論文の課題は1967年から1979年まで継続した美濃部亮吉知事による東京都政（以下、美濃部都政と表記する）を事例として、1970年代の大都市部住民の政治意識がどのように変容していったのかを、主に1967年、71年、75年の東京都知事選挙の分析を通じて明らかにすることである。1970年代は、「保革伯仲」状況の出現や無党派層の拡大など、戦後日本政治において、国民の政治意識が大きく変容していった時代である。国民の政治意識が変容していったのはなぜなのか。それを地域構造との関連から解き明かす作業の一つとして、本論文ではまず大都市部を取り上げることとした。いずれ三重県などの地方部の政治意識の変容についても実証し、比較を行う予定である。

さて本論文で重視するのは、東京都内区市町村の地域構造と都知事選挙との関係である。美濃部都政については、同都政が戦後の地方自治においてどのような意味を持っていたのか、また国政にどのような影響を与えたのかという観点から革新自治体研究の主要課題の一つとしてさまざまな検討がなされてきた¹⁾。本論文との関係からいうと、特に1967年になぜ革新統一候補であった美濃部が当選し得たのかについては、次節でみるように、美濃部都政研究の基本的なテーマの一つであった。しかし、丸山真央が「都民がなぜ革新知事を選ぶに至ったのかという有権者の投票行動の検討は、一部の例外を除いて、ほとんどおこなわれてこなかった」²⁾と指摘するように、美濃部都政期の都知事選挙について、それほど多くの実証研究がおこなわれてきたわけではない。とりわけ当時の都内区市町村の地域構造（人口、産業、住民の職業構成、所得階層など）と都知事選挙における住民の投票行動との関係についての分析は十分とはいえない。

したがって本論文では、1967年、71年、75年に行われた都知事選挙における住民の投票行動と当時の都内区市町村の地域構造との関係性を明らかにすることによって、美濃部都政が階層的にどのような支持構造を持ち、またそれがどのように変容していったのかを検討してみたい。

2 これまでの1967年、71年、75年都知事選挙研究

（1）西平重喜の1967年都知事選挙分析

本論文が対象とする1967年、71年、75年都知事選挙の過去の研究を振り返り、その意義と

限界を明らかにしておきたい。美濃部都政が成立した 1967 年の都知事選挙分析については、西平重喜の先駆的な研究がある³⁾。本論文との関係からいうと、西平の研究の意義は 2 つある。第 1 は、1967 年都知事選挙における美濃部の得票構造を都内区市町村ごとに分析し、得票率の高低に応じて地域類型化を行っていることである（以下、「西平 3 類型」と呼ぶ）。類型の第 1 は下町地域（荒川、墨田、台東、中央、千代田、港の 6 区）で、対立候補であった松下正寿の得票率が美濃部を上回った地域である。第 2 はその下町地域を取り巻く 9 区（目黒、渋谷、新宿、文京、豊島、足立、葛飾、江戸川、江東の各区）で、美濃部、松下両候補の得票率が互角であった地域である。そして第 3 は西北から城南地域（北、板橋、練馬、中野、杉並、世田谷、大田、品川の 8 区）と多摩地域で、美濃部が松下をリードした地域である。以上のように、1967 年都知事選挙の区市町村別得票率を分析し地域類型化を試みたという点ではかなり意義のある分析といえよう。しかし、「西平 3 類型」は得票率の高低、つまり、美濃部が優位か松下が優位かによって区市町村を色分けしたに過ぎず、なぜ西平のいう下町地域で松下が優位であったのか、あるいは多摩地域で美濃部が優位であったのか、その要因は明らかにされていない。

西平研究の第 2 の意義は性別や年齢、職業、支持政党といった有権者の属性や信条と支持構造との関係を、世論調査を手掛かりに分析していることである。こうした分析は都知事選挙に限らず、他の選挙分析においても行われるオーソドックスな研究であるが、1967 年都知事選挙において、美濃部がどのような層から支持されたのかを知る上で示唆に富む分析内容となっている。すなわち、美濃部の支持層には専業主婦層やホワイトカラー層が多いことなどである。こうした分析自体は極めて興味深いものではあるが、ここでもなぜ美濃部支持層に専業主婦層やホワイトカラー層が多いのかについては明らかにされていないという限界がある。また世論調査では区市町村別の支持構造が明らかにできず、支持構造の地域類型化の根拠にはならないという限界がある。

（2）朝日新聞調査研究室による分析

西平と同様に美濃部都政期の都知事選挙における得票構造と地域構造、有権者の属性などとの関係を分析しているのが朝日新聞調査研究室の内仲英輔と坂東愛彦である⁴⁾。内仲・坂東の分析は朝日新聞社の社内報告としてなされたものではあるが、マスコミによる分析だけあって世論調査を用いた支持構造の分析はかなり詳細に行われている。西平の分析との関連でいえば、西平の場合、対象が 1967 年と 71 年の都知事選挙のみであるが、内仲・坂東の分析の場合には 75 年都知事選挙についても分析がなされており、美濃部の支持構造の変容についても知ることができ、美濃部支持層と地域構造の関係についての分析にも有力な手掛かりを与えてくれる内容となっている。

内仲・坂東研究は得票率に基づいた支持構造の地域類型について、「西平 3 類型」を拡大あるいは精緻化し、A から F の 6 つに対象を広げたという点で意義がある（A が最も美濃部支持が高く、F が最も低い地域。以下、「朝日 6 類型」と呼ぶ）。簡単に述べておくと、美濃部支持が

最も高い A 地域は区部と近接した多摩東部地域、同南部地域、同北部地域である。B 地域は 23 区の城南、城北と多摩の中央線沿線地域、C 地域は 23 区の城東、城西地域である。美濃部支持が低くなる D 地域は 23 区の山手地域、E 地域は 23 区の下町と多摩西部ならびに山間部である。そして最も美濃部支持が低い F 地域は 23 区の都心地域となっている。総括的には「地域特性を全体的に見ると、『山手ムード』とされた美濃部だが、実際には、山手や都心、副都心では支持がそう高くなく、区部や多摩の住宅地域と工場地域の支持が厚い。また都心部を中心として全域を見渡すと、区部の外周部と多摩の近郊地域で支持率が高い」⁵⁾と述べ、西平の分析と同様の指摘をしている。「西平 3 類型」よりも「朝日 6 類型」の方が、地域類型の精緻化という点で発展がみられるものの、「西平 3 類型」と同様、地域構造と得票率との関係に言及されていないという点では限界がある。

他にも西平分析にはなかった職業と支持構造の関係などにも触れ、「美濃部支持は、事務職、管理職、産業労働者、その他・無職層に強く、自営商工業者に弱い。1 期目と 3 期目を比べると、店員など一般労働者の支持を急速に強めたのに対し、事務職・管理職の支持は低下した。また、別の調査では、主婦の支持がきわだって高く、この点では、美濃部は女性全般というより、とくに主婦に支持されたといえる」⁶⁾と述べ、美濃部都政期全体を通じた支持構造の変化を指摘している。また有権者の学歴と支持構造の関係では、高学歴層ほど美濃部支持が高いが、3 期目以降は高学歴層が美濃部支持から離れていくことなども指摘している⁷⁾。

3 本論文の分析視角と手法

本論文では、これまで行われてきた分析を踏まえ、その限界を乗り越える第一歩として都内区市町村の地域構造と美濃部都政の支持構造との関係を実証的に明らかにしたい。具体的には国勢調査の社会経済分類を用いて都内区市町村における住民の職業特性から地域構造の特徴を明らかにし、各地域と美濃部都政の支持構造との間にどのような関係性が見いだせるのかを検討する。

国勢調査のさまざまな項目の中から、なぜ社会経済分類を軸に分析をしたかという点、有権者の投票行動を検討する際に、その職業や地位といった階層構造の区市町村別特徴をつかむのに適当だからである。国勢調査からはさまざまな地域構造の特徴を見出すことができる。例えば、産業の特徴―農業、工業、商業などのうち、その区市町村で中心的な産業は何か、どのような職種の事業所が多いかなど―を知ることができるが、選挙は該当する区市町村に居住する有権者によって投票が行われるため、ある区市町村で特定の産業が盛んであったとしても、区市町村域を超えて通勤・通学が行われるような場合には（東京都は特に多い。昼夜間人口の格差をみれば明らかであろう）、無意味とはいえないが、投票行動と地域構造を合わせて検討するには限界がある。したがって本論文では、区市町村に居住する有権者の職業構成を軸に地域構造を検討するため国勢調査の社会経済分類を使用することにした。したがって本論文でいう地域構造とは、職業構成の割合から特徴付けた区市町村の階層構造のことである。

Ⅱ 1967 年・71 年・75 年の東京都知事選挙の地域別得票構造

1 都知事選挙の地域別得票構造分析

(1) 1967 年都知事選挙

はじめに、美濃部が当選した 1967 年、1971 年、1975 年の都知事選挙の結果から都内区市町村別の得票構造を明らかにしておこう⁸⁾。図表 1 は 1967 年、71 年、75 年、79 年都知事選挙で革新候補が獲得した得票率を降順に並べて比較したものである⁹⁾。同じく図表 2 は、当該都知事選挙において保守候補が獲得した得票率を降順に並べたものである。

まず 1967 年都知事選挙から順に検討していく。この選挙では、美濃部が社会党と共産党の推薦、松下が自民党と民社党の推薦、阿部憲一が公明党の推薦を受けている。

1967 年都知事選挙における得票構造の第 1 の特徴は、美濃部の得票率上位 20 地域のうち、18 位までが全て市部によって占められていることである。さらにその 18 市が多摩北部、東部、南部に集中していることである。

特徴の第 2 は、松下の得票率上位 20 地域が千代田、中央、港の都心 3 区、台東、墨田、荒川の下町地域、渋谷、新宿、文京の山手地域、青梅市、瑞穂町、檜原村、奥多摩町といった多摩西部の地域によって占められていることである。

端的に言えば、23 区の大部分と多摩西部（郡部）が松下、その間の多摩北部・東部・南部と多摩地域に隣接する杉並区・練馬区などが美濃部の得票率が高かった地域というように色分けすることができる。こうした特徴は「西平 3 類型」や「朝日 6 類型」でも概ね指摘されている。

(2) 1971 年都知事選挙

では美濃部が 2 期目の当選を果たした 1971 年都知事選挙はどうであろうか。この選挙では、1967 年と同様に美濃部が社会党と共産党の推薦を受けたものの、秦野章は自民党の推薦を得たのみで、公明党と民社党は推薦こそ出していないものの、実態としては美濃部を支援しており、政党間関係では美濃部＝社会、共産、公明、民社、秦野＝自民という対抗関係であった。選挙の 1 年程前に行われた毎日新聞の世論調査¹⁰⁾でも、社会支持層の 90%と共産支持層の 92%が「美濃部都政を支持する」と回答しているのみならず、自民支持層の 55%、公明支持層の 33%、民社支持層の 77%、支持政党なしの 65%も「支持する」と回答しており、美濃部圧勝は予測されていたことでもあった。

では地域別の得票にはどのような特徴があったのだろうか。

特徴の第 1 は、前後の入れ替わりはあるものの、美濃部の得票率上位 20 地域にはほとんど変動がないことである。1967 年選挙で 22 位だった八王子市が 20 位になったことを合わせれば、上位 20 地域中、18 地域は 1967 年と 71 年とで同じ地域によって占められているということになる。

第 2 は、美濃部の得票率上位 20 地域の中に島嶼部がランクインしていることである。島嶼

図表 1 都知事選における革新候補の区市町村別得票率（%、降順）

1967 年 美濃部亮吉		1971 年 美濃部亮吉		1975 年 美濃部亮吉		1979 年 太田薫	
区市町村名	得票率	区市町村名	得票率	区市町村名	得票率	区市町村名	得票率
清瀬市	55.75	東大和市	72.63	清瀬市	57.96	清瀬市	46.83
小金井市	55.17	清瀬市	72.18	島嶼部	56.67	多摩市	44.97
東久留米市	54.93	東久留米市	71.92	檜原村	55.75	東久留米市	44.24
日野市	54.54	日野市	71.60	東大和市	55.40	日野市	44.18
国立市	54.07	三鷹市	70.42	多摩市	55.37	東大和市	42.41
国分寺市	53.79	小金井市	70.06	板橋区	54.74	国立市	41.83
保谷市	53.54	国分寺市	69.70	北区	54.32	小金井市	41.31
三鷹市	53.40	島嶼部	69.55	足立区	53.90	調布市	41.01
武蔵野市	53.16	保谷市	69.54	東久留米市	53.88	稲城市	40.90
調布市	52.58	多摩市	69.51	八王子市	53.43	国分寺市	40.77
小平市	52.38	武蔵野市	69.50	日野市	53.29	東村山市	40.69
田無市	52.02	小平市	69.12	江東区	53.24	田無市	40.65
東大和市	50.80	東村山市	68.87	葛飾区	53.09	保谷市	40.52
府中市	50.50	町田市	68.82	江戸川区	52.98	町田市	39.78
多摩市	50.32	国立市	68.74	田無市	52.93	小平市	39.75
町田市	49.23	田無市	68.72	稲城市	52.79	武蔵野市	39.71
東村山市	49.11	調布市	68.65	大田区	52.50	三鷹市	39.20
狛江市	48.86	狛江市	67.91	小平市	52.49	八王子市	39.19
杉並区	48.35	昭島市	67.77	東村山市	52.41	立川市	38.87
世田谷区	47.49	八王子市	67.75	三鷹市	52.14	羽村市	37.63
練馬区	47.39	稲城市	67.51	調布市	52.10	秋川市	37.25
八王子市	47.16	武蔵村山市	67.45	国立市	52.07	板橋区	37.15
中野区	46.61	大田区	66.53	町田市	52.01	昭島市	36.90
板橋区	46.03	杉並区	66.52	保谷市	51.77	府中市	36.88
稲城市	45.65	秋川市	66.25	品川区	51.73	北区	36.80
立川市	45.26	府中市	66.23	昭島市	51.37	狛江市	36.73
北区	45.02	立川市	66.16	国分寺市	51.17	日の出町	36.51
武蔵村山市	44.87	北区	66.02	小金井市	51.10	武蔵村山市	36.32
文京区	44.81	板橋区	65.83	秋川市	51.01	檜原村	35.66
品川区	44.76	品川区	65.40	武蔵野市	50.67	足立区	35.47
東京都平均	44.46	練馬区	65.38	狛江市	50.67	中野区	35.25
大田区	44.33	足立区	65.21	東京都平均	50.48	杉並区	35.19
昭島市	44.28	世田谷区	65.14	練馬区	50.02	東京都平均	35.11
目黒区	43.97	東京都平均	64.77	日の出町	49.89	江東区	34.63
新宿区	43.89	葛飾区	64.77	豊島区	49.76	練馬区	34.48
秋川市	43.67	中野区	64.65	府中市	49.75	品川区	34.46
渋谷区	43.38	江東区	64.32	武蔵村山市	49.67	文京区	34.26
豊島区	43.28	羽村市	63.70	杉並区	49.50	葛飾区	34.17
日の出町	42.98	豊島区	63.70	立川市	49.44	大田区	34.10
羽村市	42.92	目黒区	63.58	世田谷区	49.42	豊島区	33.91
五日市町	42.23	福生市	63.58	中野区	49.40	世田谷区	33.50
港区	41.82	江戸川区	63.30	福生市	48.32	福生市	33.35
葛飾区	41.63	渋谷区	62.92	新宿区	47.83	目黒区	32.80
江東区	41.43	文京区	62.75	文京区	47.80	青梅市	32.67
足立区	40.91	新宿区	62.01	羽村市	47.64	江戸川区	32.58
江戸川区	40.52	日の出町	60.83	目黒区	47.61	島嶼部	32.24
福生市	39.23	港区	60.51	荒川区	47.31	五日市町	32.13
檜原村	38.97	檜原村	60.03	渋谷区	46.40	新宿区	31.97
青梅市	37.75	荒川区	59.85	五日市町	45.51	渋谷区	31.32
奥多摩町	37.67	五日市町	59.14	青梅市	44.96	荒川区	29.96
千代田区	36.46	青梅市	58.64	墨田区	44.18	奥多摩町	29.74
荒川区	36.45	墨田区	57.37	港区	43.85	港区	29.07
瑞穂町	36.02	瑞穂町	56.88	奥多摩町	41.82	墨田区	27.97
墨田区	35.75	奥多摩町	56.64	中央区	39.92	中央区	26.24
中央区	35.73	中央区	55.22	瑞穂町	38.77	瑞穂町	26.06
台東区	33.97	千代田区	54.98	台東区	38.55	台東区	23.08
島嶼部	33.45	台東区	54.08	千代田区	36.74	千代田区	22.71

東京都選挙管理委員会『地方選挙の記録』各年版より作成
注）網掛けは 1967 年選挙における得票率上位 20 地域である。

図表 2 都知事選における保守候補の区市町村別得票率（％、降順）

1967 年 松下正寿		1971 年 秦野章		1975 年 石原慎太郎		1979 年 鈴木俊一	
区市町村名	得票率	区市町村名	得票率	区市町村名	得票率	区市町村名	得票率
千代田区	55.73	台東区	45.09	瑞穂町	57.80	奥多摩町	62.05
台東区	53.79	千代田区	44.49	千代田区	56.45	瑞穂町	60.45
中央区	53.77	中央区	44.27	台東区	56.28	檜原村	58.78
青梅市	51.71	奥多摩町	42.85	奥多摩町	55.67	島計	56.82
島嶼部	51.42	瑞穂町	42.66	中央区	54.28	五日市町	55.64
瑞穂町	50.93	墨田区	41.88	青梅市	51.16	青梅市	54.31
墨田区	49.46	青梅市	40.93	五日市町	51.12	日の出町	51.48
檜原村	47.61	五日市町	40.52	墨田区	50.86	昭島市	50.69
五日市町	47.54	檜原村	39.51	港区	49.85	千代田区	50.62
港区	47.53	荒川区	39.38	荒川区	48.02	福生市	50.21
奥多摩町	46.99	港区	38.95	羽村市	47.85	台東区	49.70
日の出町	46.96	日の出町	38.79	渋谷区	47.28	秋川市	49.69
荒川区	46.09	新宿区	37.38	福生市	47.13	中央区	49.18
羽村市	45.05	文京区	36.81	武蔵村山市	46.46	武蔵村山市	47.87
渋谷区	44.76	渋谷区	36.63	日の出町	46.28	荒川区	47.75
文京区	44.11	江戸川区	36.03	文京区	46.05	羽村市	47.56
新宿区	43.99	福生市	35.96	新宿区	46.05	墨田区	47.42
目黒区	43.89	目黒区	35.93	立川市	45.79	立川市	45.69
秋川市	43.34	羽村市	35.90	目黒区	45.58	港区	45.12
福生市	43.05	豊島区	35.73	秋川市	44.89	渋谷区	44.85
豊島区	42.39	江東区	34.94	府中市	44.64	江戸川区	44.15
足立区	42.18	中野区	34.92	中野区	44.34	府中市	43.94
世田谷区	41.76	東京都平均	34.68	豊島区	44.29	八王子市	43.88
東京都平均	41.70	葛飾区	34.59	昭島市	44.07	目黒区	43.58
中野区	41.69	世田谷区	34.36	練馬区	43.87	葛飾区	43.51
杉並区	41.49	足立区	34.14	東京都平均	43.87	足立区	43.32
昭島市	41.26	練馬区	34.05	世田谷区	43.76	東京都平均	43.28
葛飾区	40.61	品川区	33.99	杉並区	43.74	大田区	43.19
江戸川区	40.42	北区	33.58	檜原村	42.86	豊島区	43.18
江東区	40.31	板橋区	33.52	狛江市	42.66	新宿区	43.10
立川市	39.84	立川市	33.41	国分寺市	42.65	江東区	43.02
大田区	39.81	秋川市	33.35	町田市	42.49	中野区	42.67
北区	39.78	府中市	33.31	品川区	42.47	世田谷区	42.46
狛江市	39.76	杉並区	33.04	武蔵野市	42.43	品川区	42.37
品川区	39.75	大田区	32.86	保谷市	42.38	杉並区	42.23
八王子市	39.55	武蔵村山市	32.06	葛飾区	42.35	練馬区	42.23
武蔵村山市	39.22	稲城市	31.93	江戸川区	42.29	北区	42.17
町田市	38.61	八王子市	31.75	国立市	42.20	板橋区	42.07
多摩市	38.57	昭島市	31.68	稲城市	42.14	文京区	41.88
稲城市	38.39	狛江市	31.60	調布市	42.12	小平市	41.78
練馬区	37.88	田無市	30.98	東村山市	42.06	狛江市	41.68
板橋区	37.74	国立市	30.95	八王子市	42.05	東大和市	41.28
武蔵野市	37.57	調布市	30.91	小金井市	42.02	稲城市	41.07
東村山市	37.06	町田市	30.85	足立区	41.61	東村山市	40.87
府中市	36.82	東村山市	30.52	江東区	41.60	国分寺市	40.72
国分寺市	36.60	小平市	30.33	田無市	41.60	三鷹市	40.43
国立市	35.92	武蔵野市	30.18	小平市	41.50	田無市	40.41
小金井市	35.61	保谷市	30.12	三鷹市	41.42	国立市	40.41
小平市	35.00	国分寺市	30.00	大田区	41.33	小金井市	39.59
日野市	34.87	多摩市	29.92	日野市	40.96	調布市	39.39
三鷹市	34.77	島嶼部	29.84	島嶼部	40.85	日野市	39.11
調布市	34.76	小金井市	29.63	北区	40.52	町田市	38.99
田無市	34.72	三鷹市	29.25	東久留米市	40.08	武蔵野市	38.65
保谷市	34.25	日野市	28.10	板橋区	39.96	保谷市	38.33
東大和市	34.15	東久留米市	27.78	東大和市	39.84	東久留米市	36.51
東久留米市	33.88	清瀬市	27.54	多摩市	38.98	清瀬市	36.30
清瀬市	30.59	東大和市	27.00	清瀬市	36.93	多摩市	35.96

東京都選挙管理委員会『地方選挙の記録』各年版より作成
 注）網掛けは 1967 年選挙における得票率上位 20 地域である。

部は前回の 1967 年選挙では、松下の得票率上位地域の第 5 位であったが、1971 年選挙では美濃部のその第 5 位になっている。これは美濃部が自ら訪れるなど離島対策を強化したことの政策的帰結が大きな要因である。

第 3 は、保守候補（秦野）の得票率上位地域が、1967 年選挙と比べ、美濃部と同様に変動がないことである。保守候補の得票率上位 20 地域のうち、18 地域が 1967 年選挙と同じである（前回 21 位だった豊島区が 20 位に浮上したことを考慮すれば 19 地域）。

したがって 1971 年都知事選挙は得票構造の地域特性という点からいえば、美濃部の得票率が東京都全体で大幅に上昇しているにも関わらず、前回 1967 年都知事選挙とあまり大きな変化がなかったということになる。

（3）1975 年都知事選挙

1975 年都知事選挙は、紆余曲折を経て、直前になって美濃部が再々出馬を表明するなど、2 期目とは異なり、美濃部都政にも混乱が見られるようになった選挙である。政党間関係では社会、共産、公明が美濃部を、自民が石原慎太郎を、民社が松下を推薦するという構図であった。選挙直前の毎日新聞の世論調査¹¹⁾では、社会支持層の 85%、共産支持層の 87%が美濃部支持、与党化にともなって公明支持層の 60%も美濃部を支持すると答えているが、1971 年選挙で 55%が支持すると答えた自民支持層の美濃部支持は 26%へと半減し、民社支持層の美濃部支持率も 35%と大幅に減少している。また支持政党なし層の美濃部支持は 51%で過半数を超えてはいるものの、1971 年選挙時の 60%と比べると減少している。

こうした中で行なわれた 1975 年都知事選挙については以下のような特徴を指摘できよう。第 1 は、1967 年と 1971 年の得票地域と比べた場合、美濃部の 1975 年の得票地域に変化が見られることである。1967 年選挙の得票率上位 20 地域と 1975 年のそれとを比べると、一致する地域が 9 つに減っている（1971 年選挙と一致するの 9 地域）。具体的にいうと、過去 2 回の選挙において上位 20 地域にランクインしていなかった板橋、北、足立、江東、葛飾、江戸川、大田の各区が 1975 年選挙でランクインしたということである。それはなぜかという、直接的には 1975 年選挙で公明党が美濃部を推薦したことにより、同党が比較的強い地域が浮上したためである。1967 年都知事選挙において同党が推薦した阿部の得票率上位地域がランクインしていることからそれは明らかである。この点は後でも触れる。

第 2 は、1967 年と 1975 年の都知事選挙を比較した場合、都平均の得票率が増加しているにもかかわらず得票率が減少している地域が 10 地域あるが、その全てが 1967 年選挙において美濃部の得票率が上位だった地域であることである。具体的には、調布市（0.48 ポイント減、以下同じ）、府中市（0.75 減）、東久留米市（1.05 減）、日野市（1.25 減）、三鷹市（1.25 減）、保谷市（1.77 減）、国立市（2.01 減）、武蔵野市（2.49 減）、国分寺市（2.62 減）、小金井市（4.08 減）である。過去 2 回の都知事選挙における美濃部の得票率上位地域が大幅に減少しているのである。その結果、美濃部の得票率上位 10 地域が 1967 年選挙と 1975 選挙で激変している。1967

年と75年選挙の上位10地域で重なっているのは清瀬市と東久留米市のわずか2つである。

第3は、石原の得票率上位20地域が過去2回の都知事選挙における松下、秦野の得票率上位20地域とほとんど同じであることである。ということは、1967年、71年、75年の保守候補（松下、秦野、石原）の得票構造の上位地域にはほとんど変化がないということである。さらにいえば、1979年の鈴木俊一の得票率上位20地域もそれ以前の保守候補の得票率上位地域と同様にほとんど変化がない（図表2）。

2 美濃部の得票構造の地域類型

以上、1967年、71年、75年の都知事選挙における美濃部と保守各候補の得票構造を地域ごとに検討してきたが、それを踏まえて美濃部の得票構造の地域類型を提示してみたい。

地域類型化にあたっては、3回の都知事選挙における美濃部と保守3候補の得票率の差を基準として分類を行った。図表3はそれを一覧にしたものである。第1類型は、1967年と1975年の都知事選挙において（以下、同じ）、美濃部の得票率が保守候補よりも常に10ポイント以上上回っていた地域であり「美濃部最優位地域」とした。該当するのは多摩東部・北部地域を中心とした10地域である。第2類型は美濃部の得票率が3ポイント以上10ポイント未満の範囲で保守候補を上回っていた地域であり「美濃部優位地域」とした。該当するのは最も多い21地域である。第3類型は美濃部と保守候補の得票率の差がプラスマイナス3ポイントの範囲内であった地域であり「接戦地域」とした。第4類型は美濃部の得票率が3ポイント以上10ポイント未満の範囲で下回っていた地域で「保守優位地域」とした。第5類型は美濃部の得票率が10ポイント以上下回っていた地域で「保守最優位地域」とした。

図表3 美濃部の得票構造の地域類型

美濃部最優位地域	美濃部優位地域		接戦地域	保守優位地域	保守最優位地域	保守優位→接戦・美濃部優位へ転換した地域
武蔵野市	品川区	昭島市	新宿区	港区	千代田区	荒川区
三鷹市	大田区	調布市	文京区	墨田区	中央区	江東区
小平市	世田谷区	町田市	目黒区	青梅市	台東区	豊島区
日野市	中野区	小金井市	渋谷区	五日市町	瑞穂町	足立区
東村山市	杉並区	国分寺市	羽村市		奥多摩町	葛飾区
田無市	北区	国立市				江戸川区
東大和市	板橋区	保谷市				福生市
清瀬市	練馬区	狛江市				秋川市
東久留米市	八王子市	武蔵村山市				日の出町
多摩市	立川市	稲城市				檜原村
	府中市					島嶼部
10 地域	21 地域		5 地域	4 地域	5 地域	11 地域

東京都選挙管理委員会『地方選挙の記録』各年版より作成

以上が基本的な 5 類型であるが、1967 年から 75 年の選挙を通じて得票構造に変化が見られた地域がある。「保守優位地域」から「接戦地域」にまで美濃部の得票率が伸びた地域、ないしは「保守優位地域」あるいは「接戦地域」から「美濃部優位地域」に変化した地域である。この類型を加えて本論文では「6 類型」を提起したい。

この 6 類型は最初にふれた「西平 3 類型」や「朝日 6 類型」に比べて地域を空間的に細かくして類型化しただけではなく、1967 年から 75 年までの時間的な変化を踏まえた類型化である。

ただし得票構造をもとにした地域類型化は手法や分類は異なるものの、「西平 3 類型」や「朝日 6 類型」で既に行われてきたことである。次のⅢでは美濃部都政の支持構造の分析に進むためのステップとして、地域の社会経済構造上の特性を検討することにする。

Ⅲ 美濃部都政時代における東京の地域構造

1 国勢調査（社会経済分類）による東京の地域構造分類

ではⅡで述べた美濃部の得票構造の地域類型は東京の地域構造とどのような関連があるのだろうか。Ⅲではそれを明らかにするため、東京の地域構造を検討していくことにする。とはいえ、本論文の目的は、美濃部都政の支持構造を地域構造との関係性から明らかにすることであり、地域構造自体の詳細な検討が目的ではないので、最初に述べたように、有権者の職業を中心に地域構造の検討を進めることにしたい。

本論文で用いるのは 1970 年の国勢調査結果に基づく区市町村別の社会経済分類である。社会経済分類は 1970 年の国勢調査から取り入れられた統計で、図表 4 で掲げた通り、人口を職業と従業上の地位を踏まえて 23 のカテゴリーに分類したものである。ただし 23 の全てのカテゴリーを用いて分析するのは複雑になり過ぎることや、また本論文ではその必要性もないので、23 のカテゴリーを A から G の 6 つにまとめて都内区市町村における有権者の特性を明らかにすることとした。

図表 4 社会経済分類（国勢調査）と本論文の分類カテゴリー

社会経済分類のカテゴリー		本論文のカテゴリー	
1	農林漁業者	A	農林漁業者
2	農林漁業雇用者		
3	会社団体役員	B	経営者・事業主
4	商店主		
5	工場主		
6	サービス・その他の事業主		
7	専門職業者	C	専門職
8	技術者		
9	教員・宗教家		
10	文筆家・芸術家・芸能家		
11	管理職	D	管理職（ホワイトカラー 上層）
12	事務職	E	事務職（ホワイトカラー 下層）
13	販売人	F	ブルーカラー等労働者
14	技能者		
15	個人サービス人		
16	保安職		不使用
17	内職者		不使用
18	学生生徒		不使用
19	家事従事者	G	専業主婦層
20	その他の 15 歳以上		不使用
21	非就業者		不使用
22	15 歳未満の者		不使用
23	分類不能		不使用

総理府統計局『昭和 45 年国勢調査報告第 3 巻その 13 東京都』より作成

図表 5 は A から G の各カテゴリーにどれくらいの割合の人口が存在しているのかを区市町村別にまとめたものである。事務職やブルーカラー等労働者のカテゴリー割合がどの地域でも多いのは当然であるが、経営者・事業主、専門職、管理職については、割合自体がそれほど多くないとはいえ、地域によってかなり差異があることが見てとれる。本論文では、この三者を軸に各区市町村の地域構造を分類し、図表 6 のように 6 つの地域類型に整理した。分類にあたっては、基本的に A から G の各カテゴリーの数値を東京都全体の数値と比べ、それよりも高い地域を抽出して整理した。また 23 区については図表 7 に掲げたように、23 区平均を 100 とした場合の給与所得と事業所得の格差を加味して分類している¹²⁾。

第 1 の地域類型は「経営者・自営業者型」である。「経営者・自営業者型」は経営者・事業主の割合が都内で突出して高い地域である。また図表 7 で示したように、給与所得と事業所得の合計が東京都平均を超えている地域でもあり、千代田区、中央区、台東区の 3 区が該当する。

第 2 は「自営業者・ブルーカラー型」である。この地域類型は経営者・事業主の中でも店主や工場主が多く、またブルーカラー等労働者の割合が高い地域である。所得階層上は大田区以外は 23 区平均を下回るような比較的下層を中心とした地域である。大田区、墨田区、江東区、品川区、荒川区の 5 区が該当する。

第 3 は「経営者・ホワイトカラー型」である。経営者・事業主の中でも会社団体役員、また専門職、管理職の割合が高く、豊島区以外はブルーカラー等労働者の割合が東京都平均より低い地域である。さらにほとんどが給与所得と事業所得の合計が東京都平均を超えている所得上層が多い地域である。港区、新宿区、文京区、目黒区、世田谷区、渋谷区、中野区、豊島区の 8 区が該当する¹³⁾。

第 4 は「ホワイトカラー型」で、該当する地域は最も多く 20 である。この地域は専門職、管理職の割合が高く、かつブルーカラー等労働者の割合が東京都平均を下回っている地域である。この地域は美濃部支持が強い地域であり、杉並区や練馬区にみられるように（図表 7）、給与所得がかなり高い地域でもある。

第 5 は「ブルーカラー型」で、23 区において「ブルーカラー等労働者」層の割合のみが（農林漁業者を除く）東京都平均を超えている地域である。該当する地域のうち、5 区の所得階層が給与所得、事業所得ともに東京都平均を下回っていることから分かるように、基本的には所得下層を中心とした地域である。

第 6 は「農業型」で、農林漁業者の割合が東京都平均を上回り、かつその割合が 3.5%以上の地域である。多摩西部の 6 自治体と島嶼部が該当する。

図表5 都内区市町村の職業等の構成 (1970年、数値は%)

	A	B	C	D	E	F	G
	農林漁業者	経営者・事業主	専門職	管理職	事務職	ブルーカラー等	家事従事者
東京都	0.45	5.28	4.38	1.29	10.45	26.53	16.84
千代田区	0.00	10.83	4.70	0.85	12.58	28.76	13.40
中央区	0.07	10.00	3.27	0.65	10.65	35.97	12.96
港区	0.01	8.19	5.02	1.55	12.45	26.36	16.42
新宿区	0.01	6.17	5.98	1.44	12.17	26.38	15.65
文京区	0.01	7.28	5.44	1.34	11.73	25.33	15.74
台東区	0.01	9.60	2.90	0.60	9.27	34.03	13.99
墨田区	0.01	7.70	2.20	0.52	8.49	35.37	14.07
江東区	0.03	5.51	2.29	0.67	9.10	34.57	16.01
品川区	0.11	5.82	4.00	1.13	11.85	31.13	15.83
目黒区	0.02	6.09	5.71	1.74	12.09	23.67	18.01
大田区	0.05	5.72	3.77	1.20	11.20	29.73	17.08
世田谷区	0.20	5.30	5.99	1.90	11.20	19.88	18.62
渋谷区	0.02	6.46	5.82	1.48	12.32	24.09	16.64
中野区	0.04	5.28	5.52	1.60	12.98	22.28	17.63
杉並区	0.10	5.26	6.43	2.02	12.46	20.08	18.54
豊島区	0.02	5.88	4.66	1.11	11.97	27.94	16.06
北区	0.01	4.87	3.75	1.05	11.71	29.00	17.10
荒川区	0.01	6.58	2.02	0.49	8.85	34.62	14.97
板橋区	0.15	4.93	3.40	0.96	9.64	29.68	16.36
練馬区	0.39	5.08	4.98	1.71	10.03	21.45	18.54
足立区	0.43	4.87	2.19	0.75	8.05	30.15	16.85
葛飾区	0.21	5.11	2.65	0.81	8.65	31.65	16.16
江戸川区	0.58	4.96	2.12	0.68	7.73	31.70	17.08
八王子市	2.00	3.89	3.61	0.91	7.84	27.03	15.05
立川市	1.26	3.82	3.98	1.14	10.09	26.54	16.52
武蔵野市	0.23	4.30	6.78	2.18	12.70	20.40	17.66
三鷹市	0.63	3.89	5.96	1.86	11.09	22.90	17.39
青梅市	2.72	3.32	3.74	0.52	7.93	29.19	14.35
府中市	1.22	3.30	5.41	1.55	10.26	23.14	17.11
昭島市	0.79	3.08	3.66	0.84	9.58	28.65	16.35
調布市	0.80	3.72	5.37	1.68	10.82	23.62	17.42
町田市	1.91	2.72	5.17	1.65	9.21	20.19	19.02
小金井市	0.49	3.58	6.90	2.28	12.47	18.46	18.28
小平市	0.81	3.08	5.54	1.77	10.21	21.96	16.73
日野市	1.44	2.67	5.85	1.76	9.51	23.89	17.73
東村山市	1.09	2.78	4.97	1.46	9.10	21.09	16.63
国分寺市	0.93	3.62	6.17	2.16	12.07	18.67	18.25
国立市	0.74	3.29	6.96	2.08	10.96	18.26	17.61
田無市	0.65	3.47	4.86	1.91	10.25	21.92	17.82
保谷市	0.82	3.78	5.41	1.88	10.45	20.27	18.04
福生市	0.73	4.10	3.32	0.99	8.59	28.68	16.80
狛江市	0.91	3.92	5.56	2.00	9.77	19.58	18.93
東大和市	1.48	2.85	4.24	1.21	8.88	23.33	17.50
清瀬市	1.72	2.85	6.10	1.56	9.45	18.97	16.16
東久留米市	1.68	2.96	5.45	2.08	10.85	17.85	18.89
武蔵村山市	2.16	1.99	3.00	0.51	7.00	26.27	17.60
多摩市	2.01	2.93	6.21	1.65	9.19	17.93	17.61
稲城市	3.43	3.04	3.80	0.92	8.22	29.33	16.05
秋川市	4.17	2.77	2.49	0.61	7.43	23.92	17.20
羽村市	1.76	2.33	4.01	0.86	8.32	29.45	15.65
瑞穂町	5.76	2.36	1.54	0.49	6.11	27.07	14.76
日の出町	5.79	2.34	2.62	0.22	7.63	24.33	16.98
五日市町	3.88	2.99	3.14	0.71	8.92	26.25	15.85
檜原村	9.22	3.34	1.11	0.10	3.04	25.23	16.72
奥多摩町	4.45	2.62	2.45	0.22	6.40	28.86	16.72
島嶼部	11.88	3.47	3.39	0.60	5.08	21.04	13.64

総理府統計局『昭和45年国勢調査報告第3巻その13 東京都』より作成

図表 6 国勢調査・社会経済分類に基づく地域類型（1970 年）

※カッコ内の数字は該当する地域数

①経営者・自営業者型 (3)	④ホワイトカラー型 (20)	⑤ブルーカラー型 (13)	⑥農業者 (7)
千代田区	杉並区	北区	秋川市
中央区	練馬区	板橋区	瑞穂町
台東区	武蔵野市	足立区	奥多摩町
②自営業者・ブルーカラー型 (5)	三鷹市	葛飾区	日の出町
大田区	府中市	江戸川区	五日市町
墨田区	調布市	八王子市	檜原村
江東区	町田市	立川市	島嶼部
品川区	小金井市	青梅市	
荒川区	小平市	昭島市	
③経営者・ホワイトカラー型 (8)	日野市	堀生市	
港区	東村山市	羽村市	
新宿区	国分寺市	稲城市	
文京区	国立市	武蔵村山市	
目黒区	田無市		
世田谷区	保谷市		
渋谷区	狛江市		
中野区	東大和市		
豊島区	清瀬市		
	東久留米市		
	多摩市		

総理府統計局『昭和 45 年国勢調査報告第 3 巻その 13 東京都』より作成

図表 7 23 区の所得格差（1970 年）

	給与所得	事業所得	合計
東京都	100.0	100.0	200.0
千代田区	103.5	116.6	220.1
中央区	91.5	124.2	215.7
港区	107.6	126.2	233.8
新宿区	104.5	99.4	203.9
文京区	100.7	105.6	206.3
台東区	84.2	117.0	201.2
墨田区	77.4	91.1	168.5
江東区	89.2	106.2	195.4
品川区	97.0	99.5	196.5
目黒区	113.1	102.6	215.7
大田区	103.2	102.3	205.5
世田谷区	127.2	108.4	235.6
渋谷区	108.4	99.7	208.1
中野区	101.0	88.4	189.4
杉並区	117.7	105.4	223.1
豊島区	93.4	88.6	182.0
北区	90.6	94.7	185.3
荒川区	81.0	95.1	176.1
板橋区	91.6	98.5	190.1
練馬区	110.7	102.5	213.2
足立区	82.1	86.1	168.2
葛飾区	87.9	91.5	179.4
江戸川区	88.4	92.6	181.0

東京都『第 23 回東京都統計年鑑 昭和 46 年』より作成

2 専業主婦層の帰属

以上のように、社会経済分類を使用した6つの地域類型は、図表5のAからFのカテゴリーに属する人口の割合をもとに地域の階層構造を分類したものである。ではGの家事従事者はどの地域類型に多いのであろうか。社会経済分類上の家事従事者はほとんどが女性であることから（1970年の東京都の場合、家事従事者の99.53%が女性）、家事従事者＝専業主婦と考えて差し支えない。美濃部支持層に専業主婦層が多いことはこれまでの多くの研究で指摘されてきたことである。したがって専業主婦層の割合が多い地域を検討しておく。

図表8は専業主婦層が多い地域を降順に並べ、その上位20地域を示したものである。専業主婦層が多く居住する20地域は、1で分類した「ホワイトカラー型」地域の16地域と一致する（府中市は専業主婦層居住割合の順位では22位、小平市は29位、東村山市は33位、清瀬市は39位である）。ということは、専業主婦層の多くが「ホワイトカラー型」地域に帰属するということできよう。

図表8 専業主婦層の居住割合上位20地域（1970年、降順）

順位	地域名	割合(%)	(参考)ホワイトカラー型地域
1	町田市	19.02	杉並区
2	狛江市	18.93	練馬区
3	東久留米市	18.89	武蔵野市
4	世田谷区	18.62	三鷹市
5	杉並区	18.54	府中市
6	練馬区	18.54	調布市
7	小金井市	18.28	町田市
8	国分寺市	18.25	小金井市
9	保谷市	18.04	小平市
10	目黒区	18.01	日野市
11	田無市	17.82	東村山市
12	日野市	17.73	国分寺市
13	武蔵野市	17.66	国立市
14	中野区	17.63	田無市
15	国立市	17.61	保谷市
16	多摩市	17.61	狛江市
17	武蔵村山市	17.60	東大和市
18	東大和市	17.50	清瀬市
19	調布市	17.42	東久留米市
20	三鷹市	17.39	多摩市
	東京都平均	16.84	

総理府統計局『昭和45年国勢調査報告第3巻その13 東京都』より作成

注）網掛けは「ホワイトカラー型」に該当する地域である。

3 「ホワイトカラー型」地域の特徴—日本型雇用の典型地域

では「ホワイトカラー型」地域の特徴を詳しく検討してみよう。というのは、次のIVで述べるように、美濃部支持の中心は「ホワイトカラー型」地域だからである。

「ホワイトカラー型」地域の第1の特徴は、高学歴層が多く居住していることである。国勢調査から居住者の最終学歴を調べ、短大・高専卒と大学卒を高学歴としてその割合を整理すると、高学歴層の割合が高い上位20地域のうち、13地域が「ホワイトカラー型」に該当する地域に一致する。

第2は、雇用者の割合が高いことである。同じく国勢調査から地域別雇用者割合の上位20地域を抽出してみると、そのうち「ホワイトカラー型」地域と13地域が重なる。

第3は、夫婦と子どもから構成される世帯が多いことである。これも同じく国勢調査から、夫婦と子ども世帯の割合が高い上位20地域を抽出してみると、「ホワイトカラー型」地域と13地域が重なる。これら3つの特徴をまとめたのが図表9である。

図表9 高学歴・夫婦と子ども世帯・雇用者の割合（1970年、%、降順）

高学歴		夫婦と子ども世帯		雇用者	
武蔵野市	32.21	東大和市	63.60	町田市	87.03
杉並区	32.16	東久留米市	63.55	日野市	86.58
小金井市	31.45	町田市	59.99	武蔵野市	85.20
世田谷区	30.56	清瀬市	59.37	国分寺市	85.06
国立市	28.38	東村山市	59.36	小金井市	84.96
国分寺市	28.16	小平市	58.92	調布市	84.84
東久留米市	27.82	昭島市	58.03	府中市	84.62
目黒区	27.19	日野市	57.68	小平市	84.32
渋谷区	26.78	田無市	55.80	三鷹市	84.04
狛江市	26.70	府中市	55.63	杉並区	83.82
三鷹市	26.60	八王子市	54.37	目黒区	83.61
中野区	25.99	保谷市	54.26	東久留米市	83.57
保谷市	24.87	足立区	54.22	世田谷区	83.45
港区	24.22	福生市	54.19	大田区	83.36
調布市	24.19	調布市	53.27	田無市	82.56
多摩町	24.19	立川市	52.50	中野区	82.47
小平市	23.86	青梅市	52.43	渋谷区	82.26
新宿区	23.62	江東区	52.32	東村山市	82.20
練馬区	23.56	国立市	51.83	品川区	82.19
文京区	22.84	狛江市	51.75	昭島市	81.96

総理府統計局『昭和45年国勢調査報告第3巻その13 東京都』より作成
注）網掛けは「ホワイトカラー型」に該当する地域である。

以上の３つの特徴に２で述べた専業主婦層が多いことを合わせて考えてみると、「ホワイトカラー型」地域の特徴は、一言でいえば、日本型雇用（長期雇用・年功型賃金）で雇われている正規従業員、特にホワイトカラー層で、しかも専業主婦を抱えることのできる比較的所得階層の高い子育て世帯が集住しているということである。

Ⅳ 東京の地域構造と美濃部都政の支持構造との関係

１ 美濃部支持層の特性

（１）ホワイトカラー層を基盤とした美濃部都政

ではⅡ、Ⅲの検討を踏まえ、美濃部の得票構造と地域構造の間には一体どのような関連が見出せるのであろうか。次にその点の検討に入る。Ⅱで示した「美濃部の得票構造の地域類型」にⅢで示した「地域構造６類型」を当てはめてみると、図表１０のようになる。

美濃部の支持構造と地域構造との関係性をより詳しく検討するため、美濃部の得票構造の地域類型ごとに地域構造の特徴を整理してみると図表１１のようになる。図表１１では分析を分かりやすくするため、Ａ農林業者とＢ経営者・事業主を合わせて「経営者・自営業者」、Ｃ専門職とＤ事務職、そしてＥ管理職を合わせて「ホワイトカラー」として再分類している。数値は社会経済分類上の割合である。図表１１からは次のような特徴を指摘することができよう。

第１は、「美濃部最優位地域」ならびに「美濃部優位地域」では、ホワイトカラー層の割合が高く、経営者・自営業者層とブルーカラー層の割合が低いことである。したがって、先ほども指摘したように、美濃部の支持階層の中心がホワイトカラー層であるということがここからも確認できよう。

第２は、保守が優位な地域ほど経営者・自営業者層、ならびにブルーカラー層の割合が高いことである。「美濃部最優位地域」における経営者・自営業者層の割合が４.３５%なのに対し、「保守最優位地域」の同層の割合は倍以上の９.１４%にのぼる。逆にホワイトカラー層は保守が優位な地域ほどその割合が低くなっている。

第３は、第１と第２の特徴のちょうど中間ということになるが、「接戦地域」のホワイトカラー層の割合が最も高く、経営者・自営業者層の割合が、美濃部が優位な地域よりも１ポイント程度高くなっていることである。美濃部＝ホワイトカラー層、保守＝経営者・自営業者層がそれぞれ支持基盤の中心をなしていると考え、「接戦地域」は支持構造が拮抗している地域ということになる。

図表 10 美濃部の得票構造の地域類型と地域構造

美濃部最優位地域	地域類型番号	接戦地域	地域類型番号
武蔵野市	④	新宿区	③
三鷹市	④	文京区	③
小平市	④	目黒区	③
日野市	④	渋谷区	③
東村山市	④	羽村市	⑤
田無市	④	保守優位地域	地域類型番号
東大和市	④	港区	③
清瀬市	④	墨田区	②
東久留米市	④	青梅市	⑤
多摩市	④	五日市町	⑥
美濃部優位地域	地域類型番号	保守最優位地域	地域類型番号
品川区	②	千代田区	①
大田区	②	中央区	①
世田谷区	③	台東区	①
中野区	③	瑞穂町	⑥
杉並区	④	奥多摩町	⑥
北区	⑤	保守優位→接戦・美濃部 優位へ転換した地域	地域類型番号
板橋区	⑤	荒川区	②
練馬区	④	江東区	②
八王子市	⑤	豊島区	③
立川市	⑤	足立区	⑤
府中市	④	葛飾区	⑤
昭島市	⑤	江戸川区	⑤
調布市	④	福生市	⑤
町田市	④	秋川市	⑥
小金井市	④	日の出町	⑥
国分寺市	④	檜原村	⑥
国立市	④	島嶼部	⑥
保谷市	④		
狛江市	④		
武蔵村山市	⑤		
稲城市	⑤		

東京都選挙管理委員会『地方選挙の記録』各年版
並びに総理府統計局『昭和 45 年国勢調査報告第 3 巻その 13 東京都』より作成

図表 11 美濃部の得票構造 6 類型別の階層構造

	A	B	経営者・自営業者	C	D	E	ホワイトカラー	F
	農林漁業者	経営者・事業主		専門職	管理職	事務職		ブルーカラー等
美濃部最優位地域	1.17	3.18	4.35	5.60	1.74	10.12	17.46	21.02
美濃部優位地域	0.88	4.09	4.98	4.90	1.48	10.47	16.85	23.96
接戦地域	0.36	5.67	6.03	5.39	1.37	11.33	18.09	25.78
保守優位地域	1.65	5.55	7.20	3.53	0.82	9.45	13.80	29.29
保守最優位地域	2.06	7.08	9.14	2.97	0.57	9.00	12.54	30.94
保守優位あるいは 接戦→美濃部優位 へ転換した地域	3.01	4.45	7.45	2.62	0.64	7.83	11.09	28.53

東京都選挙管理委員会『地方選挙の記録』各年版
並びに総理府統計局『昭和 45 年国勢調査報告第 3 巻その 13 東京都』より作成

(2) 従来の支持基盤が地盤沈下しはじめた美濃部都政 3 期

しかし 1975 年選挙になると美濃部＝ホワイトカラー層、保守＝経営者・自営業者層という単純な構図が崩れることになる。Ⅱで 1975 年選挙における美濃部の得票率上位地域がそれ以前の 2 回の選挙と大きく異なることを指摘したが、それは美濃部の従来の支持基盤であったホワイトカラー層が美濃部支持から離れ始めた結果である。

なぜそういえるのかというと、第 1 に、1975 年選挙における美濃部の得票率上位 20 地域のうち、「ホワイトカラー型」に該当する地域が 9 つにまで減少しているからである。第 2 は、1967 年、71 年選挙において、一度も東京都平均の得票率を下回ったことのなかった「ホワイトカラー型」地域のうち、杉並区、練馬区、府中市の 3 つの地域の得票率が東京都平均以下に落ち込んでしまったからである。また、1967 年選挙と比べて得票率が低下しているのは「ホワイトカラー型」地域だけである。第 3 に、「ホワイトカラー型」地域全体の平均得票率と東京都の平均得票率との差が、選挙を経るごとに小さくなるからである。「ホワイトカラー型」地域の平均得票率と東京都平均の得票率との差は、1967 年選挙では 7.53 ポイントであったが、1971 年選挙ではそれが 4.53 ポイントへと減少し、さらに 1975 年選挙になると 1.86 ポイントにまで減少し、東京都平均とそれほど変わらなくなる。

以上を踏まえると、1975 年から始まる美濃部都政 3 期になると、それまで美濃部都政の堅い支持基盤であったホワイトカラー層が離反し始めたことがうかがえるのである。

(3) 専業主婦層の美濃部支持

ホワイトカラー層が美濃部支持から離れていくのにしたがって、専業主婦層の美濃部支持も

連動して離れていったと考えられる。Ⅲで触れたように、専業主婦層が多く居住するのは「ホワイトカラー型」地域だからである。

1967 年選挙における美濃部の得票率上位 20 地域と専業主婦の居住割合上位 20 地域を比べてみると、実に 16 地域が一致する。1971 年選挙も同様の傾向にあり、14 地域が一致する。しかし 1975 年選挙になると、6 地域にまで急減する。これは「ホワイトカラー型」地域と美濃部の得票率との関係と全く同じである。すなわち、1975 年選挙から離反傾向にあるということである。

（４）美濃部の支持基盤は広がったのか？

ホワイトカラー層並びそれと連動する傾向にある専業主婦層が離反し始めたとしたら、1975 年選挙ではその分、美濃部が他の諸階層に支持基盤を広げたのであろうか。というのは、1975 年選挙で美濃部が獲得した東京都平均の得票率 50.48%は、1967 年選挙の得票率 44.46%から 6.02 ポイント増加しているからである。

1975 年選挙では、先ほども指摘したように、公明党が美濃部を推薦している。1975 年選挙における美濃部の得票率上位 20 地域に、それ以前の選挙ではランクインしていなかった檜原村、板橋区、北区、足立区、江東区、葛飾区、江戸川区、大田区などが入っている。檜原村を除くこれら 7 区は、実は 1967 年選挙において公明党が推薦した阿部候補の得票率上位 20 地域にランクインしており、同党の支持基盤をなす地域である。地域類型でいうと概ね「ブルーカラー型」の地域に該当する。1967 年選挙から 1975 年選挙における美濃部の得票率の伸びをみると、板橋区が 8.71、北区が 9.30、江東区が 11.82、葛飾区が 11.46、江戸川区が 12.46 とそれぞれポイントを増やしており、1975 年選挙において、美濃部が公明党の推薦を受けたことが得票率の増加に結び付いていることは明らかである。しかし、公明党が美濃部を推薦したことのみが 1975 年選挙で美濃部が 1967 年選挙から得票率を伸ばした（あるいは 1971 年選挙からの得票率減を押しとどめた）要因とばかりはいえない。というのは、公明党の推薦によって「ブルーカラー型」地域の得票が伸びたとすると、それは 1975 年選挙における一時的な、あるいは一過性の現象であるはずだが、1967 年から 1975 年の 3 回の選挙、さらに 1979 年の選挙まで含めて考えると、図表 6 で示した 6 つの地域類型ごとの革新候補の平均得票率が東京都平均の得票率を上回っているのは、「ホワイトカラー型」と「ブルーカラー型」地域の 2 つだけだからである。さらに言えば、革新候補の「ブルーカラー型」地域における平均得票率は、1967 年選挙では東京都平均以下であったが、1971 年選挙以降は継続して東京都平均を超え、「ホワイトカラー型」地域との得票率差が、他の地域類型と比べて最も小さい地域となっている。

つまり、ホワイトカラー層が美濃部、あるいは革新の支持基盤から少しずつ離反していくのに対し、ブルーカラー層などの比較的下層の支持が革新の支持基盤の地盤沈下を食い止めていたと推察されるのである。

2 地域構造と革新自治体—支持層の変容と美濃部都政の後退

(1) 1979 年選挙で顕著になったホワイトカラー層の革新離れ

1975 年選挙でみられた「ホワイトカラー型」地域的美濃部＝革新候補の得票率低下は、1979 年都知事選挙でより一層顕著になる。1979 年選挙では社共統一の革新候補として太田薫が出馬したが、太田の得票率上位地域は 1967 年選挙における美濃部の得票率上位地域と一致している。したがって太田の支持基盤も「ホワイトカラー型」地域が主体であることは間違いないのだが、1967 年選挙に比べると大幅に得票率が減少している。

美濃部が一定のタレント性を持っており、太田に比べて知名度が勝っていたのは間違いないが、そうした個人の属性によって得票率が低下したのであれば、どの区市町村においても一定の割合で得票率が低下するはずであるが、革新候補の得票率の減少が激しいのは、以外にも革新候補の支持基盤である「ホワイトカラー型」地域なのである。

1967 年選挙における美濃部と 1979 年選挙の太田の得票率を比べ、得票率の減少が大きい順に区市町村を並べてみると、その上位 20 地域のうち、13 地域が「ホワイトカラー型」地域に該当する。残りの 7 地域も千代田区と港区を除いて、世田谷区、渋谷区、新宿区、目黒区、中野区の「経営者・ホワイトカラー型」地域といった、23 区の中では比較的美濃部の得票率が高かった地域に該当する。ということは、太田が美濃部ほど知名度の高い、タレント性を持った候補ではなかったから得票率が減少したのではなく、美濃部＝革新支持層のコアを占めていたホワイトカラー層が 1970 年代半ばごろから革新離れを起こし始めていたという階層的な要因が大きかったということになる。

(2) 美濃部都政の政策と支持構造の変容

では 1975 年選挙以降に美濃部、あるいは革新候補の支持構造が変容し始めた政策的な要因はどのようなものであったのだろうか。ここでは美濃部都政 12 年間の政策を網羅的に取り上げる余裕はないので、支持基盤に影響を与えたと考えられる政策をピックアップして検討することにする。

第 1 は美濃部都政を特徴付ける福祉・医療などの社会保障政策である。公立保育所の増設や民間の未認可保育所への公的助成（1968 年）、児童手当の支給開始と老人医療費の無料化（1969 年）、都営住宅の大量建設などは、ほとんどが美濃部都政第 1 期に導入された施策である。階層的な観点から言えば、保育所の整備などはどのような階層であっても切実な、汎階層的に影響を与える施策である一方、老人医療費無料化や都営住宅の建設などは、強いて言えば低所得者層に恩恵がある施策であるといえよう¹⁴⁾。

第 2 は公害規制に典型的に見られるように、開発優先政策への規制強化である。具体的には公害研究所の設立（1968 年）、公害防止条例の制定（1969 年、施行は 1970 年）、神奈川県・川崎市と大気汚染防止協定締結（1970 年）などが挙げられる。また外環道や中央環状線の建設工事凍結なども開発優先政策への消極姿勢があらわれたものといえる。こうした開発規制強化の

諸施策もある特定の階層向けの施策というわけではない。

第3は個別の政策というわけではないが、「対話と参加」＝住民参加の政治を都政において積極的に推進したことである。特に1期目に行われた58回の「対話集会」には、知事自らが全て出席するなどかなり意欲的に取り組まれたことは特筆されよう。ちなみに58回のうち13回は島嶼部で開催されており、1971年選挙以降、美濃部の得票率上位に島嶼部がランクインしてくるのは、こうした美濃部都政の「対話と参加」の姿勢が島嶼部の住民の支持を得た結果であろう。

こうした美濃部都政第1期目を中心に行われた諸施策は、総じていえば、ある特定の階層が大きく支持したり、あるいは支持しなかったりするような政策ではなく、どのような階層でも比較的受けやすい政策であったといえよう。こうした汎階層型政策を強く支持したのがホワイトカラー層であった。その証拠に美濃部都政発足1年後の毎日新聞による世論調査では、美濃部都政への都民の支持率が74.1%にのぼり、1期目を通じて6割前後の高水準にあった。しかし2期目の後半以降は支持率6割台を割り込むようになり、3期目に入ると4割前後にまで落ち込み、任期の最終年には不支持が支持を上回るまで落ち込んだ¹⁵⁾。

さらに毎日新聞(1979年3月7日付)では、美濃部都政が終了する直前に世論調査を行っている。「美濃部都政で効果がなかったと思う施策」を尋ねているが(複数回答)、その上位5つを挙げると、①物価対策(47%)、②住宅対策(29%)、③行・財政改革(26%)、④都営ギャンブル全廃(19%)、交通対策(19%)となっている。逆に「美濃部都政で効果があったと思う施策」の回答上位は①老人・身障者対策(60%)、②都営ギャンブル全廃(27%)、ゴミ・し尿対策(27%)、④公害対策(22%)、⑤都政への住民参加(14%)となっている。

この世論調査の結果を踏まえると、「美濃部都政で効果があったと思う施策」はいずれも美濃部都政第1期に取り組まれた施策がほとんどであることが分かる。逆に「効果がなかったと思う施策」のうち、「物価対策」は都政固有の問題とはいえないので除外すると、住宅対策や行・財政改革、交通対策などに都民の不満を読み取ることができる。住宅対策や交通対策については具体的な課題がこの世論調査では明らかではないのでこれ以上検討できないが、行・財政改革に関わっては「東京都の財政危機打開に向けた重点施策」について尋ねており、「職員を減らしたり給与を抑え、経費を節減する」(41%)、「都の仕事を整理し、行政を簡素化する」(36%)という回答割合が高い結果となっている。つまり行・財政改革＝「都政(行政)のスリム化」と考えて間違いないだろう。また「東京都の機構や職員についてあなたが日ごろ感じていること」という質問に対する回答(複数回答)で「職員が多すぎる」(55%)、「退職金が多すぎる」(41%)、「職員が働かない」(32%)、「給料が高い」(29%)といった回答が多いことを合わせて考えると、都職員に対する都民の不満が高いことが見てとれよう。

以上の世論調査の結果も併せて考えてみると、1期目を中心とした美濃部都政前半は「対話と参加」といった政治姿勢に見られるように、革新都政に対する都民の要望を丁寧に取り、実際の施策を次々と打ち出していった時期ということができよう。一方、美濃部都政後半は、

大企業への課税強化など無視しえない施策が実施されたのも事実であるが、都民要求を丁寧に汲み取る回路であった「対話と参加」も停滞し、具体的な施策の実施よりも計画の策定が多くなってくる。「対話と参加」で言えば、「対話集会」への知事の出席が激減する（2期目に開かれた68回のうち、知事が出席したのは27回、3期目に開かれた67回のうち、知事が出席したのは14回）。請願の採択率も1期目36.6%、2期目28.3%、3期目22.6%と減少していく。「対話集会」に参加したり請願を行なったりするのは、都政に対する問題関心が相当程度深く、民主主義の拡大を追求するような都民であり、また市民運動の活発な「ホワイトカラー型」地域の住民の期待が大きかったと思われる。したがって民主主義の拡大に関わる課題の停滞は、ホワイトカラー層の離反を招いたことが推測される。また都職員の「厚遇」に対する不満も、次節で述べる企業社会の確立とも相まって、ホワイトカラー層の支持を低下させる要因であったように思われる。

一方で「福祉バラマキ」批判を受けながらも、主に美濃部都政前半に導入された比較的下層に恩恵がある諸施策—老人医療費無料化（国の施策実施後は対象年齢を65歳に引き下げ）、シルバーパス、各種福祉手当、生活保護世帯援助など—は美濃部都政を通じて拡大されてきたからホワイトカラー層以外の諸階層の支持を一定程度つなぎとめる効果があったと考えられる。

（3）企業社会の確立と革新自治体の衰退、退場

美濃部都政からホワイトカラー層が離反していった政策的な要因と同時に指摘しておかなければならないのは、1970年代以降に日本社会を覆う企業社会の確立にともなう構造的な要因である。企業社会の形成・確立にともなって労働者層、特に大企業ホワイトカラー層の企業依存、企業の繁栄となる施策を推進する政策や政党への支持が顕著になっていったことが指摘されるが¹⁶⁾、美濃部都政はちょうどその企業社会が確立していく時期にあたる。そうした日本社会全体の動向を踏まえると、1975年都知事選挙以降、「ホワイトカラー型」地域に多く居住するホワイトカラー層が美濃部支持から離れていく傾向が見られたのは、企業社会構造の浸透にともなう階層的な要因—つまり、ホワイトカラー層の政治意識の変容—もまた大きかったのではないと思われる。先ほど触れたように、1979年都知事選挙でその傾向は一層明確になる。

V 結論

以上、本論文では1967年から1979年の12年間にわたって継続した美濃部都政の支持構造を、地域の階層的な関係を軸とした地域構造から実証的に明らかにしてきた。美濃部支持の中心は、高学歴で管理職・専門職として働き、専業主婦を抱えた子育て世帯に属する比較的高所得のホワイトカラー層である。1967年、1971年選挙では、こうした階層が多く居住する多摩東部・南部地域とそれに隣接する杉並区・練馬区を中心とする「ホワイトカラー型」地域が、美濃部が獲得した得票の中心地域であった。しかし、1975年選挙になるとそうした美濃部支持

と「ホワイトカラー型」地域との関係が弛緩し、「ブルーカラー型」地域得票率上昇があらわれている。その要因は、美濃部都政が汎階層的政策と同時に低所得者向けの政策を拡大していったことに加え、企業社会の形成・確立にともなう日本の労働者層（特にホワイトカラー層）の政治意識の変容という、構造的、階層的な要因もまた無視することができない。総じていえば、美濃部都政、そしてその後の革新候補へ支持は、変容したとはいえ、ホワイトカラー層を中心としながらもブルーカラー層などの下層に広く薄く拡大していったと思われる。

以上のように、大都市部においては革新自治体が比較的多く誕生したこともあり、保守と革新の支持構造の比較から政治意識の変容を検討することが可能であるが、戦後一貫して保守政治が継続した地方部においてはそうした手法をそのまま適用することはできない。また東京以外の大都市部についても検討が必要であろう。こうした課題を踏まえ、今後は三重県や愛知県などの大都市部と地方部が混在する地域を対象に、住民の政治意識の変容を実証的に検討する予定である。

注

- 1) 渡辺治「保守政治と革新自治体」（歴史学研究会・日本史研究会編集『講座日本歴史 12 現代 2』東京大学出版会、1985 年所収）、進藤兵「革新自治体」（渡辺治編『日本の時代史 27 高度成長と企業社会』吉川弘文館、2004 年所収）、源川真希『東京市政―首都の近現代史』（日本経済評論社、2007 年）、岡田一郎『革新自治体―熱狂と挫折に何を学ぶか』（中公新書、2016 年）などを参照。
- 2) 丸山真央「第 9 章 なにが革新都政を誕生させたのか」（石坂友司／松林秀樹編著『一九六四年東京オリンピックは何を生んだのか』青弓社、2018 年所収）191 頁。
- 3) 西平重喜「美濃部二百二十万の支持層―東京都知事選挙の分析」（「自由」編集委員会編「自由」第九巻第六号、1967 年）、のち西平重喜『日本の選挙』（至誠堂、1972 年）所収。本論文での引用は『日本の選挙』所収による。
- 4) 内仲英輔・坂東愛彦『美濃部都政―その到達点と限界―』（朝日新聞社調査研究室（社内報告 179）、朝日新聞社、1979 年）。
- 5) 同前書、14 頁。
- 6) 同前書、17 頁。
- 7) この他、高島通敏が 1975 年の統一地方選挙の分析において、大阪府知事選挙（黒田了一の再選）と合わせて都知事選挙を取り上げ、区市町村ごとに美濃部と石原の得票構造を検討している。しかし高島の分析も得票率の高低によって区市町村を色分けしているだけで、有権者の職業構成など階層と有権者の投票行動との関係が検討されているわけではない。詳しくは高島通敏「いま革新自治とは」（栗原彰・五十嵐暁郎編『高島通敏集 3 現代日本の選挙』岩波書店、2009 年所収。初出は『潮』1975 年 6 月号）を参照。
- 8) 本論文では都内区市町村のうち、島嶼部に属する町村をまとめて一地域として扱った（「島嶼部」と表記）。したがって全部で 56 地域となる。また 1967 年以降に市に昇格した町があるが、本論文では比較の観点から全て市として統一して表記した。
- 9) 本論文では得票率を相対得票率（得票数／有効投票数×100%）として扱う。
- 10) 『毎日新聞』1970 年 5 月 23 日。
- 11) 『毎日新聞』1975 年 3 月 17 日。
- 12) 地域類型を簡素化するため、6 つの地域類型基準に完全に当てはまらない地域は比較的

基準に近い類型に振り分けている。

¹³⁾ ただし、中野区と豊島区の所得は東京都平均を下回る。

¹⁴⁾ 毎日新聞（1971年4月8日）の世論調査では、都政に望む施策に「社会福祉・老人対策」と答えた人の職業を挙げているが、労務者、中小企業主、商店主などが多いとしている。

¹⁵⁾ 内仲英輔・坂東愛彦前掲書（注4）、7頁。

¹⁶⁾ 渡辺治前掲論文を参照。

金融的収益の重要化と格差の変動の関係

—— 資本収益率均等化の観点から ——

田添 篤史

はじめに

近年になり格差をめぐる議論が盛り上がっている。それらの原因としては様々なものがあげられている。例えば技術進歩がスキルの高い労働者をより活用する方向へと進んでいるスキル偏向型技術進歩を原因とする議論、同じく技術進歩に注目するがタスクという考え方を採用し、以前は中間層を形成していた労働者が主として従事していた職業（例えばオフィスでの事務労働や製造業の現場労働）が技術進歩によって機械に代替されており、所得階層からみて上位の職業と下位の職業へと二極化が進んでいるという議論、新自由主義が各種の社会的規制を緩めたことが原因であるとする議論、グローバル化の進展と国際競争の激化を重視する議論など様々なものが存在する。このように格差の原因としては様々なものがあげられている。

本稿では現代の格差拡大を論じるにあたり金融的収益の重要化という点に注目するが、それを行うにあたって運動する貨幣としての資本が本質的に保有している、収益率の均等化を求めるという点に注目する。我々が直面している格差の拡大は資本主義下における格差の拡大なのであり、それを説明するためには資本の本性に注目して説明をしていく必要がある。それが本稿で収益率の均等化という点に注目する理由である。収益率の均等化と格差の関係についてはすでに金江（2017）が指摘しているが、本稿はその拡張となる。

資本がその本性として収益率の均等化を求めるとしても、現実的にみてそれが常に可能であるとは限らない。しかし金融化¹の進展とそれに付随する金融的収益の重要化は、収益率の均等化が現実のものとして現れることを可能とする。金融化の進展はどのような用途に向けられているのであれ同一額の資本に対しては同一額の利潤を求めるという資本の本性を解き放つことにつながる。つまり金融的収益の重要化は、資本の本性が純粋な形で実現することを促進することで格差の持続を導くことになる。

本稿は次のように構成される。第Ⅰ節ではマルクス派最適成長モデルが行った資本貸借モデルの議論を振り返る。もっとも基本的なモデルでは最終的には格差が消滅するということが示されていた。第Ⅱ節ではそれと対比する形で、1財ラムゼイモデルを利用した議論、およびマルクス派最適成長モデルにおいて複数主体が存在する場合を見る。そこでのポイントは資本保有からの収益率が均等化するならば、消費格差が永続するということである。資本貸借モデルでは富者の蓄積行動は貧者の蓄積行動に影響を与えず、貧者にとっての資本蓄積からの収益率は富者のそれと一致することはない。そのため最終的に資産格差が消滅する状態へと到達する。しかし資本貸借モデルは物財モデルであるため収益率の均等化という点を直接表現することには向いていない。そのため第Ⅲ節でマルクス派分権モデルを基として複数主体が存在する場合

に、資本収益率が均等化するとどのようにいえるかを論じる。これらの議論を基として第Ⅳ節では、現代資本主義の特質である金融化の進展と金融的収益の重要化が資本収益率の均等化圧力を強め、それが格差を持続させることにつながるということを論じる。つまり、金融的収益の重要化は資本が資本として自由に行動することを可能とし、それによって格差は持続していくことになる。

I 格差の変化に対する資本貸借モデルからの分析

マルクス派最適成長モデルを用いて格差の変化を分析したものとして資本貸借モデルとよばれるものがある。そのもっとも基本的なモデルである大西・山下（2002）の結論は、個々人が完全に独立して資本ⁱⁱを蓄積していく場合、時間選好率が同一である個人は同一の資本蓄積量へと到達することになり、最終的に格差は解消されるというものであった。以下ではその議論を概観する。

資本貸借とは資本を保有する量が大である主体が、小である主体に対して自己の保有する資本を貸し出し、その対価を得るという行為である。これを説明するために、まずはマルクス派最適成長モデルの最も基本的なモデルの枠組みを述べる。マルクス派最適成長モデルの基本モデルにおいては、生産財の生産においては労働のみが、消費財生産においては資本（生産財）と労働の両方が使用されている。経済主体は消費財の消費から効用を得ており、通時的効用を最大化するべく、生産財生産部門と消費財生産部門の間で労働の分配を行うことになる。

この問題を式で表現すると、

$$\begin{aligned} Y(t) &= [s(t)L]^{1-\alpha} K(t)^\alpha \\ K'(t) &= [1 - s(t)]L \\ \max U &= \int_0^\infty e^{-\rho t} \ln Y(t) dt \end{aligned}$$

という3つの式で表現される。ここでYは消費財生産量、Lは保有する労働量で一定、Kは生産財の量、 ρ は時間選好率、Uは現時点から無限先の将来までの通時的効用の割引現在価値である。sは保有する労働の中で消費財の生産に投入される割合である。この問題を解く主体は、通時的効用を最大化するように消費財への労働配分率を決定する。sを増加させれば現在の消費財生産は増加するが、生産財の生産が減少し生産財の蓄積が低下するため、将来の消費財生産が減少することになる。このような現在と将来の消費のトレードオフを考慮しながら、自己の通時的効用を最大化するような労働配分率sの通時的経路を決定することになる。

最も基本的なモデルでは経済主体は一人である。しかしこのような通時的効用最大化の主体が複数人存在する場合、資本貸借というものが発生する可能性がある。資本の保有量が大である主体（富者）を1という添え字で、資本の保有量が小である主体を0という添え字で表現する。それぞれが保有する資本量を K_1 および K_0 という文字で表すと、それぞれが独立して生産を行った場合、それぞれが獲得する消費財の量は次のようになる。

$$Y_0 = (s_0 L)^{1-\alpha} K_0^\alpha$$

$$Y_1 = (s_1 L)^{1-\alpha} K_1^\alpha$$

このような状態にあるとき、富者は貧者に資本を貸し与え、対価を得ることによって消費財の総量を増加させることができる。この貸与額を ΔK で表す。資本貸借による貧者の生産増加分は、

$$(s_0 L)^{1-\alpha} \{(K_0 + \Delta K)^\alpha - K_0^\alpha\}$$

となる。この増加分については富者がすべて獲得可能であるとする、富者が資本貸借をすることで獲得する消費財の量は、

$$(s_1 L)^{1-\alpha} (K_1 - \Delta K)^\alpha + (s_0 L)^{1-\alpha} \{(K_0 + \Delta K)^\alpha - K_0^\alpha\}$$

となる。問題はこの消費財の大きさが、富者が貧者に資本を貸すことなく、すべて自己で利用したときの消費財生産額を超えるかどうかである。超えないならば資本貸借を行うことはない。以下では資本貸借が行われる場合を考えるため、その条件は満たされているもの仮定する。

これが資本貸借モデルであるが、その結果として格差はどのようなになるのか。大西・山下(2002)の結論は初期において保有する資本に差があり、上述の資本貸借が発生していたとしても、最終的には格差は消滅するというものである。これは最適成長モデルの枠組みでは、時間選好率などが同一であれば、どのような個人も最終的には同一の資本蓄積量に到達することが最適であるということから導かれるものである。

また山下(2005)においても、労働者の資本蓄積を資本家が決定する場合には労働者に資本を蓄積させないことが資本家にとって搾取量を最大とするため、労働者は資本蓄積を行うことができず格差は永続するが、労働者が資本蓄積可能である場合には格差は消滅するという結論が得られていた。なぜこのような結果になるのかについては、次節で1財ラムゼイモデルの場合をとりあつかったのちに、それと対比させる形で論じる。

II ラムゼイモデルにおける格差の持続と資本貸借モデルにおける格差消滅の原因

マルクス派最適成長モデルは、数理モデルとしては新古典派最適成長モデルの枠組みの中にある。しかし最適成長モデルにおいては時間選好率などが同一であるとしても、初期における保有資産の差によって定常状態においても資産格差が存在し続けることが示される。そのことを中村(2014)の第6章に示されたモデル、および稲葉(2016)で示されたモデルを用いて説明する。なおこのモデルは1財モデルとなっている。

人口は1に基準化されており、HとLという二つのタイプが存在している。両家計ともに労働は1単位ずつ保有しているとする。家計Hの数を λ 、家計Lの数を $1-\lambda$ とする。両家計の選好は以下の効用関数で表現される。

$$\int_0^\infty \exp(-\rho t) \frac{c_i(t)^{1-(1/\varepsilon)} - 1}{1 - (1/\varepsilon)} dt, \quad i = H, L \quad (1)$$

であるⁱⁱⁱ。この式の中で ρ は時間選好率、 ε は異時点間の代替の弾力性を表す。家計*i*が保有す

る資本ストックを k_i 、消費を c_i という記号で表すと、それぞれの家計の予算制約は、

$$k_i \dot{(t)} = r(t)k_i(t) + w(t) - c_i(t) \quad (2)$$

となる。ここで r は資本の収益率、 w は賃金率である。保有する資本からの収入と賃金の合計から消費を差し引いたものが保有する資本ストックの増加量となることを(2)式は表している。

このモデルを解くと、消費のオイラー方程式は以下の式となる。

$$c_i \dot{(t)} = \varepsilon(r(t) - \rho)c_i(t) = \varepsilon(Af'(k(t)) - \delta - \rho)c_i(t) \quad i = H, L \quad (3)$$

また各家計の最適化問題では次の横断性条件が満たされなければならない。

$$\lim_{t \rightarrow \infty} e^{-\rho t} c_i(t)^{-(1/\varepsilon)} = 0, \quad i = H, L \quad (4)$$

経済全体でみた資本ストックの変化は次の式で表される。社会全体の資本ストックを k とすると、それは家計 H 、 L のそれぞれが保有する資本ストックの合計であるため、

$$k = \lambda k_H + (1 - \lambda)k_L$$

である。そのため k の時間変化は以下の式で表される。

$$k \dot{(t)} = \lambda k_H \dot{(t)} + (1 - \lambda)k_L \dot{(t)} = r(t)k(t) + w(t) - c(t) = Af(k(t)) - \delta k(t) - c(t) \quad (5)$$

となる。なお(5)式の中で $c(t)$ は、

$$c(t) = \lambda c_H(t) + (1 - \lambda)c_L(t) \quad (6)$$

となる。このもとで初期資産の相違がどのような影響をもたらすかを考えていく。

初期資産は H のほうが L よりも大きい、つまり $k_H(0) > k_L(0)$ と仮定する。両主体のオイラー方程式は(3)式の形で同一である。 $c_i \dot{(t)} = dc_i(t)/dt$ であるから、オイラー方程式より、

$$\frac{dc_H}{dc_L} = \frac{c_H}{c_L}$$

となる。そのため、

$$\frac{dc_H}{c_H} \bigg/ \frac{dc_L}{c_L} = 1$$

となる。この式は c_H の c_L に対する弾力性が1ということを意味する。

この微分方程式を解くと次の式が得られる。

$$c_H(t) = a_0 c_L(t) \quad (7)$$

(7)式の中で a_0 は初期値に依存する積分定数であり、

$$a_0 = c_H(0)/c_L(0)$$

となる。つまり H と L の消費比率は初期の消費比率を保ちつづける形で変化していくことになる。

全体としての消費の変化は(6)式および両家計のオイラー方程式より、

$$\dot{c} = \lambda c_H \dot{(t)} + (1 - \lambda)c_L \dot{(t)} = \varepsilon(Af'(k(t)) - \delta - \rho)(\lambda c_H + (1 - \lambda)c_L) = \varepsilon(Af'(k(t)) - \delta - \rho)c \quad (8)$$

となる。

次に定常状態での消費量を考える。上付きのアスタリスクで定常状態での量を表すと、(5)式から資本ストック量に変化がなくなる定常状態においては、

$$c^* = Af(k^*) - \delta k^*$$

となる。(6)式については定常状態でも成り立っているため、それを利用すると上の式は、

$$c_H^* = (1/\lambda)[Af(k^*) - \delta k^* - (1-\lambda)c_L^*] \quad (9)$$

となる。定常状態において H と L の消費量の間には反比例の関係が成立している。(9)式を c_H と c_L をそれぞれの軸として持つ 2 次元平面上に示すと、図 1 のようになる。図 1 のなかで c_L^{max} および c_H^{max} は(9)式から計算される、それぞれが達成可能な最大の消費量である。 c_L^{max} は(9)式で $c_H=0$ として計算され、 c_H^{max} は $c_L=0$ として計算される。(7)式から両家計の消費量の変化は、初期の消費率を保つ形で、直線を描くことがわかる。図 1 に記された位置に初期の消費量がある とすれば、原点とその点を結ぶ直線上を、(9)式で表される定常状態における両家計の消費量の 関係を示す直線に到達するまで移動していくことになる。

このモデルでは初期の消費比率選択が通時的な消費格差を規定することになる。時間選好率 などのパラメータは両家計で同一であるので、初期の消費比率は初期の資本保有比率と比例す ることになる。つまり、初期において資本保有が大である主体は定常状態においても、またそ こへの移行過程においても消費は大であり続けるのである。また比率が一定ということは消費 量の絶対的な増大に応じて、消費量の差の絶対的な大きさも拡大していくということである。

定常状態における資産保有比率については以下のように計算される。定常状態においては、 (3)式より、

$$Af'(k^*) - \delta = \rho$$

となる。また $Af'(k^*) - \delta = r^*$ である。そのため(2)式より、

$$\rho k^* = c_i^* - w^*, \quad i = H, L \quad (10)$$

が成立している。(10)式と(7)式を利用すると、定常状態における両家計の資産保有比率 k_H^*/k_L^* は 次のようになる。

$$\frac{k_H^*}{k_L^*} = \frac{a_0 c_L^* - w^*}{c_L^* - w^*} \quad (11)$$

となる。(11)式の右辺から a_0 を引き、ここでは $a_0 > 1$ と仮定していることを考慮すると、

$$\frac{(a_0 - 1)w^*}{c_L^* - w^*} > 0$$

という結果を得る。そのため $k_H^*/k_L^* > a_0 > 1$ という結果を得る。つまり定常状態における資産 保有比率は消費比率を上回るということである。

以上みてきたように、このモデルでは初期の格差が定常状態においても永続することになる。 この原因は何であろうか。金江（2017）でも述べられているように、この原因は両家計が同一 の資本収益率に直面していることにある。両家計ともに時間選好率などの行動を規定するパラ メータは同一である。資本の蓄積にあたっては、 $Af'(k(t)) - \delta$ 、つまり資産蓄積からの収益率 と ρ を比較して決定を行っている。ここで資産蓄積からの収益率を決定する要因は、個人が保 有する資産量ではなく社会全体に存在する資産量である。そのため、片方の家計が蓄積を停止

するならば、同一のパラメータを持つ他方の家計も蓄積を停止することになる。これが資産格差および消費格差が永続する理由である。

なお以上述べたことは資本の貸借を明示的にした 1 財モデルとしては、以下のモデルのように示すことができる^{iv}。

個人 i の時点 t における瞬時的効用を

$$U_i(t) = \frac{c_i(t)^{1-\gamma}}{1-\gamma}$$

とする。ここで γ は異時点間の代替の弾力性の逆数である。個人の i の通時的効用は、

$$\int_0^{\infty} \frac{c_i(t)^{1-\gamma}}{1-\gamma} e^{-\rho t} dt \quad (12)$$

となる。次に各個人の資産の変化を考える。個人 i が保有する資本量を $a_i(t)$ 、また資本貸借がなされた結果として、各個人が生産において実際に使用する資本量を $k_i(t)$ とする。つまり個人 i は生産にあたって $k_i - a_i$ の資本量を借りており、これについてはレンタル料を支払う必要があると仮定される。資本のレンタル料を r で表す。そうすると個人 i の保有資本量の変化は次の式で表される。

$$\dot{a}_i(t) = f(k_i(t)) - r(t)(k_i(t) - a_i(t)) - c_i(t) \quad (13)$$

(13) 式は個人が保有する資本量の増加は、生産量から資本のレンタル量についての支払いおよび消費量を差し引いたものであることを意味する。

(12) 式および (13) 式から、個人 i のハミルトニアン H_i は次のようになる。

$$H_i = \frac{c_i(t)^{1-\gamma}}{1-\gamma} + \lambda_i(t) \{ f(k_i(t)) - r(t)(k_i(t) - a_i(t)) - c_i(t) \} \quad (14)$$

通時的効用を最大化する一階の条件は以下のようになる。

$$\frac{\partial H_i}{\partial c_i} = c_i(t)^{-\gamma} e^{-\rho t} - \lambda_i(t) = 0 \quad (15)$$

$$\frac{\partial H_i}{\partial k_i} = \lambda_i(t) (f'(k_i(t)) - r(t)) = 0 \quad (16)$$

$$\frac{\partial H_i}{\partial a_i} = \lambda_i(t) r(t) = -\dot{\lambda}_i(t) \quad (17)$$

となる。消費の成長率を g_i とすると、(15)、(16)、(17) 式から、

$$g_i(t) = \frac{f'(k_i(t)) - \rho}{\gamma} \quad (18)$$

となる。つまり個人 i の消費の成長率は、各自の資本保有量ではなく各個人が使用する資本量 $k_i(t)$ に依存している。また (16) 式から、 $f'(k_i(t)) = r(t)$ が常に成立するため、個人が使用する資本量は常に同一である。つまり、すべての個人の消費の成長率、および使用する資本量は同一となっている。使用する資本量がすべての個人で同一であるため、社会に N 人が存在するな

らば、

$$k_i = \frac{1}{N} \sum_i a_i$$

である。使用する資本量は社会的にみて平均的な資本保有量となる。自己が保有する資本量が多い個人は資本の貸し出しを行い資本のレンタル料を得る。また保有する資本が少ない個人は資本を借りて生産を行い、資本のレンタル料を支払っている。このような状態で資産格差および消費の格差は維持されていくことになる。

ここでの議論が示したことは、資本保有からの収益率が均等化されるならば、つまり資本からの収益率が個々人で均等化されるならば、資本貸借の有無にかかわらず格差が残存するということである。

では第Ⅰ節でとりあげた、格差が消滅する資本貸借モデルではこの点はどのようになっているであろうか。資本貸借を貧者の側からみると、貧者は自己の保有する資本および労働から得られる生産量については資本貸借をしたとしても確保することができる。つまり $Y_0 = (s_0 L)^{1-\alpha} K_0^\alpha$ が自己の消費量であり、この大きさは資本貸借が存在する場合でもしない場合でも変化しない。また資本の蓄積式についても $K_{0t+1} - K_{0t} = B(1 - s_{0t})$ であるため、資本貸借の有無にかかわらず全く同一の最適化問題を解くことになる。言い換えると、富者からどれだけの資本を貸し与えられるかに関わらず、それについては無視したうえで個別の最適化問題としての最適蓄積経路を貧者はたどればよいということになる。貧者が個人として資本蓄積をしていくことによる資本の限界収益は、富者からの貸し与えられる資本量からは影響を受けておらず、このモデルでは貧者は富者が直面している資本の限界収益とは別の、資本蓄積からの個別の限界収益を受け取ることができる。

このことを数式で示すと次のようになる。資本貸借後においては、富者自身の消費財生産における資本労働比率と貧者が消費財生産で利用する資本労働比率は一致している。富者が保有する資本量を K_1 、貧者が保有する資本量を K_0 、富者が保有する資本量の中から自己で利用する割合を v_t 、貧者が労働の中で消費財生産にあてる割合を u_t 、富者が労働の中で消費財生産にあてる割合を s_t とすると、

$$\frac{(1 - v_t)K_{1t} + K_{0t}}{u_t L} = \frac{v_t K_{1t}}{s_t L} \quad (19)$$

となる。資本貸借により、富者は資本貸借が存在しない場合よりも消費財生産における資本労働比率を低下させることができるため、消費財生産における資本の限界収益を高めることができる。しかし貧者は単独で生産を行った場合と同様の消費財量を得ることができるため、貧者が直面している実質的な資本労働比率は(19)式ではなく、

$$\frac{K_{0t}}{u_t L}$$

である。そのため貧者が直面する消費財生産における資本の限界収益率は富者のそれよりも高

いということになる。これが最終的に格差を消滅させることにつながる理由である。

しかしながら、基本的な資本貸借モデルは物財モデルであるため、収益率が格差の変化に与える重要性を示すには不向きである。そのため次節では、分権モデル型のマルクス派最適成長モデルを利用し、収益率の均等化と格差の変動の問題を取り扱う。

Ⅲ 分権型マルクス派最適成長モデルにおける格差の変動

ここでは金江（2013）の第2章で紹介されているモデルを利用する。説明のために1主体のみが存在する場合から開始し、そののち複数主体へと展開して収益率の影響を考える。

分権経済では生産は企業が行う。2財モデルであるため資本財を生産する企業、および消費財を生産する企業が存在する。資本財生産企業が使用する資本および労働を K_1 および L_1 、消費財生産企業が使用する資本および労働を K_2 および L_2 で表記する。資本財生産企業の生産関数を次のものとする。

$$I(K_1, L_1) = AK_1^\alpha L_1^{1-\alpha} \quad (20)$$

消費財生産企業の生産関数を

$$C(K_2, L_2) = BK_2^\beta L_2^{1-\beta} \quad (21)$$

とする。資源制約については、社会に存在する総資本量および総労働量を K 、 L として、

$$K_1 + K_2 = K, \quad L_1 + L_2 = L$$

とする。また労働供給について家計は非弾力的であり、つねに保有する労働量を最大限供給していると仮定する。

家計の瞬時的効用を $\log C$ で表わす。 ρ を時間選好率として、家計の通時的効用関数 U は、

$$U = \int_0^\infty e^{-\rho t} \log C(t) dt \quad (22)$$

である。以下では消費財をニューメレールとし、資本財の価格を $p(t)$ で表す。家計が保有する資産量を $a(t)$ 、銀行に預けた場合の利子率を $r(t)$ 、賃金率を $w(t)$ とすると資産量の変化については次の式で表現される。

$$\dot{a}(t) = r(t)a(t) + w(t)L - C(t) \quad (23)$$

(23)式の中で $\dot{a}(t)$ は資産保有量の瞬時的変化を表している。

これらが分権経済を表す基本的な式である。企業はそれぞれ利潤最大化を行うが、資本財のレンタルプライスを $R(t)$ とすると、資本財生産企業の利潤最大化問題は次の式となる。

$$\max_{K_1, L_1} \pi_1(t) = p(t)I(t) - R(t)K_1(t) - w(t)L_1(t) \quad (24)$$

消費財生産企業の利潤最大化についても同様に、

$$\max_{K_2, L_2} \pi_2(t) = C(t) - R(t)K_2(t) - w(t)L_2(t) \quad (25)$$

となる。利潤最大化の一階条件はそれぞれ以下ようになる。(24)式および(25)式を資本で偏微分して0とおき、

$$\frac{\partial \pi_i}{\partial K_i} = 0 \Rightarrow pI_{K_1} = C_{K_2} = R \quad (26)$$

それぞれを労働で偏微分して 0 とおき、

$$\frac{\partial \pi_i}{\partial L_i} = 0 \Rightarrow pI_{L_1} = C_{L_2} = w \quad (27)$$

となる。これらの式は生産要素の限界生産物価値が生産要素価格に等しくなることを示している。

資本市場における裁定条件については、資本の減耗率を δ として以下のようになる。

$$rp = R - \delta p + \dot{p} \quad (28)$$

この式は p 円を支払い資本を購入したうえでそれを貸し出すことによる収益と、 p 円を銀行に預けた場合の収益が等しくなることを表している。

家計は(22)式で示される通時的効用を、(23)式で表される資産制約のもとで最大化することを試みる。 μ をラグランジュ乗数として、経常価値ハミルトンを H とすると、

$$H = \log C + \mu(ra + wL - C) \quad (29)$$

となる。(29)式について最大化問題の一階条件は、

$$\frac{\partial H}{\partial C} = 0 \Rightarrow \frac{1}{C} = \mu \quad (30)$$

$$\frac{\partial H}{\partial a} = \rho\mu - \dot{\mu} \Rightarrow \frac{\dot{\mu}}{\mu} = \rho - r \quad (31)$$

となる。(30) 式と (31) 式から、

$$\rho = r(t) - \frac{\dot{C}}{C} \quad (32)$$

が導かれる。

(28) 式を利用すると、

$$\rho + \frac{\dot{C}}{C} = \frac{R}{p} - \delta + \frac{\dot{p}}{p} \quad (33)$$

となる。以下では定常状態に注目するが、定常状態では消費と価格の変化率は 0 となる。そのため右肩のアスタリスクで定常状態における各変数の値を表現すると定常状態では、

$$\rho = \frac{R^*}{p^*} - \delta$$

となる。ここで(26)式から $R^* = p^* I_{K_1}^*$ であるからそれを代入して、

$$I_{K_1}^* = \rho + \delta \quad (34)$$

を得る。(26) および(27) 式から、

$$\frac{C_{K_2}}{C_{L_2}} = \frac{I_{K_1}}{I_{L_1}} = \frac{R}{w}$$

となるため、この式と(34)式を利用すれば、

$$\frac{1}{\rho + \delta} \dot{C}_{k_2} \dot{I}_{l_1} = \dot{C}_{l_2} \quad (35)$$

が定常状態でありつづつ。資本供給の制約式、労働供給の制約式、および(34)式、(35)式、また定常状態では社会全体でみた資本減耗=資本財の生産となることを利用すると、定常状態における資本労働比率が求まる。それは

$$\left(\frac{K}{L}\right)^* = A^{\frac{1}{1-\alpha}} \frac{\beta(1-\alpha)}{\rho(1-\beta) + \delta(1-\alpha)} \left(\frac{\alpha}{\rho + \delta}\right)^{\frac{1}{1-\alpha}} \quad (36)$$

となる。

以上の議論は主体が単独である場合であった。ここから2主体へと拡張するが、そもそもの式が複数主体となった影響を受けるのかをまず考える。企業の行動は主体の数からは影響を受けない。そのため(24)、(25)、(26)、(27)式は変化がない。また資本市場の裁定条件式である(28)式についても影響を受けない。変化を受けるのは消費主体側の最適化問題を表す(29)式からである。ここで2主体SとMが存在するとする。本稿では資本収益率が均等であることの影響に注目するため、時間選好率などのそれ以外の要因についてはすべて同一であるとする。主体*i*(*i*=S,M)の通時的効用関数は、

$$U_i = \int_0^{\infty} e^{-\rho t} \log C_i(t) dt \quad (37)$$

である。主体を表す添え字がついた以外は(22)式と完全に同一である。主体*i*の資産については、

$$\dot{a}_i(t) = r(t)a_i(t) + w(t)L - C_i(t) \quad (38)$$

で変化していく。これも添え字がついた以外は(27)式と同一である。それぞれの主体の通時的効用最大化問題は、形式的には単独主体の場合と全く同一である。それぞれのハミルトニアンは、

$$H_i = \log C_i + \mu_i(r a_i + w L - C_i) \quad (39)$$

となる。最大化の一階条件も単独主体の場合と完全に同一であり、

$$\frac{\partial H_i}{\partial C_i} = 0 \Rightarrow \frac{1}{C_i} = \mu_i \quad (40)$$

$$\frac{\partial H_i}{\partial a_i} = \rho \mu_i - \dot{\mu}_i \Rightarrow \frac{\dot{\mu}_i}{\mu_i} = \rho - r \quad (41)$$

となる。(41)式はそれぞれの主体の経常価値シャドウプライスの変化率を示しているが、(41)式の右辺は時間選好率および貨幣の利子率である。そのためどちらの主体にとっても共通であるからシャドウプライスの変化率もどちらの主体でも等しい。そのことと(40)式を利用すると、

$$\frac{\dot{C}_S}{C_S} = \frac{\dot{C}_M}{C_M} \quad (42)$$

を得る。つまりどちらの主体も消費の変化率は常に等しい。そのため、先に述べた(32)式以下の議論は先と完全に同一となる。定常状態では

$$\rho = \frac{R^*}{p^*} - \delta$$

が成立する。(26)式については複数主体の場合も変化がないため(34)式が成立する。(27)式にも変化がないのであるから、先と同様の流れで(35)式は定常状態でなりたつ。資本供給の制約式、労働供給の制約式、および(34)式、(35)式、また定常状態では社会全体でみた資本減耗=資本財の生産となることも複数主体と単独主体の場合で変化はないのであるから結局、社会全体でみた資本労働比率の定常状態における比率は、

$$\left(\frac{K}{L}\right)^* = A^{\frac{1}{1-\alpha}} \frac{\beta(1-\alpha)}{\rho(1-\beta) + \delta(1-\alpha)} \left(\frac{\alpha}{\rho + \delta}\right)^{\frac{1}{1-\alpha}}$$

であり、これについても変化がない。結局主体を複数にしたとしても、社会的総生産物を主体間でどのように分割するかという点のみが影響を受ける。これは1部門ラムゼイモデルの場合と同一である。

先に述べたように両者の消費の成長率は常に同一であるから、あるスカラー z を利用して両者の消費量は常に

$$C_S = zC_M$$

となる。これは定常状態でも成立するため、定常状態においても初期の消費比率を維持したままであるといえる。この初期の消費比率の差は両者の時間選好率や効用関数の形状が同一であるため、純粋に初期資産の影響である。つまり両者は初期時点における格差を定常状態にいたっても永続させるということになる。

このことは収益率 r が両者で等しいということから生じている。(40)と(41)式から

$$\frac{\dot{C}_i}{C_i} = r_i - \rho$$

である。より資産が乏しい主体がより高い収益率に直面するならば、上の式からより高い消費の成長率となることがわかる。しかし収益率が等しい限りは、消費の成長率は等しくならざるを得ないのである。そのため消費量の相対的格差は一定として持続することになる。また絶対的格差としては拡大していく。このことは主体の数を増加させても、その効用関数の形状および時間選好率が同一である限りは常に成立する。

IV 金融的収益の重要化と格差の変動

前節までは資本蓄積からの収益率が個々人で均等化されるかどうか、格差の変動に関して重要な意味を持つということを論じた。収益率が均等である限り、消費の成長率は同一となる。そのため消費格差は持続していくことになる。では資本蓄積からの収益率が均等化されるのはどのような状況においてであろうか。

もともと資本には、どのような用途に投ぜられているのであれ同一量の資本に対しては同一量の利潤が発生すべきであるという強力な傾向が存在する。それが一般的利潤率の成立を導く動因となる。しかし実際のところ、各生産部門で実際の生産に投下されている現実資本は、利潤率が異なるからといって簡単に部門を移動していくわけにはいかない。また生産部門ではなく地域という単位で分割してみても、ある地域において実際に生産に投下された資本は、簡単に地域を移動するわけにはいかない。そのため現実資本が中心である場合には、地域あるいは生産部門間において個別の利潤率が成立していく。もちろん現実の経済はモデルが想定する形の生産関数で表現できるとは限らないので、資本蓄積が少ない生産部門、あるいは地域がより高い資本収益率を持つことができるとは限らない。しかしながら資本蓄積の度合いが低いほど資本の収益率が高い場合は生産部門間の、あるいは地域間の収束にむけて動くことが期待できる^{vii}。

しかし金融資本が中心となり、金融的収益が重要となると状況は変化する^{viii}。運動する貨幣たる資本は自由に生産部門間、あるいは地域を移動することが可能であり、資本の投資に対する収益率を基準として移動していく。そのため資本蓄積が多い部門ないし地域であれ、少ない部門ないし地域であれ、1 単位の資本からえる収益率は均等化しなければならないという資本の本性からくる圧力が強化されていく。このような場合には、これまで述べてきた資本収益率が主体間で均等化している場合が、現実に対する説明として妥当なものとなる。これまでみてきたように、資本収益率の均等化は格差を持続させることにつながる。つまり資本が増殖する貨幣であり、用途とは無関係に同じ額の資本に対しては同じ額の利潤がもたらされなければならないという性質が純粋な形で解放されていくほど、資本保有から収益を得ることが可能な場合であっても格差は持続していくことに向かうのである。

また金融的収益が重要となっていく場合には、等しい収益率ではなく資産を持つ者の収益率のほうをより高くする可能性もある。ピケティ(2014)の第12章では資本収益率の格差の不均等の問題を論じている。そこではそもそもの資産が大であるほど、より優秀なコンサルタントやアドバイザーを雇用することが可能であること、より自由度の高いポートフォリオを組めること、投資においてよりリスクをとることができることなどの要因から、資産が大であるほど収益率が高くなるということが指摘されている。このような要因が働く場合には、そもそも資本蓄積が大である主体ほどより高い資本収益率を享受するということになり、格差の拡大は本稿で述べたものよりもさらに急速なものとなる。

おわりに

本稿では金融的収益の重要化と格差の変動の関係性について論じた。それを行うにあたって、本稿では資本の収益率が主体間で均等化する場合には格差が持続するということを述べ、そのうえで金融化の進展は資本が本来求める収益率の均等化が現実のものとして現れることを促進するという点から、金融的収益が重要となるほど格差が持続する傾向があるということを論じ

た。

運動する貨幣としての資本は元来収益率を均等化することを求めるものである。しかしこれは現実のものとして常に現れるわけではない。実際には投下される産業、地域によって収益率は異なる。しかし近年における金融化の進展は運動する貨幣であるという資本の本性がより純粋な形で展開していくことを可能とし、収益率が均等化することを促進する。そしてそれは人々が資本の保有から収益を得ることが可能である場合でさえ、格差を持続させることにつながるのである。資本保有からの収益を得ることが可能である場合であってもこの議論は成立するということは、今後の格差の議論を考えるにあたって重要であると思われる。仮に資本ストックの再分配を行ったとしても、保有する資本ストックに差がある場合、一時的な格差の縮小にはなっても通時的には再度格差は拡大していくことを本稿の議論は示している。このことは資本収益率の均等化という点から発生するものであり、この均等化が成立することを何らかの方法で妨げない限りは通時的な格差の増大を防ぐことはできない。このことは単に資本ストックの再配分だけでは格差の問題という点に取り組むうえでは不十分であるということを示している。

ただし、本稿で取り扱った格差の持続は相対的な格差についてのものである。富者と貧者の間での消費の差は相対的にみて拡大している。しかし絶対的な水準でみるならば貧しい主体であっても豊かにはなっている。消費水準の絶対的上昇のもとでの相対的格差の拡大をどのようにとらえるかは難しい問題である。絶対的には豊かになっているのであるから相対的格差は問題ないという意見もちろん成立する。しかし相対的な格差であっても、それが拡大していけば民主主義をゆるがすことにつながる可能性がある^{ix}。単純に経済的な側面のみではなく、このような点まで含めて議論を深めていくことは今後の課題である。

参考文献

Acemoglu, Daron and James A. Robinson (2006) *Economic Origins of Dictatorship and Democracy*, Cambridge University Press.

大西広・山下裕歩(2002)「時間選好率格差、階級分裂、および初期資産格差の『マルクス・モデル』への影響」『京都大学経済学研究科 Working Paper』No. J-28.

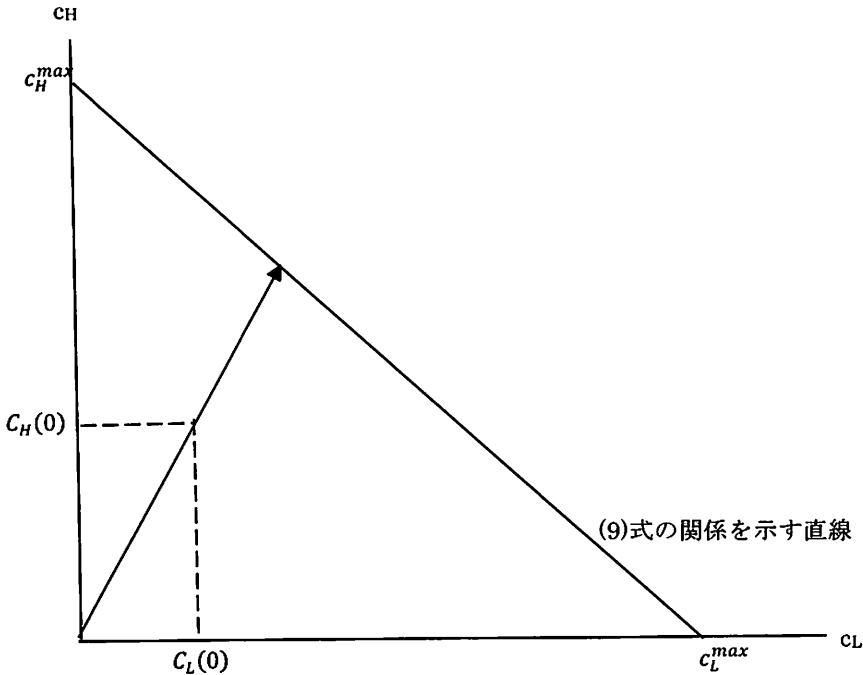
金江亮(2017)「最適成長モデルにおける格差」『地研年報』第22号、41頁・46頁

山下裕歩(2005)「新古典派的『マルクス・モデル』におけるRomer的搾取の検討」『季刊経済理論』第42巻第3号76頁・84頁

中村保(2014)『神戸大学経済学叢書第21輯 所得格差のマクロ動学分析』勁草書房

ピケティ・トマ (2014)『21世紀の資本』みすず書房

図 1



注

- i 金融化の議論は非主流派経済学の中で現代資本主義の特質を説明するためのものとして注目されている。ただし非主流派経済学の中でも論理には差が存在し、ポスト・ケインジアンは金融的収益を重視するようになったことが現実経済の停滞を招いたとし、マルクス派は現実経済の停滞が貨幣資本を増大させ金融化を引き越したと考えることが多い。
- ii マルクス派最適成長モデルでは、資本は生産財と同一の意味で使用されている。つまり自己増殖運動をする貨幣としてではなく、使用価値を基準に規定されている。。
- iii 中村 (2014) では時間選好率 ρ および異時点間の代替の弾力性 ε も個人で異なる場合を考慮するために、それぞれに i の添え字がついている。しかし本稿では資産格差の影響のみを考えるため、それについては同一としている。そのため最初から添え字を外している。
- iv 以下については稲葉(2016)の数学注を参考とした。稲葉振一郎氏のホームページからダウンロード可能である。
- v 主体が 2 人である場合は社会に存在する総労働量が 2 倍になっているため、社会に存在する総資本量も 2 倍となっている。
- vi この式では個別の収益率が異なった場合についての議論につなげるために、 r ではなく r_i としている。
- vii これは国際的な収束性においてもっともよく表れてきたといえる。
- viii 金融的収益の重要化という点はいわゆる金融化理論と関連がある。ただし本稿では金融的収益が重要となったことで資本の用途において利潤率均等化の圧力が高まるという点に重点を置いており、实体经济から乖離して貨幣資本が蓄積されていくという点には焦点を置いていない。本稿での議論では金融化の進展にともない利潤率均等化の圧力は高まるものの、依然として資本は生産に投下されている。
- ix この点については民主主義の成立および持続の問題を、数理モデルを利用して論じた

Acemoglu and Robinson(2006)を参照。彼らの議論をベースとするならば、収益率の均等化を要求する資本の本性は貧者が資本を保有する場合でさえ相対的格差を拡大させ、それは民主主義の持続を脅かすことになる。これは資本の運動が民主主義の持続に対して脅威を与えるということを意味している。

【調 査】

クラウド型 ERP の拡張

大畑 智史

はじめに

近年、企業や政府などの各主体における、各種 ICT (Information and Communication Technology) システムの活用が世界的に進んでいる。このことは、例えば、企業経営におけるビッグデータ活用の進展、電子政府構築の進展、といった状況を考えればよい。こうした状況を考慮すると、各種 ICT システムの社会の各側面への影響を分析することが欠かせないことは言うまでもない。本稿は、その租税との関連性分析における、各種 ICT システムの事前調査に関するものであるが、ICT に関する状況、企業などの社会の各主体は基本的に租税と関わりがあること、租税分野において ICT 化が進んでいること、こうしたことを考慮すると当該関連性分析はなされる必要がある。

本稿では、とりわけその関連性分析において注目しているクラウド型 ERP とこれ以外の各種 ICT システムとの連携に言及し、この、企業の各種業務への効果について若干考察することとする。その連携においてクラウド型 ERP を据えることで、多くの領域の ICT システムがコンピュータネットワークでつながることが可能になる。結語において、それが税務において大きな意義をもつことを少し示しておく。

なお、ここでは、各種 ICT システムが、ICT システム導入費用、ICT システム維持費用、システム規格、インターネットセキュリティ、などのその施行上の問題がない状況下で、その目的としている事柄を十分に処理できている状態を考える¹。例えば、e-Tax であれば、国税納税関係の事務処理が十分に電子化されている状態を考える。また、ここでは、ERP や CRM 等の企業経営関係の各種用語においては、ICT 活用をその概念に含むものとする。

I、クラウド型 ERP の基礎的構造とこの拡張

まず、ERP (Enterprise Resources Planning) の基礎的構造は下記の通りである。

ERP : 企業内の情報共有化のためのツールであり、企業の購買・生産・販売・人事・財務などの主要な業務プロセスにおける経営情報をデータベース化するとともに、リアルタイムに情報を更新して情報を一元的かつ統合的に管理するシステムである²。ここでは、パッケージソフト (出来合いのもの) を使い、これに合わせて仕事のやり方を変えていくことが提案される。このソフトを ERP パッケージと言う。さらに同一の業種・業態の企業は同一の ERP パッケージを使うことが提案される。これによって多くの企業が使うことによるシステムコストのダウンだけでなく、企業間のネットワークシステムが合理的に行えると訴えられている³。

これを図示すると、図 1 のようになる。

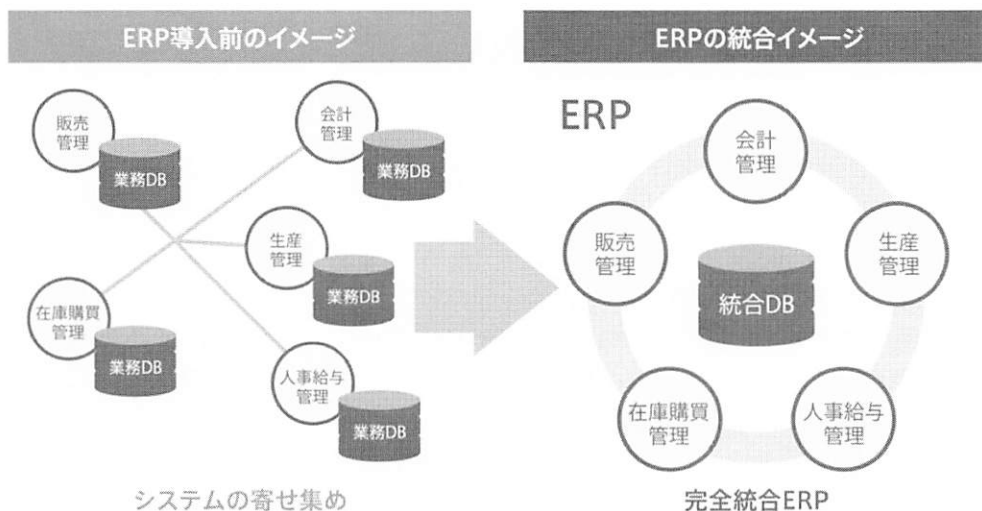


図1 ERPのイメージ

GRANDIT HP [<https://www.grandit.jp/erp/>]

このERPには、SNS（Social Networking Service）などのネットワークと連携したマーケティングツールや、BI（Business Intelligence）、CRM（Customer Relationship Management）、EPM（Enterprise Performance Management）といった機能も加えられる。このような工夫により、企業経営における各種意思決定の場面で、経営関係情報や企業会計関係情報などの情報の活用が進み、その業務の効率性が向上すると考えられる。以上のようなERPをクラウド上で利用することで、以下のような、長所と短所とが生じる⁴。

[長所]⁵

- ・インフラ調達が必要ないため、低コストで迅速な導入を実現できる。
- ・システムの運用・管理業務がないためトータルのコスト削減につながる。
- ・バージョンアップ対応がなく常に最新のシステムを利用できる。
- ・使用する場所やデバイスを選ばず外出先からでもアクセスできる。
- ・海外拠点で同一のシステムを利用できるためナレッジを蓄積できる。
- ・ランニングコストが月額固定なので費用対効果が見えやすい。
- ・必然的にセキュリティ対策やBCP（事業継続計画）対策につながる。
- ・統合されたデータベースでヒト・モノ・カネの動きが見える。
- ・連携の取れたシステムで業務効率化が促進される。
- ・各データが集約されたダッシュボードで意思決定を迅速化できる。

[短所]⁶

- ・月額費用というランニングコストがかかる。
- ・基本カスタマイズがしづらい。

- ・オフライン環境ではシステムにアクセスできない。
- ・システム運用が提供事業者のサービスレベルに左右される。

このクラウド型 ERP と、先に挙げた SNS などの ICT システムはもちろんのこと、EDI (Electronic Data Interchange)、DCM (Demand Chain Management)、BPM (Business Process Management)、e-Tax (日本における国税電子申告・納税システム)⁷、eL-TAX (日本における地方税ポータルシステム)、マイナポータル (日本政府が運営する共通番号制度関係のオンラインサービス)⁸、法人番号システム (日本) などの官公庁のその他 ICT システム⁹、ZEDI (日本における、全銀 EDI システム)¹⁰、日銀ネット (日本銀行金融ネットワークシステム)¹¹、各種金融機関におけるコンピュータネットワーク¹²、金融庁 (日本) や証券取引所 (日本) のデータ関係のシステム¹³、情報銀行、FOA (Flow Oriented Approach)、PFM (Personal Financial Management)¹⁴、ブロックチェーン、などの ICT システムとも一定程度の条件下で連携することができる。以上のような連携において、Fintech、AI (Artificial Intelligence)、API (Application Programming Interface)、XML (eXtensible Markup Language)、RPA (Robotic Process Automation)、QR (Quick Response) コード、などの ICT 関係技術も大きく関係することは言うまでもない。なお、本稿では、クラウド型 ERP と、ここで取り上げたそれ以外の各種 ICT システムとが連携されたシステムを、拡張的クラウド型 ERP と呼ぶこととする¹⁵。

II、クラウド型 ERP：各種 ICT システムとの連携による効果

ここで取り上げた ERP 以外の各種 ICT システムと、ERP との連携に関する主要な特徴を以下で説明しておく。

ERP と BI：BI は、企業内外の事実に基づくデータを組織的かつ系列的に蓄積・分類・検索・分析・加工して、ビジネス上の各種の意思決定に有用な知識や洞察を生み出すという概念や仕組み、活動のことであり、また、そうした活動を支えるシステムやテクノロジーを含む場合もある、と説明される¹⁶。ERP と BI との連携で、図 1 内右側の各要素の効率化に向けた意思決定がその分効率化されることは言うまでもない。

ERP と CRM：CRM は、顧客データベースを作成し、顧客属性・購買動向・プロモーションへの反応をとらえて、ロイヤルカスタマー (店舗に利益をもたらす得意客) を育成していくものである、と説明される¹⁷。ERP と CRM との連携により、当該企業の利潤最大化という目的の達成の上で欠かせない、図 1 内右側の各要素の効率化が、その分促進される、といった効果が出ると考えられる。なお、ERP と SNS といったマーケティングツールとの連携の場合についても、当該ケースの言及と同様のことを主張できる。更に、CRM を前面に、SCM (Supply Chain Management) を背面に配して統合し、需要連鎖を一元管理する顧客管理であるとされる DCM もそのような効果を発揮できると考える¹⁸。なお、DCM は、デマンドチェーン顧客管理とされ、需要主導・顧客起点型の顧客管理であり、顧客情報から需要の変化や動向を素早く見だし、

販売・流通・生産の需要計画に反映させ、卸・小売業から物流業、さらに製品メーカー、資材・部品メーカーに至る需要の連鎖を一元管理することにより、需要連鎖全体の最適化を図る顧客関係管理である¹⁹。

ERP と EPM : EPM は、経営情報をビジュアル化し、分析機能を提供することで、経営の迅速化を図る問題発見および解決を支援するものと説明される²⁰。ERP と EPM との連携の場合についても、先の、ERP と BI との連携の場合と同様のことを主張できる。

ERP と EDI : EDI は、紙の注文書を FAX したり、電話をかけたり、相手先ごとに異なる手順で行っていた受発注業務を、インターネットを利用して効率化するシステムである²¹。これは海外取引にも対応可能である。EDI と ERP との連携により、企業における、図 1 における右側の企業関係業務の全てが、その分効率化されることが考えられる。例えば、当該連携により、売上高の算出、在庫管理、社員の販売実績管理、などの面で効率化が進むと考えられる。また、この中で、取引先企業の事業規模の自動判別、企業間取引の各種性質—金融取引か実物取引か、など—の自動判別といった、EDI で扱う事柄の中で人手による作業が煩雑なものについての業務の効率化もその連携で進むと考えられる。

ERP と BPM : BPM は、業務の初めから完了までを、ビジネスプロセス（業務の作業単位）のワークフロー（流れ図）で可視化して、現状を常時監視し、課題や問題を素早く発見して、不要なプロセスの削除や新規プロセスの挿入を行い、業務システム全体の効率を最適状態に管理・維持することである、とされる²²。BPM と ERP との連携により、言うまでもなく、企業における、図 1 における右側の企業関係業務の全てが、その分効率化されることが考えられる。

ERP と e-Tax（あるいは eL-TAX） : e-Tax とは、公的個人認証サービスを利用し、国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きを行う電子申請サービスである²³。eL-TAX は、これの地方税版である。その両システムの連携により、それらの手続きがその分効率化されることは言うまでもない。

ERP とマイナポータル : マイナポータルは、国民一人一人に用意される政府が運営するポータルサイトで、行政機関への各種申請や行政機関からのお知らせサービスが可能である²⁴。マイナポータルには、そうした機能に加え、民間送達機能—証券会社、保険会社、銀行、事業会社、等の組織から—もある。ERP とマイナポータルとの連携により、確定申告が必要な社員の当該作業の効率化、といった効果が期待される。

ERP と、金融 ICT システム関係の仕組（ZEDI、日銀ネット、他） : ZEDI は、支払企業から受取企業に総合振込を行うときに、支払通知番号・請求書番号など、さまざまな EDI 情報の添付を可能とするシステムである²⁵。日銀ネットは、日本銀行とその取引先金融機関との間の資金や国債の決済をオンライン処理により効率的かつ安全に行うことを目的として構築された、日本銀行が運営しているネットワークのことである²⁶。当然のことであるが、通常の、銀行、クレジット会社、証券会社、投資会社、保険会社、証券取引所、これらに注目すると、それぞれに独自の業務処理 ICT システムがある²⁷。その他、金融口座、金融庁や証券取引所関係の公開デ

ータのためのシステム、などの金融関係の仕組みも無視できない。ERP と以上のような仕組みとが連携することで、先に述べた、ERP と EDI との連携の効果が促進されることはすぐにわかる。ERP と FOA : FOA は、製造現場の生データに、関連のある背景データや説明データを加え、編集して分析した情報を企業内のネットワークにリアルタイムに配信する仕組みである²⁸。なお、スマート工場関係では、その他に、SCM (Supply Chain Management)、PDM (Product Data Management)、MES (Manufacturing Execution System)、SRM (Supplier Relationship Management)、などの ICT システムがある²⁹。ERP と、スマート工場関係の各種 ICT システムとの連携が可能な FOA との連携により、この分、会計管理、生産管理、販売管理、在庫購入管理、これらの効率性が向上する。これが、人事給与管理の効率性の向上に繋がることは考えられる。

ERP と PFM : PFM に関しては、PFM の厳密な定義はなくお金の管理を手助けするソフトウェアの総称として扱われ、家計簿ソフトウェアも PFM の一種であるが、一般的には ID 連携 (アカウントアグリゲーション) 機能を用いて複数の銀行・証券やクレジットカードなどの口座情報を一元的に確認できるオンラインサービスを示すことが多い、とされる³⁰。これは、企業の場合でも活用可能である。この場合においても、ERP と PFM との連携により、先に述べた、ERP と EDI との連携の効果が促進されることがすぐにわかる。

ERP とブロックチェーン : ブロックチェーンは、データが地理的に離れたサーバーに分散保持され、記録されたデータがなくなる (改竄不可能性)、また一部のサーバーが不正侵入されても動き続ける (ビザンチン耐性) という特長を備えた全く新しいデータベースで、この大きな特徴の一つとして、ブロックと呼ばれるデータ保管の単位が一定時間で生成され、コンセンサス・アルゴリズム (合意形成) という各サーバー間にて保持されるデータ検証モデルを持つことが挙げられる³¹。将来的に、次世代 ERP では、ERP システムの中にブロックチェーン技術が組み込まれ幅広いサービスが提供されると予想されている。例えば、ブロックチェーン 3.0 は、金融分野以外にもサプライチェーンやトレーサビリティ、IoT 対応したアフターサービスなどの機能を実装することが可能になる、とされる³²。なお、行政文書管理、選挙におけるオンライン投票、医療データ関係、不動産登記、スマートコントラクト、などの分野でブロックチェーン技術を活用できるのでは、とされている³³。更に、企業といった組織における人事分野でもブロックチェーンを活用できると考えられている。行政における ERP 活用の進展、などの状況を考慮すると、そうした分野で ERP とブロックチェーンとの連携が進むことは考えられる。ERP とブロックチェーンとの連携により、企業における、図 1 における右側の企業関係業務の全てが、その分効率化されることが考えられる。

おわりに

本稿では、世界的な ICT 化の進展、といった状況を考慮し、そのコンピュータネットワーク上での各種 ICT システムの連携に意義を持つと考えられるクラウド型 ERP の性質とその連携

の効果とについて分析した。この中では、一定の条件下でのその連携により、全体として、基本的には、企業における、会計管理・販売管理・在庫管理などの各種業務が効率化される、ということとなった。これが有意義な場面は数多くあると考えられる。例えば、大規模スマートシティプロジェクトといった、国・地方自治体・企業などの各主体が関係するようなプロジェクトの場合が考えられる。その意義の具体的な言及は本稿では行わないが、日本におけるそのプロジェクトの事例としては、みえライフイノベーション総合特区、けいはんな学研都市、といったものが考えられる³⁴。

序文でも述べたが、稿を改めて、本稿の分析内容に基づいた租税分析を行う予定である。このことを考慮し、最後に、その連携の、税務への効果について若干述べておくこととする。その連携が、税務処理に影響を与えることは、クラウド型 ERP の機能や、図 1 から明らかである。この効果として考えられる点としては、例えば、以下のようなものが考えられる。

- ・当該システムの多国間連携により、国家間の税務関係情報交換の促進、等の効果が生じ、これが国際的税務処理の効率化につながる。
- ・事業分野と非事業分野との峻別が容易になる。
- ・実物取引と金融取引との峻別の容易化（リース取引のようなそれらの取引が共にある場合も）
- ・企業の会計期間よりも金融商品の期間が長い場合：当該商品の収益の期間配分を税務処理上適切に行うことが容易になる。
- ・市場価格算出が容易になる（パートナー取引などの場合の、その市場価値の帰属計算時）。
- ・各減価償却計画の峻別が容易になる。
- ・一定の税率の状況下において、投資支出と、利子控除（投資を控える代わりに）を持つ資本化との間での選択において無差別な利子率の決定が当該システムの活用の方精確になる³⁵。
- ・個人的費用と会社の投資的経費との峻別が容易になる。
- ・通常の場合の価格と関連者間取引の価格との間に過度な差が生じることを容易に防止することができるようになる。
- ・税務関連の各種法律の変更による税務の複雑化を、これによる混乱が生じない程度に抑えることができるようになる。
- ・一つの税制において、控除関係の処理などが増えていったとしても、これによる税務の複雑化を、この複雑化による混乱が生じない程度に抑えることができる。
- ・脱税や滞納の減少、租税回避問題の減少、といった効果を持つ。
- ・所得の源泉の峻別やキャピタルゲイン評価が容易になる。

それはこの先の論稿で詳細に扱うことであるが、こうした効果はエックス税の諸問題の解消に大きく貢献すると考えられる。

【謝辞】

本稿の作成にあたり、ピー・シー・エー株式会社の田邨公伸様と、株式会社島津ビジネスシ

システムズの新家敦様とから有意義なコメントを頂くことができた。ここに感謝の意を表する。
なお、本稿の文責は、全て著者にある。

[注]

- ¹ 本稿では各種 ICT システムの現実の問題には殆ど触れられていないが、その維持費用を見ただけでも、課金方法から生ずる問題、システム連携から生ずる問題、バージョンアップから生ずる問題、など数多くの問題がある。このような問題については、[栗谷仁 監修、安茂義洋 著『IT システムの罠 31：システム導入・運用で絶対に失敗しないための本』実業の日本社、2015 年] などの資料を参照するとよい。
- ² 森川信男『情報革新と経営革新』学文社、2011 年、113 頁 - 114 頁。
- ³ 内山力『IT 活用の基本』日本経済新聞出版社、2007 年、40 頁。
- ⁴ 企業におけるクラウド活用の性質については、[アクセンチュア株式会社『クラウドが経営を変える!：新ビジネスを創造する企業 IT の変革』中央経済社、2012 年] が詳しい。
- ⁵ 日本オラクル株式会社 HP [<https://www.clouderp.jp/blog/10-advantage-implementation-clouderp.html>]
- ⁶ リードプラス株式会社 HP [<https://www.cloudtimes.jp/dynamics365/blog/cloud-erp-advantages.html>]
- ⁷ 日本電気株式会社 HP [<https://jpn.nec.com/soft/explanner/myvno.html>]
- ⁸ CRM(顧客関係管理)ソリューションのセールスフォース・ドットコムは、内閣府がマイナナンバー制度に基づくウェブサービス「マイナポータル」の電子申請機能「びったりサービス」の基盤を、同社が展開する CRM ソフト「Salesforce」で構築した、と 9 月 21 日に発表した。impress HP [<https://webtan.impress.co.jp/n/2017/09/22/26945>]
- ⁹ 日本では、G ビズ ID [<https://gbiz-id.go.jp/top/>] も構築されている。本ページでは、G ビズ ID は、1 つの ID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです、と説明されている。
- ¹⁰ 株式会社インターコム HP [https://www.intercom.co.jp/press/news/2018/0628_biware.html]
- ¹¹ 日本銀行 HP [<https://www.boj.or.jp/announcements/education/oshiete/kess/i10.htm/>]
- ¹² これについては、[大和総研フロンティアテクノロジー本部『エンジニアが学ぶ金融システムの「知識」と「技術」』翔泳社、2019 年] を参照するとよい。なお、ここでは、SWIFT (Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication) も考慮することとする。SWIFT：銀行間の国際金融取引に係る事務処理の機械化、合理化および自動処理化を推進するため、参加銀行間の国際金融取引に関するメッセージをコンピュータと通信回線を利用して伝送するネットワークシステムです。[全国銀行協会 HP [<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/efforts/system/swift/>]]
- ¹³ @IT HP [<https://www.atmarkit.co.jp/news/200806/20/creo.html>]
- ¹⁴ ソフトウェアで個々の日々の資金の取引情報を、複数の金融機関などから、収集・集計・可視化するアカウントアグリゲーションサービスのことを指す。[大和総研フロンティアテクノロジー本部『金融システムの「知識」と「技術」』翔泳社、2019 年、296 頁。]
- ¹⁵ このような概念は以前より主張されているが、これは、例えば、[伊藤重光『ERP プロジェクト：こうすれば成功する』日本経済新聞社、2004 年] などの資料を参照するとよい。
- ¹⁶ 阿部満『IT 経営実践の知識』同友館、2011 年、189 頁。
- ¹⁷ 内山 (2007 年)、前掲書、88 頁。
- ¹⁸ 定道宏『ビジネス情報学概論』オーム社、2006 年、56 頁。
- ¹⁹ 定道 (2006 年)、同書、56 頁。
- ²⁰ 株式会社日立ソリューションズ HP [<https://www.hitachi-solutions.co.jp/epm/>]
- ²¹ NEC HP [<https://jpn.nec.com/outourcing/edi/index.html>]
- ²² 定道 (2006 年)、前掲書、84 頁。 字数の制約上、ここではその詳細な言及は避ける

が、BPMではなくBPMS(Business Process Management System)とERPとの連携についても議論がなされている。

²³ 地方公共団体情報システム機構 公的個人認証サービスポータルサイト HP
[https://www.jpki.go.jp/jpkiguide/admin_proce/etax.html]

²⁴ 内閣官房番号制度推進室 内閣府大臣官房番号制度担当室「マイナンバー 社会保障・税番号制度：概要資料」内閣府、2018年8月、前掲報告書、4頁。

²⁵ 全国銀行協会 HP [<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/efforts/smooth/xml/>]

²⁶ 日本銀行 HP [<https://www.boj.or.jp/announcements/education/oshiete/kess/i10.htm/>]

²⁷ これについては、[大和総研フロンティアテクノロジー本部『エンジニアが学ぶ金融システムの「知識」と「技術」』翔泳社、2019年]を参照するとよい。

²⁸ 大塚商会 HP [<https://www.otsuka-shokai.co.jp/words/foa.html>]

²⁹ 松林光男 監修、川上正伸・新堀克美・竹内芳久 編著『スマート工場のしくみ：IoT、AI、RPAで変わるモノづくり』日本実業出版社、2018年

本書の38頁では、ここで取り上げた各種ICTシステムについて、以下のように説明される。なお、ここで言及されるPLM(Product Lifecycle Management：製品ライフサイクル管理)は、そこでは、製品に関するすべての情報(製品構成、技術情報、プロダクト管理、在庫、売上など)を共有化し、全業務プロセスにわたって製品の収益管理を行います、とされる。CRM：顧客から直接的な機能要求や品質情報を入手するシステムで、製品や品質の向上や次期製品のための有益な情報を研究開発や製品企画に提供できます。PDM：PLMプロセスの核となるシステムであり設計・開発業務全般の管理と製品に関する技術情報を一元的に管理しており、製品の収益性向上に重要な役割を担っています。MES：製品コストの3要素、材料費、労務費、経費の実績を収集する原価計算の根幹をなすシステムです。

SRM：市場動向に併せた柔軟な供給体制のための機能で重要取引先との協業には必須といえます。

³⁰ 藤吉栄二「金融機関におけるPFM(Personal Financial Management)の活用」『Financial Information Technology Focus』野村総合研究所、2014年8月、14頁。

³¹ bitFlyer HP [<https://bitflyer.com/ja-jp/miyabi-blockchain>]

³² 日商エレクトロニクスERP事例サイト HP [<https://erp-jirei.jp/archives/1278>]

³³ 中島貴史「ブロックチェーンの将来性と応用分野」総務省 自治体ポイントに関する検討会、2018年、30頁。

³⁴ みえライフイノベーション総合特区については、[拙稿「租税分野におけるマイナンバー制度の問題点：みえライフイノベーション総合特区の事例を考慮して」『地研年報』第24号、三重短期大学地域問題研究所、2019年]や、三重県HP内の当該総合特区紹介ページ

[<https://www.pref.mie.lg.jp/common/05/ci500014271.htm>]を参照するとよい。けいはんな学研都市については、公益財団法人 関西文化学術研究都市推進機構HP内の当該都市紹介ページ [<https://www.kri.or.jp/know/>]を参照するとよい。

³⁵ Bradford, D. F. "A Tax System for the Twenty-first Century" Alan J. Auerbach, Kevin A. Hassett eds., *Toward Fundamental Tax Reform*, The AEI Press, 2005, p.23.

短期大学生のアイデンティティ発達と進路選択時の 母親とのコミュニケーション

高橋 彩

I 問題と目的

Erikson は青年期の心理社会的危機として、アイデンティティ対アイデンティティ拡散をあげた。アイデンティティとは、「過去において準備された内的な斉一性と連続性とは、他人に対する自分の存在の意味—『職業』という実体的な契約に明示されているような自分の存在の意味—の斉一性と連続性に一致すると思う自信の積み重ね」(Erikson,1963; 仁科訳, 1977) のことであり、アイデンティティを実証的にとらえる試みとして、Marcia(1966) のアイデンティティ・ステータスモデルはその中心的役割を果たしてきた。探求(様々な選択肢について真剣に悩み模索した経験)とコミットメント(自分の選んだ選択肢に積極的に関与していること)の2つ基準の有無によって、探求もコミットメントもない拡散、コミットメントはないが、今まさに探求をしているモラトリアム、探求がないがコミットメントはあるフォークロージャー、探求を経てコミットメントを獲得したアイデンティティ達成の4つのステータスに個人を分類する。ステータスはある1時点の状態を示したものにすぎず、アイデンティティがどのように形成されていくかというプロセスに研究の関心に移るにつれて、ステータスモデルの限界が指摘されてきた。例えば、Crocetti, Rubini, & Meeus(2008)は、青年がコミットメントを形成した後も、そのコミットメントについてよく考え、さらなる情報を収集したり他者と話したりすることがあり、その結果として現在のコミットメントから新しいコミットメントを求めることがあるとする。この「コミットメント」、「深い探求」、「コミットメントの再考」からなるアイデンティティ形成の3次元モデル(Crocetti et al.,2008)にもとづく尺度(Utrecht-Management of Identity Commitments Scale)も開発されており、日本語版も作成されている(畑野・杉村, 2014)。アイデンティティ形成は、個人が自分を取り巻く環境との間で絶えず相互調整していくプロセスであるととらえられており(Bosma & Kunnen, 2001)、Crocetti et al. (2008)のアイデンティティ形成の3次元モデルもそれにあたるといえる(畑野・杉村, 2014)。

同じくアイデンティティ形成のプロセスを重視したモデルに、二重サイクルモデルがある(Luyckx, Goossens, Soenens, 2006)。Luyckx et al. (2006)は、Marcia (1966) のアイデンティティ・ステータスにおける探求とコミットメントという2つの次元を、それぞれ「広い探求」と「コミットメント形成」とよび、これらを「コミットメント形成サイクル」とした。このコミットメント形成サイクルのほかに、「深い探求」と「コミットメントとの同一化」の2つの次元からなる「コミットメント評価サイクル」を加え、二重サイクルモデルを提唱した。アイデンティティ発達を、コミットメントを形成するために様々な選択肢を模索する過程(コミットメント形成サイクル)と、すでに選択した対象が真にコミットメントするに値するか否かをさら

に検討し、それへのコミットメントを深めていく過程（コミットメント評価サイクル）の2つの過程からとらえようとするモデルであり、探求の不適応な側面である「反芻的探求」を含めた5次元からなる多次元アイデンティティ発達尺度を開発している（Luyckx, Schwartz, Berzonsky, Soenes, Vansteenkiste, Smits, & Goossens, 2008; 中間・杉村・畑野・溝上・都築, 2015）。中間他(2015)は、多次元アイデンティティ発達尺度日本語版(Dimensions of Identity Development Scale: the Japanese version, 以下 DIDS-J とする)を開発し、原版と同じ5因子構造で十分な信頼性と妥当性があることを確認している。

青年期のアイデンティティ形成の主要な領域は、進路選択や職業選択である。後期青年期には、幼い頃に習得した役割や技術を職業にどう結びつけるのかが重要な問題となる（Erikson, 1963; 仁科訳, 1977）ためである。アイデンティティ・ステータス面接（Marcia & Archer, 1993）では「進路」や「職業選択」が、アイデンティティ形成の3次元モデル（Crocetti et al., 2008）では「教育領域」が、二重サイクルモデル（Luyckx et al., 2006）では「将来の目的」が、それぞれ青年のアイデンティティ形成領域として取り上げられている。

青年のアイデンティティ形成における進路・職業領域の重要さと、形成プロセスへの注目をふまえ、高橋（2008）は、進路選択における親子間コミュニケーション尺度を作成した。この尺度は、親子間の相互作用の特徴と青年のアイデンティティ探求との関連を検討した Grotevant と Cooper らの個性化モデル（Cooper & Grotevant, 1987; 平石, 2007）を基礎としている。親と青年の会話の中で、自分自身の視点をはっきり伝えることや、自分と他者との見解の違いを述べる能力である「独自性」と、他者の信念と感情の尊重や、他者の考えを発展させるために承認や励ましを与える「結合性」の2つの側面が、どのようなバランスで表出されるのかを観察し、青年の心理社会的発達との関連を検討するモデルである。「結合性」を中心とした会話の中で、個々の成員の「独自性」が表明されるような家庭の青年は、アイデンティティを探求する能力が高かった（Grotevant & Cooper, 1986）ことから、進路や職業についての親子間の会話においても、結合性と独自性が両方表出されることが青年の職業選択への取り組みやアイデンティティ達成の感覚と関連すると考え、こうした特徴を反映した尺度を作成し、検討をおこなった（高橋, 2008, 2009）。その結果、親が「独自性」と「結合性」の両方を示す場合、どちらも示さない親よりも、青年のアイデンティティ達成の感覚が高く、親が「結合性」だけを示す場合も、両方示さない親よりも青年のアイデンティティ達成の感覚が高かった。また、親が示す「結合性」は、「独自性」とは異なり、それ自体が青年のアイデンティティ達成の感覚と正の相関があった。一方、青年の特徴のうち「議論の回避」はアイデンティティ達成の感覚と負の相関があり、「議論による立場の明確化」（自分の希望する進路を理由とともに説明し、もし反対されたら、説得したり、反対する理由をたずねたりする特徴）は、アイデンティティ達成の感覚と正の相関があり、職業選択を避ける態度と負の相関があった（高橋, 2008, 2009）。親子間で議論を避けないことや親が青年に受容的であることが、青年のアイデンティティ達成の感覚に関連することが示唆されたといえる。同様の結果は、進路選択における親からのソーシャルサポー

ト知覚が、高校生の進路意思決定に影響を与えることを示した大谷・木村・藤生（2013）の研究からも示唆されている。大谷他（2013）で用いた「親のサポート」の尺度項目は、「親はあなたに希望をはっきり示している」、「親と意見が一致している」、「親と進路のことを率直に話すことができる」など親の独自性と結合性、青年の話し合いを避けない特徴で構成されており、「進路意思決定」も下山（1986）の進路未決定尺度を改変したものであり、「自分なりに考えた結果、最終的に一つの職業、または学科を選んだ」、「自分のやりたい職業はきまっており、今は、それを実現していく段階である」など、従来のコミットメントの概念に類似した項目から構成されているからである。

杉村（2001）は、アイデンティティ形成における探求を、自分自身の欲求や関心だけではなく、他者の意見や期待も考慮し、相談や討論といった形で利用しながら、自己と他者の視点の食い違いを相互調整によって解決するプロセスとしてとらえた。この観点から青年が個人の欲求だけで進路を選択するのではなく、親の意見や自分への期待を知り、もし意見が食い違う場合には話し合いを通して親の理解を得ることができるようなコミュニケーションは、アイデンティティ形成における探求とみなすことができる。こうした探求がアイデンティティの感覚、コミットメントと関連することを高橋（2008, 2009）の結果は示唆したといえるが、近年の新しいアイデンティティ発達の枠組みからみると、多様な選択肢について考える探求を経て、ある進路を選択する過程までを扱っていると考えられる。進路選択時の親子間のコミュニケーションのあり方が、選ばれた進路をさらに検討し、コミットメントを深めていくような探求過程とどのように関連するのかは明らかになっていない。進路選択における親子間コミュニケーション尺度を用いて、高校受験時と大学受験時を比較した研究（白濱・江頭・五位塚・古賀, 2017）では、高校受験時よりも大学受験時の方が、親の「独自性」が高く、青年の「相互的態度」（「議論による立場の明確化」と「結合性」の因子がまとまったもの）が高いことが示されていることから、親子間コミュニケーションとアイデンティティ発達との関連の様相は、青年期の時期によって異なると考えられる。そこで本研究では、短期大学生を対象に、新しいアイデンティティ発達の枠組みである二重サイクルモデル（Luyckx et al., 2006）におけるコミットメント形成サイクル（「広い探求」および「コミットメント形成」）とコミットメント評価サイクル（「深い探求」および「コミットメントとの同一化」）、さらに2つの過程で陥る可能性のある自己反芻的思考の「反芻的探求」の5次元と、進路選択をめぐる親子間のコミュニケーション特徴との関連を検討する。短期大学生を対象としたのは、就職活動の時期が4年制大学よりも限られており、進路選択の意識が入学直後から高いと考えられるためである。具体的には、多次元アイデンティティ発達尺度日本語版（DIDS-J）と、進路選択における親子間コミュニケーション尺度を用いて、以下の仮説をたてて検討する。

仮説1） 親が青年に対して示す「結合性」（応援、励まし、理解）は、アイデンティティ達成の感覚と正の相関があった（高橋, 2008, 2009）ことから、進みたい人生が決まったことを意味するコミットメント次元（DIDS-J）における「コミットメント形成」と「コミットメントと

の同一化)」と関連があるだろう。

仮説2) 親が自分の意見や希望をはっきりと伝えたり、青年に理由をたずねたりする「独自性」は、青年に様々な選択肢や可能性について考えさせることになるため、探求次元(DIDS-」における「広い探求」と「深い探求」)と正の関連があるだろう。逆に親が意見を言わない「議論の抑制」を示す場合、探求次元とは負の関連があるだろう。ただし探求のうち「反芻的探求」は、「どんな人生を進みたいのか、どうしても考えてしまう」といった不安の高さや自尊感情の低さと関連する探求である(中間他, 2015)ため、「独自性」とは負の、「議論の抑制」とは正の相関があるだろう。

仮説3) 青年が親との話し合いを避けること(「議論の回避」)は、アイデンティティ達成の感覚と負の相関があり、職業選択を回避する傾向と正の相関があった(高橋, 2008)ことから、探求次元やコミットメント次元と負の相関があるだろう。ただし探求のうち「反芻的探求」は、青年の「議論の回避」と正の相関があるだろう。

仮説4) 青年が反対する親を説得したり、その理由を尋ねたりする「議論による立場の明確化」は、アイデンティティ達成の感覚と正の、職業選択を回避する傾向と負の相関があった(高橋, 2008, 2009)ことから、仮説3とは逆に、探求次元とコミットメント次元の両方と正の相関があるだろう。

仮説5) 青年が親の意見に対し同意したり、親の期待や立場を考える「結合性」を示すことは、他者の意見を取り入れたり、自分が進もうと決めた人生を他の人がどう思うのか分かろうとするという「深い探求」と正の相関があるだろう。

Ⅱ 研究1

1 目的

短期大学生の分析を行う前に、進路選択における親子間コミュニケーション尺度(2008)の因子構造を確認する。尺度作成から年月が経っていることや、白濱他(2017)では、青年の「議論による立場の明確化」と「結合性」が1つの因子にまとまったことが報告されていることから、項目数を増やし探索的因子分析を再度行うこととした。

2 方法

(1) 調査対象者と調査時期

中部地方の私立大学(2018年10月)と、公立短期大学(2019年10月)において、授業時間内に質問紙調査を無記名で実施、回収した。回答の不備を除き、大学生66名(うち女子40名)と短期大学生96名(うち女子84名)の計162名を分析対象とした。1年生82名、2年生28名、3年生45名、4年生7名であり、平均年齢は大学生20.4歳(SD1.1)、短期大学生19.0歳(SD0.74)であった。

(2) 調査内容

(a) 進路選択における親子間コミュニケーション尺度 (高橋, 2008)

青年が認知した親のコミュニケーションをとらえる 17 項目と青年自身のコミュニケーションをとらえる 15 項目からなる。「あなたは、最近 1～2 年の間に、将来の職業を考えたり、進路を決定する時に、親とどのような話し合いをしましたか」と問い、「非常にあてはまる」(6 点) から「全くあてはまらない」(1 点) の 6 件法で、母親と父親のどちらかを選んで回答するように求めた。

(b) 多次元アイデンティティ発達尺度日本語版 (DIDS-J) (中間他, 2015)

DIDS-J の全 25 項目に対して、「とてもあてはまる」(5 点) から「全くあてはまらない」(1 点) の 5 件法で回答を求めた。下位尺度の項目例は以下のとおりである。

「コミットメント形成」:「自分がどんな人生を進むか決めた」、「自分の人生をどうするのかについては自分で選んで決めた」など 5 項目。

「コミットメントとの同一化」:「私の将来の計画は自分の本当の興味や大切だと思うものに合っている」、「将来の計画のおかげで自分というものがはっきりしている」など 5 項目。

「広い探求」:「自分が進もうとする人生にはどのようなものがあるのか進んで考える」、「自分が追い求めることができる色々な目標について考える」など 5 項目。

「深い探求」:「自分がすでに決めた人生の目的が本当に自分にあうのかどうか、考える」、「自分が進もうと決めた人生を他の人がどう思うのか分かろうとしている」など 5 項目。

「反芻的探求」:「人生で本当にやりとげたいことは何かははっきりしない」、「どんな人生を進みたいのかどうしても考えてしまう」など 5 項目。

3 結果と考察

(1) 進路選択における親子間コミュニケーション尺度の因子分析

進路選択における親子間コミュニケーション尺度について、父親について回答したのは 71 名、母親について回答したのは 152 名であった。母親のコミュニケーション 17 項目について、フロア効果のみられた 2 項目を除き、探索的因子分析 (最尤法プロマックス回転) をおこなった。因子負荷量が .40 以上の項目を採択し、それ以下の項目や複数の因子に負荷を示す項目を除外し、最終的に高橋 (2008) とほぼ同様の 3 因子を確認した (Table1)。第 1 因子は「母親の結合性」、第 2 因子は「母親の議論の抑制」、第 3 因子は「母親の独自性」と名づけた。

青年の母へのコミュニケーション 15 項目についてフロア効果のあった 2 項目を除外し、探索的因子分析を行ったが、高橋 (2008) と同様の固有値 1.0 以上の 4 因子構造では、1 つの因子の項目数が少なく不適切であった。同じ尺度を用いた白濱他 (2017) の研究において、青年の項目は 2 因子構造が確認されていたことから、2 因子で探索的因子分析 (最尤法プロマックス回転) を行い、最終的な結果を Table2 に示した。第 1 因子は高橋 (2008) の「議論の回避」から 3 項目 (「私は母親と進路について話し合うことをなるべく避けていた」、「母親が私の進路

Table 1
進路選択における親子間コミュニケーション尺度（母親）（N=152）

因子名	質問項目	因子負荷量		
		F1	F2	F3
1 母親の結合性				
	母親は最終的に私が決めた進路を応援してくれた	0.905	0.011	0.022
	母親は私の入学（就職）試験について「大丈夫だよ」と励ましてくれた	0.753	0.119	0.171
	母親は私のやりたいことをちゃんと理解したようだった	0.514	-0.137	-0.105
2 母親の議論の抑制				
	母親は、私が進路についてどんな意見を言っても「いいんじゃない」と言うだけだった	0.095	0.813	-0.047
	母親に進路の相談をしても、「よく分からない」と言われた	-0.057	0.767	0.001
3 母親の独自性				
	母親は私の進路について意見を言うときに、その理由もはっきりと言った	0.200	-0.243	0.619
	母親は「将来こんな職業についてほしい」と言った	-0.076	0.231	0.584
	母親は私が意見を言っている途中なのに、「でも・・・」とさえぎって反論することがあった	-0.347	-0.004	0.540
	母親は私の進路について「あなたはこれに向いている」と言った	0.209	0.056	0.423
	母親は、進路について「どうしてそうしたいの」と私に理由を聞いた	-0.066	-0.176	0.402
因子間相関		F2	-0.482	
		F3	-0.202	-0.078

Table 2
進路選択における親子間コミュニケーション尺度（青年）（N=152）

因子名	質問項目	因子負荷量	
		F1	F2
1 青年の議論の困難さ			
	私は母親と進路について話し合うことをなるべく避けていた	0.916	0.008
	母親が私の進路について話す時には、私はその話を早く終わらせようとした	0.851	0.036
	私は母親に将来のことを話すうちに、だんだんと腹がたってくるがあった	0.619	0.257
	母親には「この学校/会社を受けるから」と自分で決めた結果だけを報告した	0.580	-0.295
	母親に「こんな仕事につけたらいいなあ」と気楽に話すことができた（逆転項目）	-0.488	0.026
2 青年の結合性			
	私は最終的に母親の期待に沿うように、進路を決めた	0.131	0.668
	私は母親のアドバイスに対して「それもいいかも」と同意した	-0.224	0.616
	私は、母親の立場になって自分の進路を考えてみた	0.143	0.489
	私の将来について母親が心配するときは、母親を安心させようとした	-0.053	0.461
因子間相関		-0.010	

について話す時には、私はその話を早く終わらせようとした」、「私は母親に将来のことを話すうちに、だんだんと腹が立ってくるがあった」と「自律した意思決定」のうちの 1 項目（「母親にはこの学校/会社を受けるからと自分で決めた結果だけを報告した」）、さらに「母親

にこんな仕事につけたらいいなあと気楽に話すことができた」の逆転項目から構成されていた。親と進路について話せない、話したくないという特徴があるため「青年の議論の困難さ」と名づけた。第2因子は、高橋（2008）の「結合性」の項目のみで構成されていたため、「青年の結合性」と名づけた。高橋（2008）とは異なり、反対する親を説得し、理由を明らかにするような「議論による立場の明確化」にあたる因子は確認できなかったと言える。この因子に含まれる「母親が私の進路の希望に対して反対した時、どうして反対するのと理由を尋ねた」という項目はフロア効果を示していることから、今回の調査対象者は親との間で大きな意見の相違や葛藤が少なかった可能性がある。父親については人数が少なく、母親と同様の因子分析結果は得られなかった。

（2）信頼性の検討

母親-青年間コミュニケーションについて、尺度の信頼性（項目間の内的一貫性）を検討するため、クロンバックの α 係数を算出したところ、母親の結合性は $\alpha = .74$ 、母親の議論の抑制は $\alpha = .76$ 、母親の独自性は $\alpha = .62$ 、青年の議論の困難さは $\alpha = .81$ 、青年の結合性は $\alpha = .65$ であった。 α 係数がやや低い因子もあったが、許容できる範囲とみなし、短期大学生を対象とした本調査の分析に使用する 19 項目を確定した。

Ⅲ 研究 2

短期大学生を対象に、研究 1 で作成した進路選択における親子間のコミュニケーション尺度とアイデンティティ発達との関連を検討する。

1 方法

調査内容、および調査対象者と調査時期は研究 1 と同じであり、母親を選んで回答した短期大学生 96 名（平均年齢 19.0 歳、 $SD = .74$ 歳、うち女子 84 名）を分析対象者とした。

2 結果

（1）進路選択における親子間コミュニケーション尺度の信頼性

短期大学生を対象とした場合の尺度の信頼性（項目間の内的一貫性）を検討するため、クロンバックの α 係数を算出したところ、母親の結合性は $\alpha = .78$ 、母親の議論の抑制は $\alpha = .74$ 、母親の独自性は $\alpha = .67$ 、青年の議論の困難さは $\alpha = .78$ 、青年の結合性は $\alpha = .67$ であった。各因子の項目得点の平均値を下位尺度得点とした。

（2）母親-青年間コミュニケーションにおける学年差

1 年生と 2 年生で下位尺度の得点に差があるかどうか検討したところ、「青年の議論の困難さ」は 1 年生よりも 2 年生の方が得点が高かった ($t(88) = 2.302, p < .05$)。それ以外の下位尺度に

学年差はなかった。よって1年生と2年生はまとめて分析することとした。

(3) 母親と青年のコミュニケーション特徴の関連

母親のコミュニケーションの特徴と青年のコミュニケーションの特徴との関連を検討するため、下位尺度間の相関係数を算出した。「母親の結合性」は、「青年の議論の困難さ」との間に有意な中程度の負の相関があった ($r = -.62, p < .01$)。「母親の議論の抑制」は、「青年の議論の困難さ」との間に弱い有意な正の相関があった ($r = .23, p < .05$)。「母親の独自性」は、「青年の結合性」との間に有意な中程度の正の相関があった ($r = .47, p < .01$)。

(4) 母親-青年間コミュニケーションと多次元アイデンティティ発達尺度との関連

多次元アイデンティティ発達尺度 (DIDS-J) の5つの下位尺度の α 係数を算出したところ、コミットメント形成は $\alpha = .86$ 、コミットメントとの同一化は $\alpha = .82$ 、広い探求は $\alpha = .80$ 、深い探求は $\alpha = .65$ 、反芻的探求は $\alpha = .71$ であり、先行研究通りに5つの下位尺度得点の平均値を算出した。すべてのDIDS-J下位尺度得点において学年間に有意な差はなかった。

母親-青年間コミュニケーションとDIDS-Jとの関連を検討するため、すべての下位尺度間の相関係数を算出した (Table 3)。「母親の結合性」は、「コミットメント形成」($r = .308, p < .01$) および「コミットメントとの同一化」($r = .227, p < .05$) との間に有意な正の相関があり、「反芻的探求」との間に有意な負の相関 ($r = -.214, p < .05$) があった。「青年の議論の困難さ」は、「反芻的探求」との間に有意な正の相関 ($r = .218, p < .05$) があった。

Table 3

多次元アイデンティティ発達尺度 (DIDS-J) と親子間コミュニケーションとの相関 (N=90)

	M (SD)	コミットメント 形成サイクル		コミットメント 評価サイクル		反芻的探求
		広い探求	コミットメント 形成	深い探求	コミットメント との同一化	
母親の結合性	4.60 (1.03)	.141	.308**	.024	.227*	-.214*
母親の議論の抑制	2.69 (1.39)	.035	.041	-.013	.042	.054
母親の独自性	3.52 (0.95)	.137	.067	.110	.046	.047
青年の議論の困難さ	2.69 (1.17)	-.107	-.160	-.078	-.100	.218*
青年の結合性	3.29 (1.05)	.128	.059	.190	.011	.196
	M	3.53	3.12	3.33	2.77	3.88
	SD	0.82	1.03	0.76	0.84	0.75

** $p < .01$, * $p < .05$

IV 総合考察

本研究の目的は、進路選択時の親子間コミュニケーションと、Luyckx et al.(2008)のアイデンティティ発達の5次元モデルとの関連を短期大学生を対象に検討することであった。今回、調

査対象者は進路について話し合った親を選択して回答できたが、母親の方が父親よりも2倍程度多く選択されていた。進路の相談相手として父親よりも母親が選ばれる（ベネッセ教育総合研究所，2005；鹿内，2015）という結果と一致しており、本調査では母親―青年間のコミュニケーション特徴について分析を行った。

1 進路選択における母親-青年間のコミュニケーションの特徴

研究1では進路選択における親子間コミュニケーション尺度について改めて探索的因子分析をおこなったが、高橋（2008）とは異なり、青年のコミュニケーション特徴の一つである「議論による立場の明確化」にあたる因子は得られず、この特徴に関する仮説4は検討できなかった。「議論による立場の明確化」は、親との間で意見の食い違いがなければ生じないコミュニケーションであることから、本研究の短期大学生において進路に関する希望が親とある程度一致していた可能性がある。「母親の独自性」と「青年の結合性」の間に有意な正の相関（ $r=.47$ ）がみられたことから、母親が進路について意見をはっきり伝え、それに対して青年が同意し、親の立場や気持ちを考慮して期待に沿う形で進路を決めた可能性が示唆された。平石（2007）は男子よりも女子の方が「母親へ示す結合性」が高いこと、「母親からの独自性」を認知していたことを示している。本研究の短期大学生は8割以上女子であったことを考えると、「母親の独自性」と「青年の結合性」との関連を示した本調査の結果は、平石（2007）の結果と矛盾しないと言える。進路選択において母親が主張して青年が母親に同意するといった特徴が、女子青年に特有であるのか、2年間という短い期間で進路を選択する短期大学生の特徴であるのかは、今後の検討課題である。さらに「母親の結合性」と「青年の議論の困難さ」との間に有意な負の相関（ $r=-.62$ ）がみられており、高橋（2008，2009）と同様に、親が応援や励ましを示さないと、青年が進路について話し合うことを避けることが示唆された。

2 アイデンティティ発達と、母親-青年間コミュニケーションとの関連

（1）母親のコミュニケーション特徴とアイデンティティ発達

母親の3つのコミュニケーション特徴のうち、「母親の結合性」だけが、多次元アイデンティティ発達尺度と関連があった。「母親の結合性」は、「コミットメント形成」（ $r=.31$ ）と「コミットメントとの同一化」（ $r=.23$ ）という2つのコミットメント次元と有意な正の相関があり、仮説1は支持された。さらに、「母親の結合性」は、「反芻的探求」と有意な負の相関（ $r=-.21$ ）があった。

「コミットメント形成サイクル」における「コミットメント形成」は自分の人生における計画があることを意味し、「コミットメント評価サイクル」における「コミットメントとの同一化」はそうした将来の計画が自分にとって正しく、合っているという確信を表している（Luyckx et al., 2006）。母親が進路について理解し、応援や励ましを示すことは、従来測定されてきたアイデンティティ・ステータス理論における「コミットメント」次元だけでなく、自分が決めた人

生や将来の計画が自分に本当に合っていて正しいものであると自信を持つことにも関連することが示されたと言える。また、「母親の結合性」と負の相関があった「反芻的探求」は、自分が人生で何を望むかについて決めることができず、それを心配して考え続けることであり、抑うつや低い自尊感情との関連が示されている不適応な探求の形である (Beyers & Luyckx, 2016; 中間他, 2015)。短期大学生にとって進路の主たる相談相手である母親が、青年の進路について理解や応援、励ましを与えないと、青年は自分の人生や将来の選択肢に自信が持てずに、いつまでも考え続けてしまうことが示唆された。

仮説の2として、母親が青年に対して意見や希望をはっきり伝えることは、青年に様々な選択肢について考えさせることになるため探求次元と正の相関が、意見を言わないことは探求次元と負の相関があると予想したが、「広い探求」と「深い探求」は母親のコミュニケーション特徴と有意な相関はなかった。また「反芻的探求」とも有意な相関はなかった。よって仮説2は支持されなかった。高橋 (2008, 2009) においても、親の「独自性」や「議論の抑制」は、「結合性」に比べると、青年のアイデンティティの感覚や職業選択と有意な相関が少ないか、あっても相関係数は非常に小さかった。親が青年に意見をはっきり伝えることは、普段の親子関係が良好であれば、進路選択の可能性を広げるきっかけになるが、良好ではない場合、青年が意見を押し付けられたと感じる可能性がある。「親の独自性」の項目の再検討も必要であるだろう。

(2) 青年のコミュニケーション特徴とアイデンティティ発達

青年が親と話し合わない特徴である「青年の議論の困難さ」と、「コミットメント形成サイクル」や「コミットメント評価サイクル」には関連がなかったが、不適応な側面である「反芻的探求」の間に正の相関 ($r=.22$) があった。よって仮説の3は部分的に支持された。

母親と進路の希望や将来について話すことができないことで、自分の将来や人生がはっきりせず、考え続けてしまうことが示唆された。進むべき人生や将来の選択が自分に合っているという自信は、アイデンティティの概念にもあるように、青年が一人で形成できるものではなく、重要な他者である母親の意見や期待を知ることや、その期待と合致していることが必要なかもしれない。ただ、青年が親と話せない、話したくない理由は、親への信頼感や親のあたたかさ、以前から続く葛藤や意見の相違など多くの原因が考えられるため、今後は親子関係の特徴も含めて検討する必要がある。

青年が親の意見に対し同意したり、親の期待や立場を考えることは、他者の意見を取り入れたり、自分が進もうと決めた人生を他の人がどう思うのか分かろうとするという「深い探求」と正の相関があると予測したが、「青年の結合性」は DIDS-J のすべての下位尺度との間に、有意な相関はなかった。よって、仮説5は支持されなかった。

3 今後の課題

今回、進路選択時の「母親の結合性」と「青年の議論の困難さ」が、多次元アイデンティテ

アイデンティティ発達尺度と関連することを示した。特に従来、指摘されていなかったアイデンティティ発達に寄与しない探求である「反芻的探求」との関連を示したことは、アイデンティティ形成の二重サイクルモデル (Luyckx et al., 2006) を用いた意義があったと言える。一方で、調査対象人数が限られていたため、母親の特徴と青年の特徴の組み合わせによる差は検討することができなかった。母親-青年間コミュニケーションの相関結果から、母が独自性を示し、青年が母へ結合性を示す組み合わせや、結合性を示さない母親と議論の困難さを感じている青年の組み合わせ等がありそうである。今後は母親と青年のコミュニケーション特徴から類型化し、アイデンティティ発達との関連を検討する必要がある。

また本結果を一般化するには、短期大学の学生だけでなく、進路指導の時期や期間の異なる4年制大学の学生との比較が不可欠である。岩佐・杉村・田爪 (2019) は、教職を目指す学生よりも、非専門職業養成課程の学生の方がDIDS-Jの5つの下位尺度のうち「反芻的探求」だけ高いことを示している。本調査の結果、「反芻的探求」は「母親の結合性」や「青年の議論の困難さ」と関連があったが、資格取得を目指す学部学科の学生は、入学時点でコミットメントの程度に差があると考えられるため、関連の程度も異なる可能性がある。学校の種別に加えて進路や就職の自由度に差がある学部学科の違いについても考慮する必要があるだろう。

引用文献

- ベネッセ教育総合研究所 (2005). 進路選択に関する振り返り調査—大学生を対象として—
Retrieved from https://berd.benesse.jp/berd/center/open/report/shinrosentak/2005/houkoku/furikaeri1_5_1.html (2020年2月25日)
- Beyers,W., & Luyckx, K.(2016). Ruminative exploration and reconsideration of commitment as risk factors for suboptimal identity development in adolescence and emerging adulthood. *Journal of Adolescence*, 47, 169-178.
- Bosma,H.A., & Kunnen, E.S. (2001). Determinants and mechanisms in ego Identity development: A review and synthesis. *Developmental Review*, 21, 39-66.
- CooperC.R., & Grotevant,H.D. (1987). Gender issues in the interface of family experience and adolescents' friendship and dating identity. *Journal of Youth and Adolescence*, 16, 247-264.
- Crocetti,E., Rubini.M., & Meeus,W. (2008). Capturing the dynamics of identity formation in various ethnic groups: Development and validation of a three-dimensional model. *Journal of Adolescence*,31,207-22.
- Erikson,E.H. (1963). *Childhood and society*. New York:W.W.Norton & Company. (仁科弥生 (訳) (1977). *幼児期と社会 1・II* みすず書房)
- Grotevant & Cooper (1986). Individuation in family relationships: A perspective on individual differences in the development of identity and role-taking skill in adolescence. *Human Development*, 29, 82-100.

- 畑野 快・杉村和美 (2014). 日本人大学生における日本版アイデンティティ・コミットメント・マネジメント尺度 (Japanese version of the Utrecht-Management of Identity Commitment Scale; U-MICSJ) の因子構造, 信頼性, 併存的妥当性の検討 青年心理学研究, 25, 125-136.
- 平石賢二 (2007). 青年期の親子間コミュニケーション ナカニシヤ出版
- 岩佐康弘・杉村和美・田爪宏次 (2019). 教員養成課程の大学生における教職を目指す過程での再考及び理想の教師像への志向性とアイデンティティ発達との関連 青年心理学研究, 31, 19-33.
- Luyckx, K., Goossens, L., & Soenens, B. (2006). A developmental contextual perspective on identity construction in emerging adulthood: change dynamics in commitment formation and commitment evaluation. *Developmental psychology*, 42, 366-380.
- Luyckx, K., Schwartz, S., Berzonsky, M. D., Soenens, B., Vansteenkiste, M., Smits, I., & Goossens, L. (2008). Capturing ruminative exploration: Extending the four-dimensional model of identity formation in late adolescence. *Journal of Research in Personality*, 42, 58-82.
- Marcia, J. E. (1966). Development and Validation of ego identity status. *Journal of Personality and Social Psychology*, 3, 551-558.
- Marcia, J. E., & Archer, S. L. (1993). Identity status interview: Late adolescent college form. In L. E. Marcia, A. S. Waterman, D. R. Matteson, S. L. Archer, & L. L. Orlofsky (Eds.) *Ego Identity: A handbook for psychosocial research*. New York: Springer-Verlag. Pp. 304-305.
- 中間玲子・杉村和美・畑野 快・溝上慎一・都築 学 (2015). 多次元アイデンティティ発達尺度 (DIDS) によるアイデンティティ発達の検討と類型化の試み 心理学研究, 85, 549-559.
- 大谷哲弘・木村論史・藤生英行 (2013). 就職を希望する高校生の進路選択におけるサポート知覚と進路意思決定との関係 カウンセリング研究, 46, 127-137.
- 鹿内啓子 (2015). 高校生における先生・親への進路相談と進路意識との関連 北星論集 (文), 52, 1-9.
- 下山晴彦 (1986). 大学生の職業未決定の研究 教育心理学研究, 34, 20-30.
- 白濱あかね・江頭愛・五位塚和也・古賀聡 (2017). 進路選択における親子間コミュニケーションと大学生のアイデンティティ形成および親子関係認知の関連 九州大学心理学研究, 18, 73-83.
- 杉村和美 (2001). 関係性の観点から見た女子青年のアイデンティティ探求: 2年間の変化とその要因 発達心理学研究, 12, 87-98.
- 高橋 彩 (2008). 男子青年における進路選択時の親子間コミュニケーションとアイデンティティとの関連 パーソナリティ研究, 16, 159-170.
- 高橋 彩 (2009). 女子青年における進路選択時の親子間コミュニケーションとアイデンティティとの関連 パーソナリティ研究, 17, 208-219.

【研究報告】

地域包括支援センターにおける「地域課題の政策提言」に関する研究 —2019 年度「三重短期大学政策研究・研修」の成果報告—

武田 誠一・松田 佳浩・川岸 健太郎
上村 博一・工藤 暢久

はじめに

本論は、2019 年度「三重短期大学政策研究・研修」（以下、政策研修）で行われた、地域包括支援センターにおける「地域課題の政策提言」に関する研修（担当教員：生活科学科准教授 武田誠一）の成果をまとめたものです。

政策研修とは、三重短期大学の地域貢献および地域連携事業の一環として、津市など地方自治体等が抱える諸課題をテーマに、当該職員と教員が共に調査・研究し、関係諸課題の解決にあたりとともに、より戦略的かつ先進的な政策事務事業等の推進が図られる職員の政策形成能力を養うことを目的に実施されている研修のことです。

2019 年度は、「地域包括支援センターにおける「地域課題の政策提言」に関する研修」をテーマに、松阪市、鈴鹿市、津市、津市社会福祉協議会の職員の 4 名が参加しました。

I 地域包括支援センターにおける「地域課題の政策提言」とは

地域包括支援センターの業務の一部として地域ケア会議が位置づけられています。そもそも、地域包括支援センターとは介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う相談援助機関です。厚生労働省（2018）は「地域包括支援センターの設置運営について」において、地域包括支援センターの業務内容 5 点示しています¹⁾。

- ① 包括的支援事業
- ② 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築
- ③ 地域ケア会議の実施
- ④ 指定介護予防支援
- ⑤ その他

このように地域ケア会議は、地域包括支援センターの重要な役割です。地域ケア会議には、利用者の個別課題の解決を図るというミクロ的視点だけでなく、医療・福祉専門職の連携の構築や個別課題の背景にある地域課題の発見、地域づくり、地域住民を巻き込んだ地域資源開発などのメゾ的視点を持ち、それらの課題を地域全体の課題として捉え政策提言を行うマクロ的視点の三相構造を持っています。

しかし、これらの三相構造が適切に機能しているかについて、平澤・王・樋田・三上（2018）の研究によると、地域ケア会議を実施している地域包括ケアセンターでは、「個別事例検討会議の実施率が91.3%であるのに比べ、地域課題検討会議の実施率は54.1%に留まっている」²⁾と指摘しており、「地域課題発見機能」や「地域づくり・資源開発機能」、その次の段階である「政策形成機能」が不十分である様子が伺えます。

Ⅱ 政策研修の目的

そのような中、介護保険法改正で平成30年度より「保険者機能強化推進交付金」が導入されました。

その評価項目に、「地域包括支援センターが複数の個別事例をもとに地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を市町村へ提言している」という項目が設けられました。

評価指標は政策提言の実施状況に応じて2つに別れており、(ア)「複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を市町村に提言している」(10点)、(イ)「複数の個別事例から地域課題を明らかにしているが、解決するための政策を市町村に提言していない」(5点)で、県内の現状としては、評価指標の「ア」「イ」のいずれかを算定している市町がある一方で、どちらも算定できない市町も見られます(図1)。

全国平均で「平均6.2点」
三重県は、「7.1点」とされている
(令和元年9月27日社会保障審議会 介護保険部会
(第82回)「参考資料2」)



図1「三重県内の政策提言状況」

この項目を算定できるか否かで交付金の増減に影響します。また、既の実施できている市町においても、その役割が行政直営型の地域包括支援センターに限定されているのであれば、委託型の地域包括支援センターまで広げることが今後必要であると考えられます。

そのため、本政策研修では「地域課題の政策提言」の実態把握、「地域課題の政策提言」を具体的な制度に結びつけた先進地視察、参加自治体における「地域課題の政策提言」の取りまとめに取り組みました。

Ⅲ 政策研修の経過

政策研修は2019年7月から2020年3月までに6回の研修と先進地視察を行いました。まず、参加している松阪市、鈴鹿市、津市の各自自治体で取り組んできた「地域課題の政策化」の実例を報告し、それぞれの特徴、課題の意見交換を行いました。

また、今回は行政職員だけでなく、津市社会福祉協議会が運営している地域包括支援センター職員の参加も得られたため、地域包括支援センターでの地域ケア会議の実態と、そこから明らかにされる地域課題の意見交換も行いました。

社会保障審議会資料(2019)によると、「保険者機能強化推進交付金」の全国平均は「6.2点」、三重県が「7.1点」とされている中、和歌山県が「8.5点」と高い数値となっていたため³⁾、和歌山県長寿社会課介護保険班から紹介をうけた、和歌山県紀の川市とかつらぎ町に先見地視察を行いました(写真1)。



写真1「先進地視察 和歌山県 紀の川市(2020年1月30日)」

最後に、6回の研修と先進地視察をふまえ、2020年3月24日に政策研修の成果報告を行いました。

次からは、政策研修の研修生のそれぞれのまとめとして「現状と課題」を報告します。

Ⅳ 松阪市の現状と課題

地域包括支援センターにおける「地域課題の政策提言」を行うにあたり、重要であるのは「連携する」こと、つまり、関係者がいかに協力できるかということと考える。そこで、松阪市で取り組まれていることで、ユニークで有効なものと思われるものを示したい。

1 松阪市の姿（概要）

松阪市は平成 17 年（2005 年）1 月 1 日に、旧松阪市と隣接する一志郡三雲町と嬉野町、飯南郡飯南町と飯高町との 1 市 4 町が合併した。この合併で市の面積が 623.66 ㎢となり、三重県下 2 番目の広さを有する都市となった。北は津市に、南は多気郡に、東は伊勢湾に、西は奈良県境と接し、南北方向への距離は約 37 ㎞、東西への距離は約 50 ㎞あり、東西へは車の移動で 1 時間から 1 時間半を要する長細い地形が特色である（図 2）。



図 2 「松阪市の位置」

松阪市の人口（表 1）は、平成 20 年（2008 年）1 月の約 171、500 人が最も多く、ここから減少を始めた。令和 2 年（2020 年）3 月の総人口が 163、261 人であるので、約 8、200 人減少している。

合併した町での特色が出ているので管内別に人口と高齢化率をみてみると、令和 2 年（2020 年）3 月 1 日時点の総人口が 163、261 人で、その内訳は本庁管内（旧松阪市）120、175 人、嬉野管内 19、786 人、三雲管内 15、277 人、飯南管内 4、512 人、飯高管内 3、511 人である。これを 5 年前の平成 28 年（2016 年）1 月 1 日時点と比べると、総人口が 163、257 人で、その内訳は本庁管内 123、266 人、嬉野管内 19、959 人、三雲管内 15、081 人、飯南管内 4、944 人、飯高管内 4、007 人であったので、総人口として 3、996 人減少しており、本庁管内 3、091 人、嬉野管内 173 人、飯南管内 432 人、飯高管内 496 人が減少している一方、三雲管内では 196 人増加している。

表1「松阪市の人口推移位」

令和2年3月1日	人口	65才以上	高齢化率
松 阪 市	163,261人	48,193人	29.51%
本庁管内	120,175人	35,132人	29.23%
嬉野管内	19,786人	6,011人	30.38%
三雲管内	15,277人	3,318人	21.71%
飯南管内	4,512人	1,904人	42.19%
飯高管内	3,511人	1,828人	52.06%

平成28年1月1日	人口	65才以上	高齢化率
松 阪 市	167,257人	46,353人	27.71%
本庁管内	123,266人	33,671人	27.31%
嬉野管内	19,959人	5,738人	28.74%
三雲管内	15,081人	3,088人	20.47%
飯南管内	4,944人	1,909人	38.61%
飯高管内	4,007人	1,947人	48.58%

R2(2020)-H28(2016)	人口	65才以上
松 阪 市	-3,996人	1,840人
本庁管内	-3,091人	1,461人
嬉野管内	-173人	273人
三雲管内	196人	230人
飯南管内	-432人	-5人
飯高管内	-496人	-119人

●松阪市は毎年約800人減少し、その中で約400人の高齢者が
増えているという現状。

◎松阪市の最多人口は平成20年(2008年)1月の約171,500人。
その時点と比較すると約12,000人減少した。

高齢化率をみると、令和2年(2020年)3月1日時点の高齢化率は29.51%で、管内別は本庁管内29.23%、嬉野管内30.38%、三雲管内21.71%、飯南管内42.19%、飯高管内52.06%である。三雲管内は低い、飯南管内と飯高管内では非常に高い。

また、高齢者人口(65歳以上)をみると、令和2年(2020年)3月1日時点の高齢者人口が48,193人で、その内訳は本庁管内35,132人、嬉野管内6,011人、三雲管内3,318人、飯南管内1,904人、飯高管内1,828人である。平成28年(2016年)1月1日時点は、本庁

管内 33、671 人、嬉野管内 5、738 人、三雲管内 3、088 人、飯南管内 1、909 人、飯高管内 1、947 人であったので、本庁管内 1、461 人、嬉野管内 273 人、三雲管内 230 人が増加している一方、飯南管内 5 人、飯高管内 119 人が減少している。このことは本庁管内と嬉野管内、三雲管内では、まだ今後も高齢化が進む可能性があると思われる。しかし、飯南管内と飯高管内は高齢者も減少していることから、いわゆる「集落の消滅」の方向に進んでいると見込まれる。

また、本庁管内でも細かく町別にみると、山間部や中心部においても飯南・飯高管内と同様の状況が生じている町がある。

これらを踏まえると、本市では市全体に一律な施策を講じることがよいのかということを考えさせられる都市である。

2 松阪市の地域包括支援センター

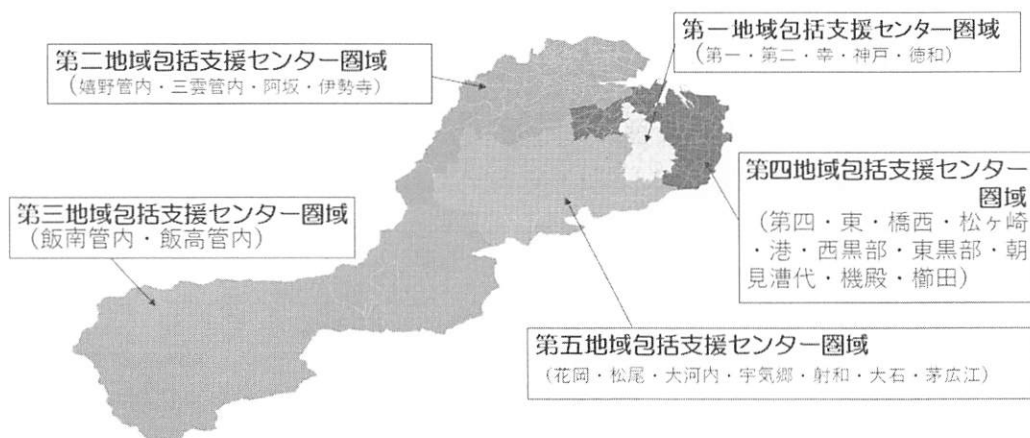


図 3 「松阪市地域包括支援センター担当エリア」

松阪市は市域を 5 つに分け、委託型で地域包括支援センターの運営をしている（図 3）。その内訳は（表 2）、第一地域包括支援センターは、主に市中心部をエリアとし、その人口は約 36、500 人で高齢化率 27.3%、介護認定率は 22.3%である区域を、公益社団法人松阪地区医師会に委託し、10 人の職員で運営している。第二地域包括支援センターは、三雲・嬉野管内と本庁管内の阿坂地区と伊勢寺地区をエリアとし、その人口は約 40、700 人で高齢化率 28.2%、介護認定率は 20.6%である区域を、社会福祉法人松阪市社会福祉協議会に委託し、10 人の職員で運営している。第三地域包括支援センターは、飯南管内と飯高管内をエリアとし、その人口は約 8、100 人で高齢化率 46.2%、介護認定率は 22.9%である区域を、社会福祉法人松阪市社会福祉協議会に委託し、11 人の職員で運営している。第四地域包括支援センターは、主に沿岸部をエリアとし、その人口は約 43、200 人で高齢化率は 29.7%、介護認定率は 22.2%ある区域を、医療法人社団嘉祥会に委託し、10 人の職員で運営している。第五地域包括支援センターは、主

に旧市内の郊外から山間部をエリアとし、その人口は約 35、200 人で高齢化率 28.7%、介護認定率は 21.5%ある区域を、社会福祉法人太陽の里に委託し、10 人の職員で運営している。前述したように、本市は地域特性が多様であるため一律な取り組みができえない部分において、苦勞されていると思われる。

表 2「松阪市地域包括支援センター職員内訳」

令和元年6月3日時点	第一包括	第二包括	第三包括	第四包括	第五包括	職種別 人数
主任介護支援専門員 介護支援専門員	2 (1) 管 生	2 管	2 管	3 (1) セ 管	2 管	11 (2)
保健師	1 認	2	1 (1)	4 (1)	1	9 (2)
看護師	2	1	2 (1)		3 (1) 生	8 (2)
社会福祉士	2	4 (1) 生 認	4 (1) 生 認	2 生 認	3 認	15 (2)
事務職員	1 (1)		2 (2)	1 (1)	1	5 (4)
介護福祉士	1	1 (1)				2 (1)
医 師	1 (1) セ					1 (1)
包括職員合計	10 (3)	10 (2)	11 (5)	10 (3)	10 (1)	51 (14)
委託先	公益社団法人 松阪地区 医師会	社会福祉法人 松阪市社会 福祉協議会	社会福祉法人 松阪市社会 福祉協議会	医療法人社団 嘉祥会	社会福祉法人 太陽の里	

略字説明＝():非常勤職員数、管：管理者、セ：センター長、生：生活支援コーディネーター、認：認知症地域支援推進員

地域包括支援センターにおける「地域課題の政策提言」を行うための土台となるのが「地域ケア会議」と考える。その開催状況を平成 30 年度分でセンター別（表 3）にみると、第一地域包括支援センターは、個別課題について 4 回開催し、参加人数は 24 人で、その参加した職種は 9 職種であった。また、地域課題については 6 回開催し、参加人数は 339 人で、その参加した職種は 10 職種であった。第二地域包括支援センターは、個別課題は 2 回、参加人数 18 人、参加職種 9 職種で、地域課題は 3 回、参加人数 200 人、参加職種 5 職種であった。第三地域包括支援センターは、個別課題は 2 回、参加人数 16 人、参加職種 10 職種で、地域課題は 8 回、参加人数 284 人、参加職種 31 職種であった。第四地域包括支援センターは、個別課題は 1 回、参加人数 34 人、参加職種 5 職種で、地域課題は 5 回、参加人数 244 人、参加職種 15 職種であった。第五地域包括支援センターは、個別課題は 7 回、参加人数 86 人、参加職種 25 職種で、地域課題は 3 回、参加人数 17 人、参加職種 4 職種であった。

開催回数と参加人数、参加職種に包括毎にばらつきはあるが、それは地域特性によるものと思われる。包括全体では、個別課題は 16 回開催し、参加人数 178 人で、参加職種は 58 職種である。また、地域課題では 25 回開催し、参加人数 1、084 人、参加職種 65 職種であった。こ

のように多くの人と職種が集まっていることには変わりはない。

この多くの人や職種が集まることができる要因として、「多職種勉強会」を開催し、そこへ参加することではないかと考えられる。

表 3 「松阪市地域包括支援センター別地域ケア会議開催状況」

	第一包括			第二包括			第三包括			第四包括			第五包括			合計		
	開催回数	参加人数	関係職種	開催回数	参加人数	関係職種	開催回数	参加人数	関係職種	開催回数	参加人数	関係職種	開催回数	参加人数	関係職種	開催回数	参加人数	関係職種
個別課題	4	24	9	2	18	9	2	16	10	1	34	5	7	86	25	16	178	58
地域課題	6	339	10	3	200	5	8	284	31	5	244	15	3	17	4	25	1084	65
合計		363			218			300			278			103			1262	

平成30年度分

3 松阪市における「連携」の取り組み

松阪市では、地域包括ケアシステムの構築にあたり、関係者による協議と課題解決につながる場として、平成 26 年度から松阪市地域包括ケア推進会議を設けた。この推進会議の取り組みの一つとして、推進会議が主催する「多職種勉強会」が年 2 回開催され、これまで 12 回開催し、延べ 1,796 人が参加しており、平均すると 150 人の参加がある（表 4）。文字通り「多職種」が集まり「勉強をする」ことを目的にしたものであるが、なぜ多くの者が集まり、それが継続されてきているのか。

この「多職種勉強会」の当初は交流会を中心としたものであったが、マンネリ化を避ける意味からも毎回話題となるテーマを変えることはもとより、視点をあてる職種を変えている。このことは「今回の主役はあなたですよ」ということで、プレッシャーもある一方で、他の職種からの自分達の職種に対する捉え方が聞けることが良いと言われている。また、発表にシンポジウムの形式を取り入れたり、グループワークでも様々な工夫がなされたりしており、毎回違った形での体験が得られるようになっている。そして、平成 30 年 4 月より市が「松阪地域在宅医療・介護連携拠点」を設置したことにより、平成 31 年度にこの連携拠点を交えて「多職種勉強会部会」を立ち上げて、シリーズ化したテーマで専門職のコラボレーションによる発表を行うなど、内容を一層強化されてきた。また、参加が少ない介護職が参加できるよう工夫もされるという。

この「多職種勉強会」に多くの人が来るのか。それは「楽しい」からであろう。今回はどのようなことが起きるのかという期待感があり、それに応えられるよう工夫がなされているからである。この「多職種勉強会」が生み出した効果として「連携がスムーズになった」ことが挙げられる。それは、多職種勉強会で何らかの形で顔見知りになり、回を重ねることでお互い

表 4「多職種勉強会（在宅医療・介護関係者の研修） 【松阪市地域包括ケア推進会議主催】」

回	日 程	場 所	参加数	内 容
第1回	平成26年11月20日	済生会松阪総合病院	112名	研修会&元気の出るグループワーク「松阪地域の医療現場から学ぶ」 第1部 活動発表： 清水敦哉氏(医師)、藤井秀子氏(医師)、小林昭彦氏(医師)、志田幸雄氏(医師) 第2部 グループワーク、発表 ※コーディネート：島田晃秀氏(松阪保健所長)
第2回	平成27年2月19日	三重県松阪庁舎	125名	研修会&元気の出るグループワーク「リハビリテーション専門職の活用のすすめ」 第1部 活動発表：藤井秀子氏(医師)、骨本浩乃氏(主任ケアマネ) 講演：木村圭佑氏(理学療法士) 第2部 グループワーク、発表 ※コーディネート：木村圭佑氏(理学療法士)
第3回	平成27年11月26日	三重県松阪庁舎	163名	研修会&元気の出るグループワーク「認知症患者へ口腔ケアのアプローチ」 第1部 活動発表：津田真氏(歯科医師)、黒井建志氏(歯科医師)、木田英也氏(医師)、 近田紀子氏(歯科衛生士) 第2部 グループワーク、発表 ※コーディネート：黒井建志氏(歯科医師)
第4回	平成28年3月24日	三重県松阪庁舎	124名	研修会&元気の出るグループワーク「どうしたら安心して皆で認知症患者さんを支えているか？薬剤師にできること」 第1部 活動発表：水本あつみ氏(薬剤師)、中村文彦氏(薬剤師)、安田尚樹氏(医師) 第2部 グループワーク、発表 ※コーディネート：中村文彦氏(薬剤師)
第5回	平成28年9月27日	済生会松阪総合病院	183名	研修会&元気の出るグループワーク「在宅ケアを受けて療養する人やそのご家族のために」 第1部 活動発表：清水敦也氏(医師)、中野久美子氏(医療ソーシャルワーカー)、 木田英也氏(医師) 第2部 グループワーク、発表 ※コーディネート：小林昭彦氏(医師)
第6回	平成29年2月24日	三重県松阪庁舎	123名	研修会&元気の出るグループワーク「頤頤性肺炎をくり返す高齢者への支援」 第1部 ①「デイサービスにおける口腔機能向上プログラムの実際」 JA松阪ふれあいの里くした 所長 横本直樹氏 ②「病院ST(言語聴覚士)の口腔への取り組み」 桜木記念病院 言語聴覚士 丹羽由宇氏 ③「家族様への調理支援も含めた訪問栄養食事指導の症例」 松阪地域訪問栄養食事指導研究会 管理栄養士 泉 知子氏 第2部 各専門職のグループワーク
第7回	平成29年10月13日	済生会松阪総合病院	162名	「元気高齢者をつくる口腔からの予防」～口腔からフレイル予防～ 第1部 インタロクダクション「口腔からのフレイル予防」松阪地区歯科医師会 黒井建志氏 第2部 シンポジウム ①「デイサービスにおける口腔機能向上プログラムの実際」 JA松阪ふれあいの里くした 所長 横本直樹氏 ②「病院ST(言語聴覚士)の口腔への取り組み」 桜木記念病院 言語聴覚士 丹羽由宇氏 ③「家族様への調理支援も含めた訪問栄養食事指導の症例」 松阪地域訪問栄養食事指導研究会 管理栄養士 泉 知子氏 ④「地域連携で口腔ケアを継続している症例」 ～意識障害や重症者に対する口腔ケア～ 松阪地区歯科医師会口腔ケアステーション 歯科衛生士 近田紀子氏 第3部 グループワーク 発表
第8回	平成29年3月9日	済生会松阪総合病院	176名	テーマ「やっばり家が一番！～時々入院、ほほ在宅～」 ほほ在宅医療を支える専門職のネットワーク 第1部 話題提供 ①野田知宏氏(医師) ②高山なおみ氏(介護支援専門員) ③追間米子氏(ヘルパー) ④市川千恵子氏(訪問看護師) 第2部 グループワーク 発表
第9回	平成30年9月7日	済生会松阪総合病院	146名	テーマ「ポリファーマシー(多剤投与)を知って、みんなで考えよう！」 第1部 話題提供 ①「薬剤師が多職種と共有したい現場の悩み」 薬剤師：スマイル調剤薬局下村店 西 英吾氏 ②「リハ職のポリファーマシーへの関わり」 理学療法士：松阪多気地区地域リハビリテーション連絡協議会 会長 木村圭佑氏 第2部 グループワーク 発表
第10回	平成31年2月1日	済生会松阪総合病院	157名	テーマ「看取りを迎える家族の“ゆらぎ”を多職種でどう支えていくか」 第1部 話題提供 ①松阪地域在宅医療・介護連携拠点で対応した相談内容について ～平成30年4月開設以降、寄せられた相談から～ 松阪地域在宅医療・介護連携拠点 ②「救急搬送と延命治療のために在宅で看取れなくなったケースについて」 整形外科外科胃腸科 医師 藤井秀子先生 第2部 グループワーク 発表
第11回	令和元年8月23日	済生会松阪総合病院	150名	「シリーズ 連携がうまくいくコツ いかない理由①」 第1部 話題提供 テーマ：「食べたい」を叶える為に多職種で取り組んだ症例～胃ろうから経口へ～ ①松阪地区歯科医師会口腔ケアステーション 歯科衛生士 近田紀子氏 ②居宅介護支援事業所なしこ苑 介護支援専門員 前村麻子氏 第2部 グループワーク 発表
第12回	令和2年2月5日	済生会松阪総合病院	175名	「シリーズ 連携がうまくいくコツ いかない理由②」 第1部 話題提供 テーマ：「3病棟の入退院時連携を知る！」 発表者：退院調整看護師と医療ソーシャルワーカー (松阪中央総合病院)高橋五月氏、大西悠介氏 (済生会松阪総合病院)浅井 希氏、林 優里氏 (松阪市民病院)堀田まゆみ氏、落合伸也氏 第2部 グループワーク 発表

話がしやすくなる。そして、偶然にも仕事において関わるのが合わさると、業務における相談がしやすくなる。ということが現れている。更に会議の場において、これまでは立場上、表面的な意見を述べることに留まっていたが、本音を言えるようになり、お互いの立場を理解されやすくなったと感じる。このことは、連携を深化させていく上で重要なものであり、この関係性を保っていくことが、今後の鍵となると考える。

もう一つ「連携」の取り組みとして、ユニークなものがある。それは「森診勉強会」と呼ばれるもので、飯高町森にある森診療所の中村先生と飯南管内と飯高管内に関係するケアマネジャーが月2回集まり、患者の状況報告や学会での発表内容を共有する自主的な活動がある。飯南管内と飯高管内は病院や介護施設も少なく、救急病院にも30分から1時間はかかるという資源の乏しい所である。それゆえに、いざという時のためこの管内の関係者が患者の情報を共有していることは、関係者の誰もが協力しえる体制を整えることができるといえる。これは患者と関係者双方が安心できるものであろう。正にこれが地域包括ケアシステムではないだろうか。

4 今後の展望

松阪市では、多職種勉強会を更に進化したものにして、継続していくことで多職種の関係者の連携がスムーズに、そして深化していくものと確信をしている。また、「森診勉強会」のような取り組みが、他の地区でも広まることを期待したい。さらに本市では「元気高齢者」を増やしていく取り組みをしており、この「元気高齢者」が生きがいを持って、地域での担い手や支える役割を努めてもらいたい。これらがあわさることで、本市の地域包括ケアシステムがよりよいものとして構築できると考える。その中核機関として担うのが地域包括支援センターであるので、今後の活躍も期待する。

V 鈴鹿市の現状と課題

1 鈴鹿市の特徴

令和元年（2019年）12月末現在で、人口は199,886人で、20万人をわずかに切っています。そのうち65歳以上の高齢者人口は、49,597人と、約5万人で、高齢化率は24.81%であり、4人に1人は65歳以上であるといった状況です（図4）。日常生活圏域については、介護保険事業計画に基づいて、市全体を、地図のように西部、北部、中部、南部と4つに分けており、右上の表のように、圏域によって高齢化率に違いがあります。

鈴鹿市の概要

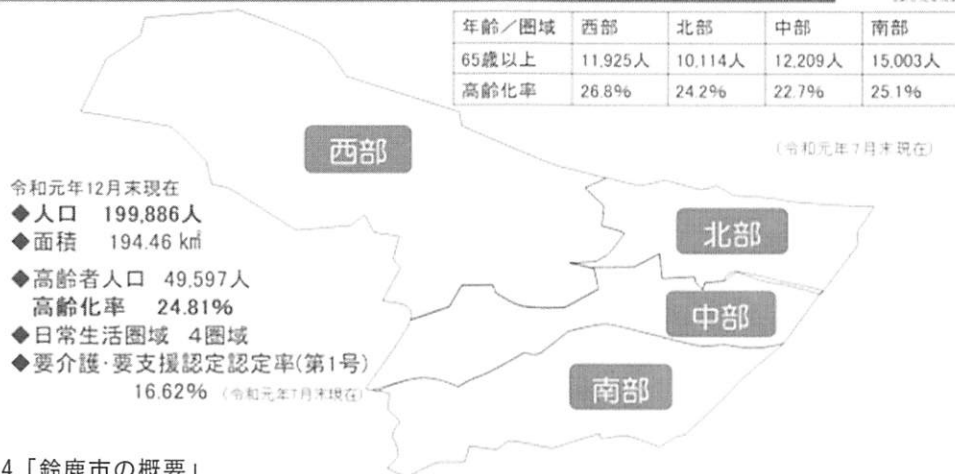


図4「鈴鹿市の概要」

2 地域ケア会議の現状と課題

図5は、鈴鹿市の地域ケア会議のイメージ図です。第2層に「鈴鹿市地域課題検討会議」があります。第3層の「地域ケア圏域会議」から上がってきた課題を、第1層地域ケア推進会議に政策提言するという概念になっているなかで、地域課題の政策提言が上手くなされていないこと、課題を抽出するばかりで、解決の手法や話し合いが進まないことを指摘されていました。

地域ケア会議の状況・課題

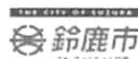


図5「地域ケア会議の状況・課題」

今年度何とかしようと取り組んでいましたところ、政策研究・研修に参加し、近隣市との連携や情報共有をすることが、大きな後押しになりました。

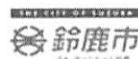
3 地域ケア会議から明らかになった地域課題

生活困窮や、ゴミ屋敷、8050問題に関する相談が、地域包括支援センター、在宅医療・介護連携支援センター・すずらんに多数寄せられて、内容が複合的・多重的なものとなっているため、地域課題検討会議の今年度テーマを生活困窮とした。

4 課題解決に向けた取り組み

ワーキング形式で、医師会、在宅医療・介護連携支援センター（すずらん）、地域包括支援センター、行政が情報共有と連携を図った（図6）。医師からは医療費の踏み倒し、すずらんからは、ケアマネ等からの相談が増加していること、地域包括支援センターからは職員の苦労や疲弊を教えていただき、行政職員としては、時には厳しい内容だったが、今後につながる会議になったと感じました。

鈴鹿市地域課題検討会議ワーキングの開催



【テーマ】生活困窮者の支援について

- 参加者：鈴鹿市医師会、在宅医療・介護連携支援センター（すずらん）
地域包括支援センター、鈴鹿亀山地区広域連合
鈴鹿市 健康福祉政策課、保護課、障がい福祉課、長寿社会課
住宅政策課、環境政策課、廃棄物対策課

- 第1回会議：令和元年11月14日（木）9:30～
ところ 鈴鹿市役所12階1205会議室
内容 すずらんアンケート集計、共有と連携

- 第2回会議：令和元年12月19日（木）13:30～
ところ 鈴鹿市役所12階1201会議室
内容 アンケートからヒントを探す

- 第3回会議：令和2年2月6日（木）9:30～
ところ 鈴鹿市役所12階1201会議室
内容 ふくし丸ごと相談窓口（仮称）の開設に向けて、行政の部局間連携



図6「課題解決に向けた取り組み」

5 今後の展望

今後の展望として次の2点を目ざします（図7）。

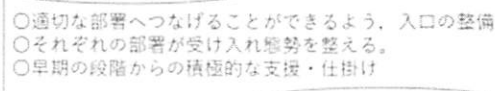
(1) ふくし丸ごと相談窓口の開設

複合的・多重的な相談に対応できるよう、対象とする相談を「全対象型の相談」へ、それに対して、「縦割り」でなく「横割り」型の役割分担をめざします。

(2) 行政の部局間連携

高齢問題を抱える他の部局との連携体制を整えて、対応が手遅れになる前に、早期の段階からの積極的な支援・仕掛けをすること、適切な部門へ繋げることができるよう、入口の整備と、それぞれの部門が受け入れ態勢を整備することをめざします。

THE CITY OF SUZUKA
鈴鹿市



○ふくし丸ごと相談窓口の開設

1 津市の特徴

津市の包括的支援事業の実施体制としては、委託型の地域包括支援センター（以下「センター」という。）が9つ、それを直営の基幹型センターが後方支援する体制を基本としています。これに加えて、社会保障充実分である4本柱（認知症施策、生活支援・介護予防、在宅医療・介護連携、地域ケア会議）について、それぞれ医師会、市社協など関係団体に委託をしています。センターを中心に4本の柱がしっかりと支える体制が津市の目指す地域包括ケアシステムです。

本市は「地域ケア会議推進事業」として各委託センターに対し、地域ケア会議開催の支援を行っています。開催回数は毎年増加しており、平成 30 年度は計 167 回、2,707 人もの参加をいただきました。

— 85 —

3 地域ケア会議から明らかになった地域課題

地域ケア会議で抽出された地域課題は、独居高齢者の見守り体制、認知症や精神疾患を抱える人への対応、8050問題、公的サービス外の外出支援や生活支援など多岐にわたります。

一方、地域ケア会議を積み重ねることで、あがってきた課題も当然多くあります。次の5点です。

- (1) 高齢化に伴う相談増により、地域課題へ対応できるセンター体制が必要
- (2) 民生委員・自治会とセンターのエリアが不一致
- (3) 課題抽出ばかりで解決策が見えない
- (4) 会議で課題を伝えても、それに対するフィードバック（解決策・現状報告等）がない
- (5) 課題解決に必要な市関係部署（生保・住宅・環境など）も出席してほしい

このうち、(1) (2) については、センターの再編として、令和2年度よりあらたに1センターを増設し、担当地域の見直しと人員体制の強化を行いました。

しかし、(3) ～ (5) については、現時点で有効な方法が見いだせておらず、ここから本市の課題が浮き彫りになってきました。これを整理したものが次の4点です。

- a 地域課題の把握から、課題を施策化するまでのルートの明確化
- b 地域課題への対応ルールの統一化
- c 津市行政内外の多機関連携の必要性
- d 課題解決に至った好事例の共有

4 今後の課題解決に向けた本市の取り組み

これらの課題に対し、本研修で得られた知識や視察先の取組等を通じて本市の取組の検証を行った結果、地域課題の「発見・抽出」⇒「集約」⇒「対応」といった一連の流れが明確に確保されることが重要ということに気づきました。

【発見・抽出段階】

視察先の和歌山県紀の川市においては、要綱等により地域ケア会議の実施体制が明確に打ち出されており、常に施策化を念頭に、次の段階を意識した体制が築かれていました。

これを参考とし、本市においては、これまで各センターに委ねられていた5種類ある地域ケア会議の役割設定を行い、委託センターの独自性を確保しながら、地域性が近い「エリア」単位での課題抽出を進めることで、より濃縮された地域課題の抽出が可能と考えました（図8）。

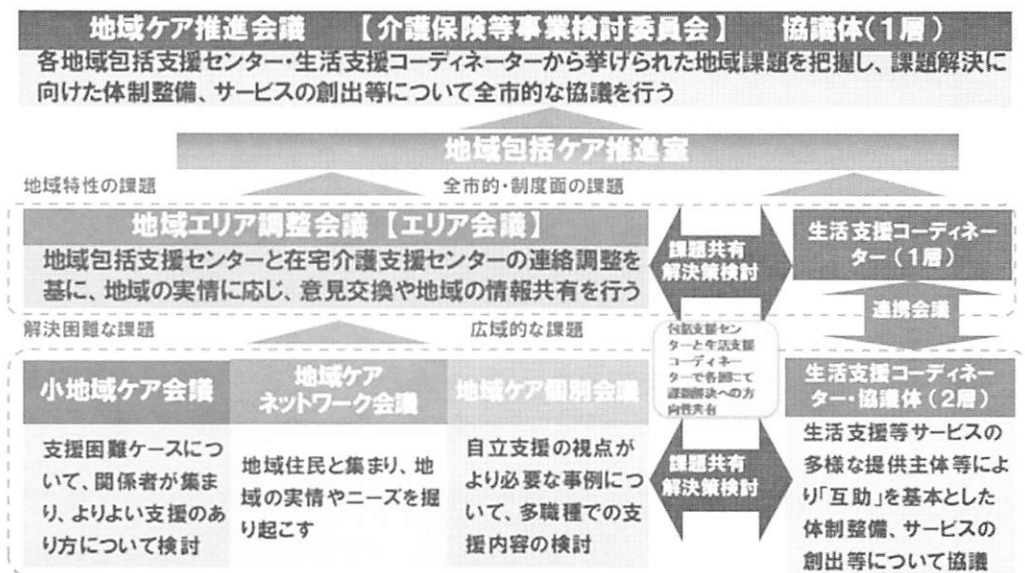


図8「地域課題の抽出のイメージ」

同時に生活支援体制整備事業の1・2層の生活支援コーディネーターが各地域ケア会議に参画することで、地域課題へ対応する「協議の場（協議体）」をも確保することを目指します。

【集約段階】

本市においては、地域ケア会議の報告様式は統一されていますが、その内容から地域課題を参加機関間で共有・役割設定を行うツールがありませんでした。

視察先の和歌山県かつらぎ町においては、抽出された地域課題に対し、参加機関すべてが解決に向けた役割を持ち、地域ケア個別会議の結果報告様式の中で、記録化・共有されていました。今後は地域ケア会議の報告を市としての課題分析に転換する書式の作成に取り組んでいきたいと思っています。

【対応段階】

視察先の和歌山県紀の川市においては、「福祉部内調整会議」にて、部内課長級職員による「緊急性」と「重要性」を軸とした仕分けを行い、地域ケア会議等であがってきた課題の優先順位のトリアージが実施されていました。これを参考に組織内の地域課題への対応体制の検討を進めたいと思います。

【多機関連携と好事例の共有】

庁内・多機関連携については、本研修内にて、三重県鈴鹿市においては関係部署の横断的ミーティングにすでに取り組まれていること、三重県松阪市においては、障がい福祉サービス利用者の介護保険移行を円滑にする会議を持たれていることを伺いました。

地域課題は単一地域だけの課題ではなく、好事例を他地域に波及させていくことだけでも、

市全体の対応力向上につながります。新たな「施策化」にばかり目を奪われていましたが、多くは「好事例の共有」で対応することが可能であることも再認識させられました。

具体的には、地域支援事業（特に社会保障充実分）のコーディネーターの連携体制をさらに強化、可能であれば他分野まで波及させ、地域包括支援センターの基盤を支えることで、様々な角度から地域課題へ対応していくことが可能となると考えています。

5 今後の展望

本研修を受け、本市の目指す方向性と政策実現に至るプロセスを明確化することができました。本市の強みは活かしつつ、他地域の好事例を積極的に取り入れながら、津市版の地域包括ケアシステムの構築に今後も取り組んでいきたいと考えています（図9）。

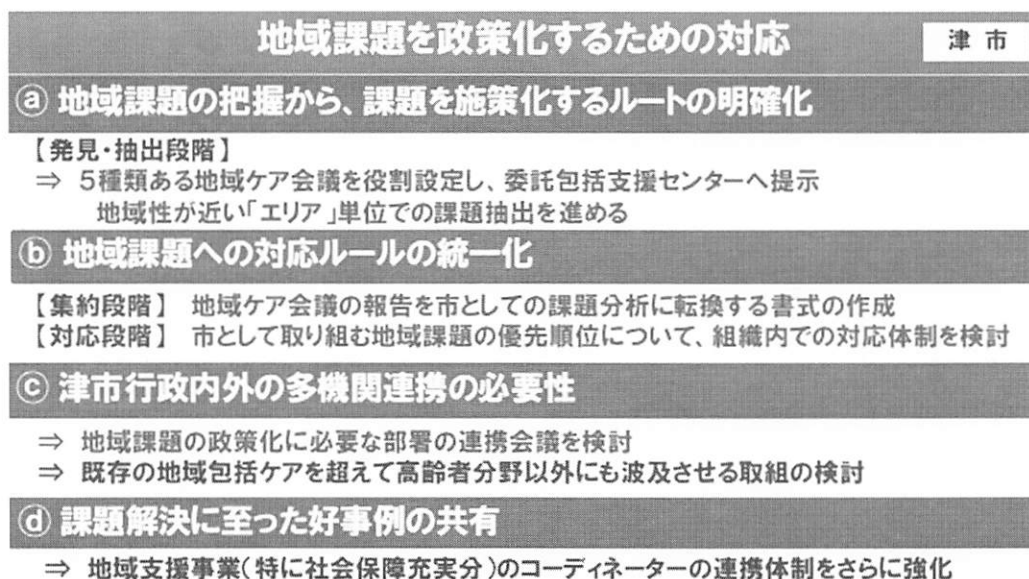


図9「地域課題を政策化するための対応」

Ⅶ 津北部東地域包括支援センターの現状・課題

1 包括支援センターの現状

体制は、センター長1名、社会福祉士1名、保健師1名、主任介護支援専門員1名、介護支援専門員1名の計5名となっている。担当地域は白塚、栗真、河芸町で、人口としては3万人程である。予防プランは300名程（委託を含む）を担当している。相談件数は月に200～250件になっている。地域ケア会議（平成30年度）は20回開催しており、参加延べ人数は264名である。

2 地域ケア会議の現状

参加メンバーは地域住民、自治会、民生委員、医師、保健師、看護師、生活支援コーディネーター、交番等になっている。内容としては、認知症9回、精神5回、介護予防1回、生活支援5回であり、認知症関係が多いのが特徴である。

一部ではあるが、認知症関係の地域ケア会議から見えてきた地域課題としては、「認知症予防への意識を高める必要がある」「認知症の方を支える制度や取組みについての理解を深める必要がある」「認知症に関する正しい知識を地域へ拡散することが必要である。」等が挙げられている。地域課題に対する、具体的な取り組みや解決策の案としては、認知症サポーター養成講座の開催、認知症カフェの開催、子ども達への教育、情報発信（専門職が地域に積極的に出ていく）、住民向け研修会の開催等が挙げられている。

3 地域ケア会議の効果

回数を積み重ねてきたことで、民生委員や介護支援専門員から「会議を開催して欲しい」と依頼が入るようになった。地域ケア会議が問題解決ツールの一つであることが認知されてきた。関係機関のネットワーク強化にもつながり、役割やルール等の理解を深める機会にもなっている。包括支援センターの対応力向上にもつながっている。

4 「地域ケア会議」の5つの機能から見る課題

5つの機能の内、1「個別課題の解決」2「地域包括支援ネットワークの構築」3「地域課題の発見」までは取組んでいるが、4「地域づくり・資源開発」5「政策の形成」については足踏み状況にあり、今後の課題となっている。

地域ケア会議開催後、報告書にて津市に地域課題と具体的な取り組みや解決策の案を多数提出しているが、地域づくり、資源開発、政策の形成までは至っていないのが現状といえる。

5 地域課題のレベルについて

研修に参加し、地域課題にはレベルがあるという考えを持つことができた。具体的には①「津市全体の政策レベルとして考えていくべき課題」②「海の方、山の方とエリアで考えていくべき課題」③「地域で考え、取組み、解決していくべき課題」である。

特に、③については、政策までは至らないが、地域づくり、（地域から発信）することは可能ではないかと考えることができるようになった。「地域で考えて、取組み、解決していくべき課題」であれば、まずは担当地域で取組み、人伝いに広がっていくイメージといえる。

6 課題解決に向けた取組み

地域住民と津市社会福祉協議会が協力して作成した第3次津市地域福祉活動計画の地区別福祉プランと包括支援センターが開催した地域ケア会議の地域課題には重なる部分が多い状況に

あるといえる。今後は地区別福祉プランを柱に、地域ケア会議の地域課題を照らし合わせながら、地域づくりに取組んでいきたいと思っている。

令和2年度の取組みのテーマは「認知症にやさしい地域づくり」とし、具体的には担当地域の小学校（4校）、中学校（1校）で認知症サポーター養成講座を開催したいと考えている。毎年3月に次年度の教育に組み込んで頂けるように啓発活動を行い、毎年恒例になることを目指していく。地域の介護支援専門員や生活支援コーディネーターと協力しながら取組むことで、専門性を地域に還元していきたいと考えている。

7 今後の展望

具体的な取組みの準備として、令和2年（2020年）2月に地域の介護支援専門員、生活支援コーディネーターと地域ケア会議を開催し、具体的な提案を行った。提案内容は①認知症キャラバンメイトの資格取得（各居宅の介護支援専門員）②認知症キッズサポーター養成講座のマニュアル共同作成③認知症キッズサポーター養成講座の共同開催等になる。

介護支援専門員からは、「日頃からケアマネ業務に追われています。120%の力を出しており、これ以上は考えられません」と厳しい意見が出されたが、専門職に地域づくりが求められていることは共通理解だったように思われる。今後については、地域の介護支援専門員の負担にならない方法を模索しながら取組んでいきたいと考えている。包括支援センターが開催する認知症サポーター養成講座の見学からでもよいので、協力を依頼していく。

また、今後については、専門職だけでなく、地域住民とも協力しながら包括ケアシステム構築に向けての流れを作っていく必要がある為、まずは、包括支援センターを含む、専門職ができることを情報発信することに注力したいと思っている。

包括支援センターの担当地域だけでも、地域（地区）によって違いがあると思われる為、サロン等から依頼があれば積極的に出向くことで地域課題を共有し、できることを、小地域からでもよいので、取組んでいきたいと考えている。

おわりに

本研修では、地域包括支援センターが地域ケア会議で明らかになった地域課題を解決するために、政策を提言していく機能に着目した取り組みでした。

そこから明らかになったことは、地域の課題が地域ケア会議に集約されている実態とその問題把握が課題の確認、指摘に留まり政策化にまで至っていない点でした。

2019年12月に公表された「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（地域共生社会推進検討会）の最終取りまとめでは、これからの地域共生社会実現に向け、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の重層的な取り組みが打ち出されています。

高齢・障害・児童・困窮など分野を問わず、地域の課題を発見し政策に結びつける体制の強

化がより一層求められており、地域包括支援センターはその役割を先行して担ってきていました。そのため、地域包括支援センターを対象として取り組んだ、本研修の成果が今後展開される「重層的支援体制整備事業」において反映されていくことを期待します。

注

本論は、「Ⅳ 松阪市の現状と課題」を松田、「Ⅴ 鈴鹿市の現状と課題」を川岸、「Ⅵ 津市の現状と課題」を工藤、「Ⅶ 津北部東地域包括支援センターの現状・課題」を上村が担当し、それ以外と全体の取りまとめを武田が担当した。

引用文献

- 1) 「地域包括支援センターの設置運営について」 厚生労働省 2018 年。
- 2) 平澤 園子、王 吉彤、樋田 小百合、三上 章允 「地域包括支援センターにおける地域ケア会議実施に関する調査報告」『厚生指標』 65 巻 7 号 2018 年、33-38 頁。
- 3) 社会保障審議会 介護保険部会（第 82 回）「参考資料 2」 2019 年。

参考文献

- 1) 『松阪市第 8 次高齢者保健福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画』 松阪市 2018 年。
- 2) 『鈴鹿市高齢者福祉計画（第 8 次計画）』 鈴鹿市 2018 年。
- 3) 『鈴鹿亀山地区広域連合 第 7 期介護保険事業計画』 鈴鹿亀山地区広域連合 2018 年。
- 4) 『津市第 8 次高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画』 津市 2018 年。
- 5) 『地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会 最終取りまとめ』 地域共生社会推進検討会 2019 年。

【実践報告】

津ぶらんど化推進品目を使用した大量調理向けの献立の考案

駒田 亜衣・中井 晴美

【緒言】

津市は三重県の中部に位置する県庁所在地で、三重県の市町のなかでは最大の面積をもっており、人口は三重県四日市市に次いで二番目に多い。現在の津市は、平成 18 年 1 月に合併され、旧津市、旧久居市、旧河芸町、旧芸濃町、旧美里村、旧安濃町、旧香良洲町、旧一志町、旧白山町、旧美杉村の 10 市町村が一つになった。津市は、東部には海岸、中央部には田園・里山、西部には山林・湖・溪流など多様で豊かな自然環境に囲まれた地域的特性がある。また、多様な産業活動があり、特に第一次産業として農業や漁業がさかんである。

津市には、津ぶらんど化推進品目「津ぶっこ」という特徴ある産品が 13 品目ある¹⁾。「生産者には活力と希望を、消費者には安心や郷土愛を育んでもらう」ことをテーマに、農林水産業経営の安定化を目的として、津市農林水産物利用促進協議会により平成 20 年度より選定されたものである。具体的には、「茶」「梨」「いちご」「キャベツ」「ずいき」「こんにゃく」「自然薯」「花しょうぶ」「たけのこ」「原木しいたけ」「杉」「小女子」「あさり」の 13 品目で、市内で栽培、収(漁)穫し、出荷されている(表 1)。選定指標として、産品それぞれの地域ストーリー、伝統、生活文化や生産環境、独自性、将来性・希少性、生産・流通量などが考慮されている¹⁾。

表 1 津ぶらんど化推進品目の現状

区分	No.	品目	栽培面積	収(漁)穫量	出荷量
農産物	1	茶	163 ha	479 t	—
	2	梨	56.4 ha	1220 t	1,090 t
	3	いちご	5 ha	224 t	181 t
	4	キャベツ	146 ha	5310 t	4,280 t
	5	ずいき	4 ha	—	58 t
	6	こんにゃく芋	0.3 ha	—	—
	7	自然薯	1 ha	—	3 t
	8	花しょうぶ	2.3 ha	25 万 pot	20 万 pot
林産物	9	たけのこ	—	—	23 t
	10	原木しいたけ	—	15.7 t	—
	11	杉	19390 ha	—	4,015 m ³
水産物	12	小女子	—	3,583 t	—
	13	あさり	—	1 t	—

津ぶらんど化推進品目(津ぶっこ)の 13 品目の栽培面積、収(漁)穫量、出荷量をまとめた。

津市はこの13品目について、ぶらんど化を推進して消費や生産拡大を図ることにより、農林水産業の活性化に繋げていくことを目的として選定した。そのためには、製品の概要を紹介するだけでなく、それぞれの食べ方、魅力を継続して伝えていく必要がある。

そこで我々は、「津ぶっこ」食材の使い方を示し、生産者と消費者をつなげることを目的とした地域貢献の活動として、大量調理に向く献立を検討したので紹介する。

【方法】

「津ぶっこ」食材の中から大量調理に使用できるものを選び、新しい献立を考案した。考えられる条件として、①手に入りやすく安価であること、②食材の下準備が比較的簡単であること、③衛生的な管理がしやすいこと、④調理工程が複雑でなく、出来上がりに差がないこと、⑤見た目がよく食べやすいことが挙げられ、それらにあった食材選びと献立、調理工程を考えた。献立には親しみやすい献立名をつけることとした。

【結果】

1、使用した食材

今回使用した食材は、「茶」「梨」「いちご」「キャベツ」「こんにゃく」「自然薯」「たけのこ」「原木しいたけ」の8種類とした。その他の食材である「ずいき」「小女子」は季節が限定されていること、また「あさり」は季節が限定されていることに加えて衛生的に管理が難しいこと、さらに、「花しょうぶ」「杉」は食材ではないことから今回は除外した。

2、考案した献立

8種類の食材を使用して試作を重ね、5種類の献立を完成させた。主食、主菜、副菜、汁物、デザートで1食分とし、それぞれ「寿司」「揚げ餃子」「サラダ」「しんじょう」「ぜんざい」を考案した(表2)。

1) 寿司(主食)

献立の種類は主菜を含む主食とし、巻き寿司とにぎり寿司の2種類を考案した。使用した食材は、「こんにゃく」「原木しいたけ」である。三重県で摂取量が減少してきている米^{2,3)}を使った献立とした。さらに、成人の身体状況に関する問題として、特に40歳代から50歳代の男性に腹囲異常や体重過多がある⁴⁾。そうした問題に対応するため、エネルギーの低いこんにゃくを使用した。巻き寿司には、トマトの赤、バジルの緑、チーズと春巻きの黄を添えて見た目を鮮やかにし、食欲が沸くように工夫した。献立名は「ひとくちカリフォルニアロール」とした(写真1)。にぎり寿司は、こんにゃくをイカに見立て、握りと軍艦巻きを考案した。味付けは、こんにゃくをしょうゆに漬け込んだものには生姜を、梅干しを刻んで和えたものには青しそをのせ、2種類の味で変化をつける工夫をした。献立名は「なんちゃってイカのお寿司」とした(写真2)。

表2 考案した献立名と使用食材

区分	献立名 (「津ぶっこ」食材)	対象 ※1	献立のコンセプトと工夫点
主食	ひとくちカリフォルニアロール (こんにやく、原木しいたけ)	中高年男性	➤ 40～50 歳代の男性に多い腹囲異常や体重過多の問題に対応するため、エネルギーの低いこんにやくを使用 ➤ 三重県で摂取量が減少傾向の米を使用 ➤ 見た目を鮮やかにし、食欲が沸くように工夫
	なんちゃってイカのお寿司 (こんにやく)		
主菜	カレーのラウンドぎょうざ (キャベツ、たけのこ、原木しいたけ)	子ども	➤ アレルギーの主な原因とされる7食品「えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生」を使用しない ➤ 小麦アレルギーのある子どもも食べられるよう、米粉の皮を使用 ➤ 具はカレー味にし、揚げることによって子どもが好む一品になるよう工夫 ➤ 野菜嫌いの子どもにも食べやすいように野菜をみじん切りして使用
副菜	やみつきキャベツ津 (キャベツ)	全世代	➤ 三重県の全年代において野菜の摂取量が目標に達していない割合が高いことに注目し、不足しがちな野菜を手軽に摂取できるよう工夫 ➤ にんにくとごま油を使用し、食欲が増すよう工夫 ➤ 生のキャベツを使用し、シャキシャキとした食感で、食べごたえがあるように工夫
汁物	じねんじょしんじょう (自然薯)	高齢者	➤ 高齢者の食の問題である咀嚼困難や嚥下機能の低下による誤嚥やたんぱく質不足に対応した献立 ➤ 柔らかく食べやすくなるよう工夫 ➤ つなぎにははんぺんを使用、ウズラの卵や納豆を包みたんぱく質を摂取できる工夫
デザート	津ぶっこ 3 品の豆乳ゼンざい (いちご、梨、茶)	全世代	➤ 1 品でいちご、なし、お茶の3つの津ぶっこが味わえ、3 色で鮮やかな見た目になるよう工夫 ➤ 三重県で米の摂取量が年々減少しているため、上新粉と白玉粉を使用 ➤ 豆乳にはちみつを合わせ、甘すぎず、どの年代でも好まれる味に工夫

考案した献立を献立区分順に示した。

※1 対象世代のうち、特に考慮した対象を示している。

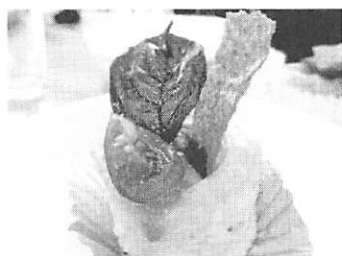


写真1 ひとくちカリフォルニアロール

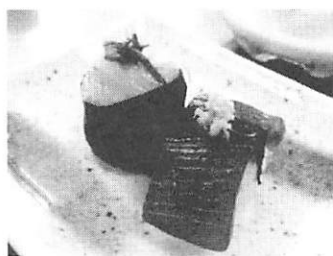


写真2 なんちゃってイカのお寿司

2) 揚げ餃子(主菜)

主菜として、米粉の皮2枚を使った揚げ餃子を考案した。使用した食材は、「キャベツ」「たけのこ」「原木しいたけ」である。この献立は子どもを対象にしたもので、アレルギーの主な原因とされる7食品「えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生」を一切使用しないこととした。小麦アレルギーのある子どもも食べられるよう、米粉の皮を使用し、中の具はカレー粉で味付け、さらに揚げることによって子どもが好む一品になるよう工夫した。野菜嫌いの子どものにも食べやすいように細かくみじん切りした野菜を使用した。献立名は「カレーのラウンドぎょうざ」とした(写真3)。

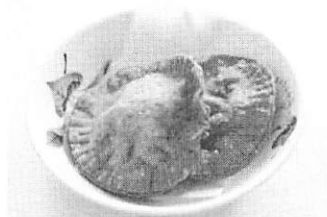


写真3 カレーのラウンドぎょうざ

3) サラダ(副菜)

「キャベツ」を使った簡単に作れる副菜を考案した。三重県では全年代において野菜の摂取量が目標の350gに達していない割合が高く⁵⁾、副菜にすると1〜2品程度の野菜が必要とされていることに注目し、不足している野菜を手軽に摂取できる献立とした。味付けは、にんにくとごま油を使用し、風味が良く、食欲が出るよう工夫した。キャベツは生のものを使用し、シャキシャキとした食感で、食べごたえもあるように工夫した。献立名は津市の漢字を使用し「やみつきキャベっ津」とした(写真4)。



写真4 やみつきキャベっ津

4) しんじょう(汁物)

汁物として、「自然薯」を使ったしんじょうを考案した。対象は高齢者とし、食に関する問題として挙げられている咀嚼困難や嚥下機能の低下による誤嚥やたんぱく質不足⁶⁾に注目した。しんじょうを柔らかくて咀嚼しやすいよう、つなぎにははんぺんを使用した。さらに、ウズラの卵や納豆を包みたんぱく質を摂取できるようにし、しんじょうの中から具材の出る楽しみも味わえるよう工夫した。献立名は「じねんじょしんじょう」とした(写真5)。

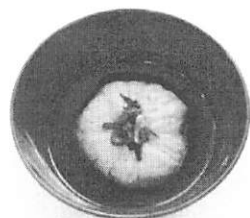


写真5 じねんじょしんじょう

5) ぜんざい(デザート)

デザートとして、「茶」「いちご」「梨」をつかったぜんざいを考案した。1品で3種類の「津ぶっこ」が味わえる献立にし、豆乳にはちみつを合わせることで、甘すぎず、どの年代でもおいしく食べられる味を目指した。見た目もピンク、緑、白の3色で、鮮やかになるよう工夫した。献立名は「津ぶっこ3品目の豆乳ぜんざい」とした（写真6）。

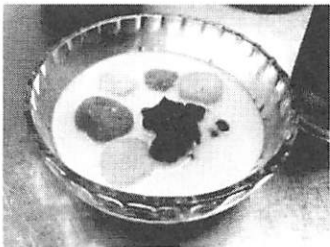


写真6 津ぶっこ3品の豆乳ぜんざい

3、生産者と事業者とのマッチング商談イベントの開催

平成28年11月、津市にあるイベントホールにおいて、市内の農林水産物生産者と市内で料理を提供する事業者や施設等とのマッチング商談イベントが開催され、このイベントのなかで、我々が考案した献立をプレゼンテーションした。さらに、試食としてそれぞれの献立を参加者数に合わせて100食ずつ準備し、提供した。さらに、この献立のレシピ集も作成し、市内事業者や施設に広報した。

参加した施設から自記式アンケート調査を行った結果、34施設のうち、「イベントは参考になった」と回答したのは88.2%、「レシピ集は活用できる」と回答したのは79.4%であった（表3）。「高齢者施設等でも献立を参考にしたい」「試食があったので良かった」「学校給食にも使えるようにしていきたい」など評価の高い意見があった一方で、「大量調理には向かない献立がある」「自分の給食施設では活用が難しい」との意見もいくつかあった。

表3 マッチング商談イベントに参加した施設のアンケート結果

N=34 施設	回答	回答数 (件)	割合 (%)
イベントは参考になったか	はい	30	88.2%
	いいえ	4	11.8%
	総計	34	100%
レシピ集は活用できるか	はい	27	79.4%
	いいえ	7	20.6%
	総計	34	100%
総合評価	非常に満足	10	29.4%
	ある程度満足	20	58.8%
	やや不満	4	11.8%
	不満	0	0.0%
	総計	34	100%

【考察】

我々は、津ぶらんど化推進品目である「津ぶっこ」食材を8品目使用し、生産者と消費者をつなげることを目的として5種類の大量調理に向く献立を考案した。「津ぶっこ」食材のなかから大量調理に使用できる食材として、安価で扱いやすいこと、収(漁)穫量が多く食材が確保しやすいこと、季節に左右されにくいこと、調理や衛生管理がしやすいことなどを考慮し、さらに栄養価が高いこと、不足している栄養素が補充できることも重要であると考えた。

三重県で実施された県民健康栄養調査では、米類の摂取量が減少していること、野菜類の摂取量が目標量に達していないこと、果物類を全く摂取していない人が多いことなどが問題点として挙げられている⁵⁾。こうした問題の改善を目指し、大量調理に向く献立を考案し広報することで、生産者の活動がより安定し、さらに消費者がより栄養価に優れた献立を食べることが出来る点で重要な取り組みであると考えた。

今回は13品目のうち8品目を使用して5種類の献立を考案し、市内でイベントにてプレゼンテーションを実施した。自記式アンケート調査の結果、参加施設の約8割から、今回の献立が活用できるとの回答を得た。

しかし課題として、考案した献立のなかには大量調理に向かない献立もあることが分かった。「なんちゃってイカのお寿司」である。にぎり寿司と軍艦の2種類としたため、一つずつ寿司飯を握っていく工程は時間がかかり、大量調理には不向きであった。しかし、イベント参加者や事前の試食会では、味付けや見たにおいて評価が高かった。家庭内で調理される献立としては難しい作業はないといえることから、家庭で普及されることは今後の消費量が増えること、また生産量の拡大に影響する可能性が期待できる。また、盛り付けに時間のかかるものは大量調理には不向きであるため、「ひとくちカリフォルニアロール」などは最後に飾る食材を検討する必要がある。

津市には、津ぶらんど化推進品目「津ぶっこ」以外にも多くの食材が生産されている。今後もこうした地元の食材を使用した献立を考案し、地域貢献の一助となれるよう活動を継続していきたい。

【結論】

三重県津市の津ぶらんど化推進品目「津ぶっこ」13品目のうち、出回り時期が限定されているもの、食材でないもの5つを除外した8品目を使用して大量調理に向く献立を考案した。主食、主菜、副菜、汁物、デザートをそれぞれ考案し、市内の農林水産物生産者と市内で食事や料理を提供する事業者や施設等とのマッチング商談イベントにて献立のプレゼンテーションを実施した。今回の課題を検討した上で、今後も地域貢献活動を継続していきたい。

【謝辞】

本活動を実施するにあたり、ご協力いただきました津市農林水産物利用促進協議会の皆様、

三重短期大学地域連携センターの皆様、ならびにイベントにご参加いただきました生産者、事業者の皆様に深く感謝申し上げます。

【文献】

- 1) 津ぶっこ紹介マップ、<http://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1001000009311/index.html>
農林水産政策課(2016)(2020年8月アクセス可能)
- 2) 田嶋奈津美、丸山椿、門中奏子、菅恵里奈、駒田亜衣「三重県の50年間の食事摂取量の推移～国民健康・栄養調査から～」三重短期大学生生活科学研究会紀要 No.63、pp21-27(2015)
- 3) 「平成23年度三重県県民健康・栄養調査結果の概要」pp24, 44.三重県健康づくり課(2012)
- 4) 「平成28年国民健康・栄養調査結果の概要」pp16.厚生労働省(2017)
- 5) 「平成28年三重県県民健康・栄養調査結果の概要」pp10-11.三重県健康づくり課(2017)
- 6) 葛谷雅文「高齢者の栄養評価と低栄養の対策」日本老年医学会雑誌、40巻3号 pp199-203
(2003)

2019 年度地域問題研究所活動記録

(2019 年 4 月～2020 年 3 月)

1 地域問題研究所概要

地域問題研究所規定

(名称)

第1条 この研究所は、三重短期大学学則 63 条の 2 に基づき、三重短期大学附属施設として設置し、三重短期大学地域問題研究所（以下研究所という）と称する。

(目的)

第2条 研究所は、本学によって立つ地域社会に関わる諸問題の調査研究を行い、もって、地域社会の生活と文化の向上に寄与し、あわせて、本学の教育・研究の発展に資することを目的とする。

(所員)

第3条 本学の専任教員は研究所の所員となる。

2 所員は総会での議決を行う。また、研究所の施設・資料の利用、研究所の刊行物への研究成果の掲載を行うことができる。

(事業)

第4条 研究所は、その目的を達するため、必要に応じて三重短期大学地域連携センターと協力して次の事業を行う。

- (1) 調査および研究
- (2) 文献・資料・情報の収集・保管・閲覧及び関係機関との研究・文献資料などの交流
- (3) 研究会の開催及び研究成果の公表
- (4) その他研究所の目的達成のために必要と認められる事業

(著作権)

第4条の2 研究所の刊行物に掲載された著作物の著作権は研究所に属する。

(運営組織)

第5条 研究所には、研究所長、総会、運営委員会を置く。

(研究所長)

第6条 研究所長は、総会の推薦に基づき、学長が任命する。

2 所長は、研究所の業務を掌理し、研究所を代表する。

3 所長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(総会)

第8条 基本事項は総会において審議・決定する。

2 議長は所長とし、所長は必要と認めた時、または所員から要請があった時に総会を招集する。総会は所員の過半数の出席により成立する。

3 本条第 1 項にいう基本事項とはつぎのものをいう。

- (1) 年度事業計画及び予算の作成、決算の承認
- (2) 研究員の推薦
- (3) 研究所長の推薦
- (4) その他研究所に関する重要事項

(運営委員会)

第8条 研究所の運営を行うため、運営委員会を置く。

2 運営委員は、所長、両科選出の運営委員 2 名、研究員の互選による若干名とし、学長が任命する。

3 運営委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

4 運営委員会の議長は所長とし、所長は研究所の運営のために、定期的に委員会を開催する。

(研究員)

第9条 研究員は、研究費の支給を受けて地域研究をすすめ、また互選により研究所運営委員となることができる。

2 研究員は、所長が総会にはかつて、所員の中から推薦し、教授会の議を経て学長が

	任命する。
(特別研究員)	
第 10 条	特別研究員は、広く学内外に人材を求め、所長が総会にはかつて推薦し、教授会の議を経て学長が任命する。
(監査)	
第 10 条の 2	監査は研究員でない所員であって、総会が指名した者が行う。
(雑則)	
第 11 条	この規程に定めるものの他、規程の施行に関し必要な事項は別に定める。
付則	監査に関する規定は、2017 年度会計から施行する
2	本規程は 2008 年 4 月 1 日から施行する。
3	この規程の施行の際、旧研究室規程により現に室長、運営委員または研究員となっている者の取り扱いについては、それぞれ新規程による、所長、運営委員、研究員とみなす。

2019 年度 研究所構成員

所長	立石 芳夫	(法経科 教授)
運営委員 (法経科)	大畑 智史	(法経科 准教授)
運営委員 (生活科学科)	高橋 彩	(生活科学科 准教授)
年報担当	大畑 智史	(法経科 准教授)
通信担当	高橋 彩	(生活科学科 准教授)
会計担当	立石 芳夫	(法経科 教授)
交流集会担当	長友 薫輝	(生活科学科 教授)
研究員	相川 悠貴	(生活科学科 講師)
	大畑 智史	(法経科 准教授)
	駒田 亜衣	(生活科学科 准教授)
	山田 徳広	(生活科学科 教授)
	小野寺 一成	(生活科学科 教授)
	武田 誠一	(生活科学科 准教授)
	田添 篤史	(法経科 准教授)
	北村 香織	(生活科学科 准教授)
	長友 薫輝	(生活科学科 教授)
奨励研究員	長友 薫輝	(生活科学科 教授)
特別研究員	岩田 俊二	
	茂木 陽一	
共同研究員	谷口 水穂	(駒田 共同研究員)
	奥野 元子	(駒田 共同研究員)
助手	田中 里佳	

2 研究活動

【研究員一覧】

研究員名	研究テーマ	研究概要
相川 悠貴	運動が食欲や食事摂取に及ぼす影響	【背景】対象や運動様式、対象者心理によって、運動が食欲や食事摂取に与える影響は異なることが明らかになってきた。エアロビック・抵抗性混合リズム運動は、楽しく、身体に高負荷を与えられる運動であり、健康維持に有効な運動として知られている。 【目的】エアロビック・抵抗性混合リズム運動が食欲と食事摂取に及ぼす影響を明らかにすることである。 【方法】健康な人を対象に、安静後と 60 分のエアロビック・抵抗性混合リズム運動後の食欲と食事摂取を、交差試験により検討する。対象者は 8 人程度募集する。運動強度は心拍数の変動により評価する。心理尺度は POMS 2 短縮版を用いて評価する。食欲、疲労はビジュアル・アナログ・スケールを用いて評価し、食事摂取は被験食を自由摂取させて評価する。 【予想される結果】60 分のエアロビック・抵抗性混合リズム運動後はイライラ感や抑うつ感が減少する。その満足感と運動による疲労により食欲が減少し、食事摂取量の増加が生じないことが予想される。【本研究の意義】体重減量に対する効果的な運動方法を提言する知見になり得る。これは、三重県民や三重短期大学学生の健康増進に繋がる知見となる。また、食物栄養学専攻学生と実施することで、卒業後三重県の健康増進に携わる者に、運動と食事に関する知識を身につけさせる成果も得られる。
大畑 智史	租税分野におけるマイナンバー制度	近年、世界的に行政など社会の多くの場面で ICT 化の動きが強まってきた。このような状況の中で、日本では、マイナンバー制度が 2015 年度に施行段階に入った。このマイナンバー制度と税制とが密接な関連性を持つことはよく知られているが、その詳細な関連性分析が求められる状況がある。三重県内の行政などの場面においてもマイナンバー制度は無視できない。以上のことから、本研究では、租税分野におけるマイナンバー制度の問題点とこれへの対策を考察する。2019 年度は、これまでに実施した当該分析をより精緻なものとする。この際、できるだけ、三重県などの地域における、本研究の主要論点についての事例分析も交えることとする。以上の分析は、租税分野におけるマイナンバー制度のより精確な運用につながるものと考えられる。
駒田 亜衣	三重、和歌山、奈良県に伝わる郷土料理の一考察 ～「馴れずし」を中心に特徴とその背景～	熊野灘に面する、三重県の東紀州地域と、和歌山県の東牟婁郡とよばれるこの二つの地域は、江戸時代には同じ紀州徳川家の統治下にあり、当然ながら政治的、経済的、文化的な繋がりがあり、かつ気候においても共通点がうかがえる。また奈良県においても同様に、三重県とのかかわりは深い。 これらの地域は、郷土料理の側面からみても幾つか繋がりの傾向を感じる点が多くある。そこで本研究では、「馴れずし」をつくる地域への現地調査、および地域に残る資料から背景を追求し、その特徴を明らかにすることを目的とする。
山田 徳広	三重県産シロミトリ豆を用いた豆乳とアイスの開発に関する研究	シロミトリ豆はササゲの一種で、可食部 100g あたり炭水化物 57.7g、たんぱく質 24.6g、食物繊維 19.2g である。三重県においては県北中部に栽培が限定されている。地元でも食べ慣れている年配者には知名度が高いが、若い世代にはあまり知られていない。栽培者の高齢化が進み、このままでは生産途絶えてしまう恐れがある。そこで、若い世代にも受け入れられる、シロミトリ豆を用いた甘い豆乳並びにそれを用いたアイスを開発してシロミトリ豆の知名度アップと消費拡大に寄与することを目的とする。 研究方法は、でんぷん系の豆であるシロミトリ豆から作った生豆乳にでんぷん糖化酵素を作用させることによって甘い豆乳を作成し、その後にそれを凍らせたアイスの作成を試みる。

小野寺 一成	人口減少下での集約型都市構造再編と拠点形成に向けた研究－地方都市における実践と課題－	2018 年度まで在籍した、日本建築学会 都市計画委員会 地方都市再生手法小委員会から継続して、2019 年度より同委員会の「地方都市拠点デザイン小委員会」のメンバーとなることから、引き続き地方都市再生に関する研究を行う。 近年、立地適正化計画制度に代表される人口減少に適応した都市構造再編のための計画制度が整備されている。しかし、人口減少に伴い表出する地区の空間構造の改変を時間的空間的に細かくマネジメントし、望ましいものへと誘導していくためには、単なる「縮小」ではない拠点論、計画論、ネットワーク論、制度論などの拡充が求められる。今年度は、その知見に有用となる全国の先進事例や調査報告文献などを収集するものとする。 また、三重短期大学が立地する津市においても、「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を念頭に、都市計画マスタープランや立地適正化計画が策定されていることから、2019 年度の本研究は、津市においても持続的に発展できるような都市構造の構築に向けて、単なる「縮小」ではない拠点論、計画論、ネットワーク論、制度論などの知見を得るために全国の先進事例などを収集することにある。
武田 誠一	三重県における地域包括ケア体制の構築に寄与する「自立支援型」地域ケア会議のあり方に関する基礎研究	「自立支援型」地域ケア会議は、今期の津市介護保険事業計画でも各圏域での実施が謳われている。また、国は地域包括ケアシステムの深化の方策としても「自立支援型」地域ケア会議の実施を各自治体にもとめている。 その結果、自治体に対する交付金の算定要件に「自立支援型」地域ケア会議の実施を指標に組み込みことで財政的インセンティブを導入している。 他方で、各自治体は「自立支援型」地域ケア会議の実施に関しては手探りの状態である。そのため本研究では三重県内で実施されている「自立支援型」地域ケア会議の実態を把握し、その特徴、課題などを整理する。 本研究は、自治体が主導する「自立支援型」地域ケア会議のあり方を明らかにするのみならず、「自立支援型」地域ケア会議に参加する専門職である、介護職、福祉職、保健・医療職の果たす役割にも言及していき、地域包括ケアシステム構築における多職種連携のあり方にも言及を深めていく。
北村 香織	女性労働からみる働き方改革	2018 年 12 月に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（以下、労働施策総合推進法）が閣議決定され、それに基づいて厚生労働省は「労働施策基本指針」を示し、現在の働き方を変革し、多様な人材が活躍できる社会をつくることを目指している。 本研究では、特に貧困下に置かれた女性の現状から、政府の示す働き方改革が本当に実態改善に結びつく指針となっているのか検証したい。方法としては、三重県においてどのような具体的計画が示され、女性労働のどのような点に着目しているのかを整理した上で、海外での同様の取り組みや施策などと比較も行いながら日本の働き方改革の特徴を明らかにしたい。
田添 篤史	地域間格差が存在する場合の金融政策依存の問題点	現在のマクロ経済政策は、財政上の制約もあり金融政策に依存する形となっている。しかし金融政策によって決定されるマクロ的諸変数は全国に一律に影響するものであるため、地域間の経済状態に差が存在する場合には、各地域の経済実態を無視した影響を及ぼすことになる。 この研究ではその点に注目し、地域経済の実情に差が存在する場合に、金融政策に依存することがどのような影響を及ぼすかを、特に地域間格差の変動という点に注目して検討する。

長友 薫輝	地域の医療保障・介護保障づくりの政策展開に関する調査～地域医療構想と地域包括ケアシステムの動向から～	地域医療構想と地域包括ケアシステムを両軸として、地域における医療と介護の体制整備が進められている。昨年度は診療報酬と介護報酬が同時改定され、国民健康保険の都道府県単位化が始まった。このような時期において、実際に地域の医療保障・介護保障がどのように整備されているのか。これまで関わってきた秋田県鹿角市、福岡県北九州市における地域調査を行い、各自治体の今後の政策展開に貢献することを目的として研究を進めたい。
-------	--	--

【奨励研究員一覧】

奨励研究員名	研究テーマ	研究概要
長友 薫輝	医療・介護・社会福祉の政策展開における評価指標のあり方を考える	医療・介護・社会福祉の制度改革が相次いでおり、特に自治体・地域に期待される政策展開が進められている現状において、制度・政策の評価指標と評価の仕組みはいまだ形成されているとは言い難い。そこで、今回の奨励研究として評価指標のあり方について考える地研交流集会の開催を契機として、様々な分野の評価指標、SDGsなどの項目なども視野に入れながら研究を進めたい。

【特別研究員一覧】

特別研究員名	研究テーマ	研究概要
岩田 俊二	明治期以降の農村居住環境整備の発展過程に関する研究 ―特に明治初期から戦後開拓まで―	農村の居住環境整備史を耕地整理法の時代、土地改良法の時代を通して著すことを目的にしている。農村整備は昭和45年ごろから本格的に農政の課題となり実施されてきており、その経緯については『豊かな田園の創造 農村整備事業の歴史と展望』（農村整備事業の歴史研究委員会編、日本農業集落排水協会、1999年）等に明らかにされている。また、耕地整理や土地改良事業については『土地改良百年史』（今村奈良臣、平凡社、1977年）等が著されている。しかし、明治初期から戦後開拓あたりまでの旧耕地整理法の時代における農村居住環境整備の歴史についての著作は見当たらないので、特に明治初期から戦後開拓までの期間の農村居住環境整備の歴史について調査研究を行う。方法は同期間の農村居住環境整備の歴史について文献資料から通時的な分析を行うとともに、その分析の中から特徴的な事例地区を選択し、共時的な分析を行う。最終的な研究成果は農村居住環境整備の通史部分と特徴的な地区の個別史部分を併記し農村居住環境整備の歴史を明らかにするが研究の狙いは個別史部分に置く。
茂木 陽一	近世三重県域における行き倒れの研究	近世南勢地域は伊勢神宮へ続く参宮街道が縦走しており、諸国からの参宮道者の来訪に伴い行路病者、行路病死者も多数出現した。とりわけ、宝永・明和・文政のおかげ参りでは数百万人の参宮者が主として抜け参りという形でやってくるので、行き倒れも多発していた。他方、参宮道者の来訪は多数の組織化されない乞食・野非人も招来した。彼らは排除の対象でもあったから縊死・病死・餓死などの乞食死も少なからず出現した。この両者を「行き倒れ」ととらえて、その実態と数量的把握を行うことで、近世の南勢地域における貧困とその保護の問題を考察する。

【共同研究員一覧】

研究代表者	共同研究員名	所属／役割分担
駒田 亜衣	谷口 水穂	三重食文化研究会会員、三重短期大学名誉教授 現地調査聞き取り、資料収集、論文執筆
駒田 亜衣	奥野 元子	三重食文化研究会会員、元三重短期大学非常勤講師 現地調査聞き取り、資料収集、論文執筆

3 研究所刊行物

地研通信

号数	発行日	内容	頁数
135 号	2019.08.05	2019 年 地域問題研究所研究員一覧 どうしてルール違反者を見ると腹が立つのかーネット上に見る道徳的な怒りー 高橋彩 編集後記	8
136 号	2019.11.30	機能性表示食品の普及と管理栄養士、栄養士の役割についての検討 服部知美 技術的失業と技術進歩の方向性 田添篤史 受入図書一覧 編集後記	16

地研年報

号数	発行日	内容	頁数
24 号	2019.09.30	【論説】 基礎的自治会における災害弱者の援護対策に関する研究 岩田俊二・中井加代子 租税分野におけるマイナンバー制度の問題点ーみえライフイノベーション総合特区の事例を考慮してー 大畑智史 【研究ノート】 三重県内各市の「自立支援型」地域ケア会議の実施についてー各紙の「介護保険事業計画」の分析ー 武田誠一 2018 年度地域問題研究所活動記録 地域問題研究所概要 地域問題研究所活動日誌 地域問題研究所刊行物 研究活動	111

執筆者紹介

阿部 稚里	本学生活科学科教授
川上 哲	本学法経科准教授
田添 篤史	本学法経科准教授
大畑 智史	本学法経科准教授
高橋 彩	本学生活科学科准教授
武田 誠一	本学生活科学科准教授※
松田 佳浩	松阪市高齢者支援課課長※
川岸健太郎	鈴鹿市長寿社会課事務職員※
上村 博一	津市社会福祉協議会河芸支部津北部東地域 包括支援センター主任ケアマネージャー※
工藤 暢久	津市地域包括ケア推進室主査※
駒田 亜衣	本学生活科学科准教授
中井 晴美	本学生活科学科助手

※所属・職名は研修時（2019年度）

地研年報 第25号

2020年9月30日発行

編集兼発行者 地域問題研究所長

南 有哲

発行所 三重短期大学地域問題研究所

〒514-0112 三重県津市一身田中野157

TEL 059-232-2341

印刷所 合資会社 黒川印刷

〒514-0008 三重県津市上浜町2-11

TEL 059-226-4877

ANNALS OF
THE INSTITUTE OF REGIONAL STUDIES

TSU CITY COLLEGE

No.25 2020

[Articles]

- On-campus training and teaching practice in the nutrition teacher course at Tsu city college to develop human resources who can play a role in the community
..... *Chisato ABE* (1)
- Changes in political consciousness in metropolitan areas in the 1970s
—A case study of the support base of “Minobe” Tokyo Metropolitan Government
..... *Satoshi KAWAKAMI* (13)
- The relationship between financialization and inequality
..... *Atsushi TAZOE* (37)

[Researches]

- On the Expansion of the Cloud-Based ERP
..... *Satoshi OHATA* (53)
- Identity Development of Junior College Students and Communication With Their Mothers During the Period of Career Decision Making
..... *Aya TAKAHASHI* (61)

[Research Report]

- A Study on “Proposal for Policy on Regional Issues” in Community General Support Center
—FY2019 Tsu-City College Policy Research and Training Results Report —
..... *Nobukazu TAKEDA and Yoshihiro MATUDA and Kentarô KAWAGISI*
Hirokazu UEMURA and Nobuhisa KUDÔ (73)

[Practical Report]

- Efforts in Menu Planning for the Large Scale Cooking Using Regional Special Products in Tsu City
..... *Ai KOMADA and Harumi NAKAI* (93)

Edited and Published by
The INSTITUTE of REGIONAL STUDIES
Tsu City College
Tsu, Mie, Japan